

中野区子ども・子育て支援事業計画
中間の見直し（素案）
【平成 30 年度～平成 31 年度】

平成 29 年（2017 年）11 月
中野区

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	調査の実施	2
5	策定体制と点検・評価	3
6	基本理念と実現するための視点	3
7	基本目標	4
8	計画体系	5
第2章	子どもと子育て家庭を取り巻く状況	
1	人口と世帯の推移	6
2	少子化の状況	8
3	子どもの状況	1 3
4	子育て家庭の状況	1 8
第3章	各目標における取組みの柱と主な取組み	
	目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち	
	(取組みの柱) 1 すこやかな妊娠・出産の支援	2 9
	2 子どもの健康増進	3 3
	3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応	3 7
	4 障害や発達に課題がある子どもへの支援	4 1
	5 家庭の子育て力の向上	4 6
	目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭	
	(取組みの柱) 1 多様で質の高い教育・保育の提供	4 9
	2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進	5 5
	目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち	
	(取組みの柱) 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化	6 0
	2 子どもの安全を守る活動の充実	6 4
第4章	需要見込みと確保方策	
1	需要見込みと確保方策	6 7
2	幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策	6 9
3	地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策	7 3

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

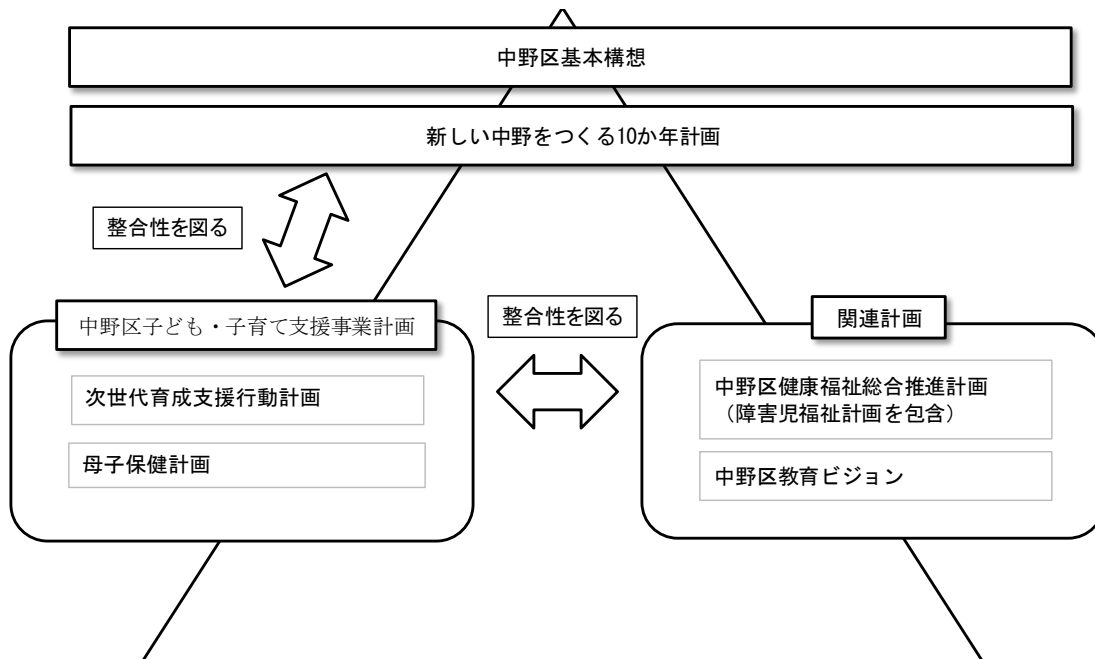
少子化や核家族化の傾向は続き、児童虐待の増加、障害や発達に課題のある子どもや保育所に入所できない子どもの増加など、子どもと家庭を取り巻く環境には多くの課題があります。これらの区民ニーズに的確に対応するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法を踏まえ、次世代育成支援行動計画でのこれまでの取り組みを検証し、子どもと子育て家庭への支援に関する総合的な計画として、「中野区子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。区では、本計画に基づき、全ての子どもに良質な子育て環境を等しく保障し、各家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援と子どもと家庭を支える地域づくり、子育てしやすい環境の整備を進めています。この計画は平成27年度から平成31年度の5か年としており、平成29年度が中間年度にあたることから、過去2年間の実績を踏まえ、計画の見直しを行います。

平成27年度の計画策定後、区においては出生数、乳幼児人口は増加傾向にあります。保育園入所待機者の解消や発達に課題のあるお子さんへの対応の充実、多様な保育施設や幼稚園の就学前教育の質の向上などの課題に対する取り組みが早期に求められる状況となっています。さらに、子どもから高齢者まで、すべての区民を地域で支える地域包括ケアシステムによる子育て家庭への総合的な支援を進める必要もあります。

この見直しに基づき、引き続き子育て支援のニーズに応えられるよう、切れ目のない子育て施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第61条で定める中野区の「子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」、及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」としても位置付ける、区の子育て支援に関する総合的な計画とします。
- (2) 「障害児福祉計画」を包含する「中野区健康福祉総合推進計画」や「中野区教育ビジョン」との整合性を図ります。
- (3) 「中野区基本構想」や「新しい中野をつくる10か年計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

この計画は、平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間を計画期間とします。

4 調査の実施

計画策定に先立ち、需要見込み及び確保方策と現状に乖離のあった保育園や幼稚園の利用希望について把握し、計画の基礎資料とするため、「保育需要に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要は、下記のとおりです。

【調査の概要】

1. 調査対象
平成 29 年 4 月 1 日現在の年齢が 0～5 歳の乳幼児の保護者
2. 調査期間
平成 29 年 7 月 28 日～平成 29 年 8 月 23 日
3. 調査対象者数・回収調査票数等

	乳幼児保護者
調査対象数	2,500 件
回収調査票数	1,691 件
回収率	67.6%

4. 内 容
子どもの人数、父母の就労状況、保育サービスの利用実績、利用意向等について

5 策定体制と点検・評価

計画の策定にあたっては、区長の附属機関である「中野区子ども・子育て会議」（平成25年8月設置）において、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項等について意見を伺うとともに、広く区民等から意見・提案を聴取します。

本計画に基づく施策の各年度における実施状況等については、「中野区子ども・子育て会議」で意見を聴き、点検・評価を行い、その結果を公表します。

6 基本理念と実現するための視点

この計画は、次の基本理念の実現を目指して策定します。

基本理念

**「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、
子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」**

すべての子どもが自分らしさを大切にして、のびのびと育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たちだれもの願いです。そのためには、子ども一人ひとりの幸せを考え、各々の成長や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えていくことが必要です。

安心して子育てができる環境を整えていくことで、子どもをもつ人々が増え、子どもたちの姿があふれた活気のある地域になっていきます。

子育ての第一義的責任は親・家庭にあります。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、家庭としての機能も弱体化している状況です。一方、将来の社会の担い手となる子どもの育ちと子育て家庭を支えることは、社会全体で取り組むべき課題でもあります。地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支えていくことを通じて、子育てに対する喜びや生きがいで地域が結びつき、世代を越えた豊かなふれあいが生まれてきます。

「このまちで、子育てをして本当に良かった」とだれもが互いに喜びあえ、「子どもを産み育てたい」との希望を持つ人々が集う中野のまちを目指します。

基本理念を実現するための視点

- ◆一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます
- ◆地域全体で力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援します
- ◆妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います

7 基本目標

基本理念に基づき、今後2年間で目指す目標を次のように定めます。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

【目指す姿】

妊娠中からの健康管理や出産に対する支援が行われ、安心して出産に臨むことのできる環境が整い、子どもを産み育てることへの意欲とともに子どもをもつ喜びを実感しています。

また、身近な地域で子どもの発達段階に応じた切れ目ない支援や相談が行われ、子どもたちが豊かに成長し、保護者は孤立することなく、肯定感をもって子育てをしています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

【目指す姿】

多様な保育サービスが整えられ、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けることができている。また、保育所を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭が子どもや家庭の事情に応じて、必要な子育て支援サービスが受けられ、安心して暮らしています。

保護者の就労、利用施設の種類や設置主体の区別なく、すべての子どもが幼児期に質の高い教育・保育を等しく受けられる環境が整っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

【目指す姿】

地域におけるさまざまな子どもの育成活動が家庭や学校、行政と連携して行われ、子育て家庭は、安心して子どもを育てています。

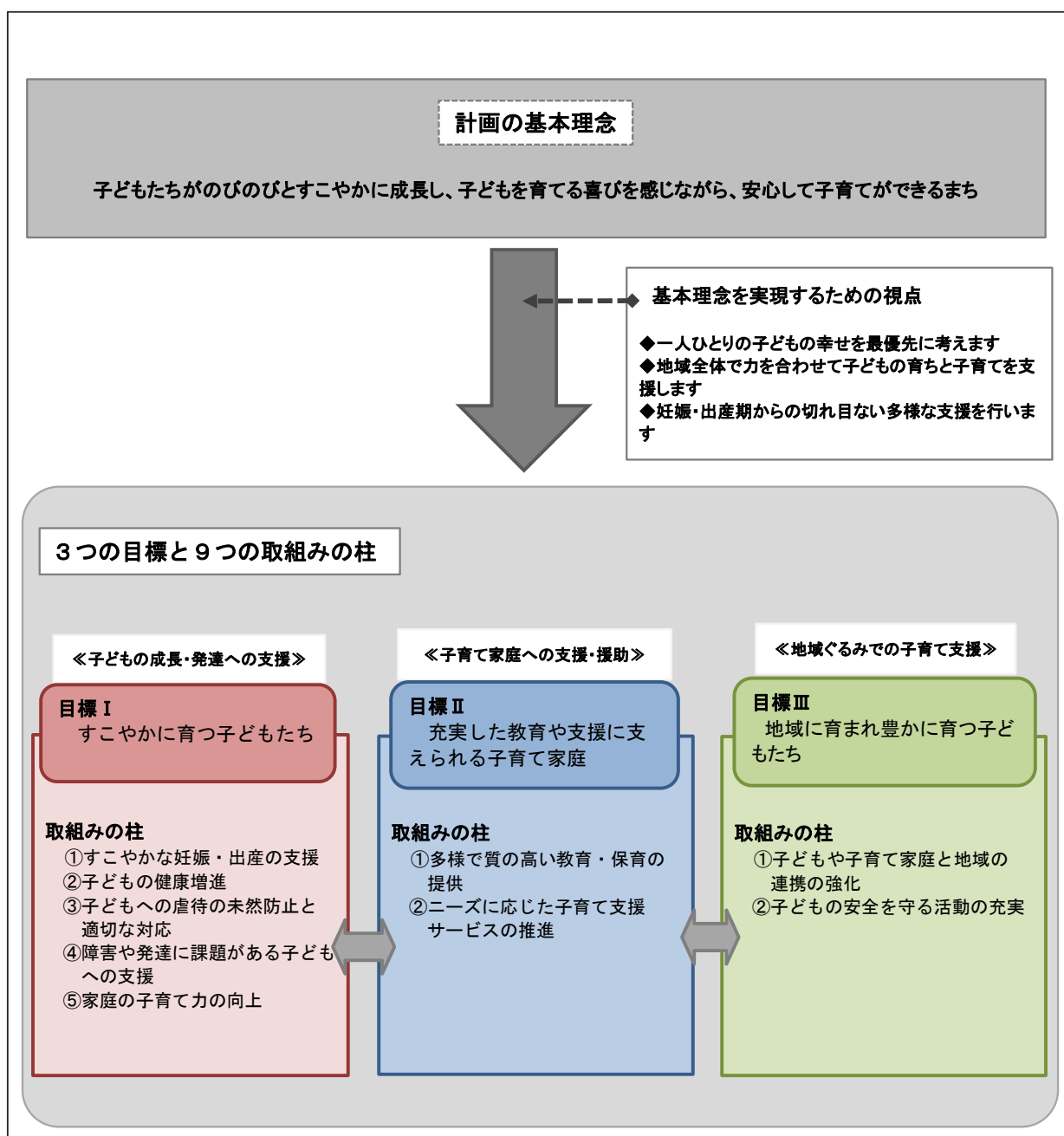
子どもたちも、地域と関わりながら、さまざまな世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長し、次代の担い手として育っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

8 計画体系

中野区子ども子育て支援事業計画 基本理念・実現するための視点・目標と取組みの柱



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

1 人口と世帯の推移

【単独世帯の増加と子どもがいる世帯の減少】

区の人口は減少傾向が続き、平成7年（1995年）には306,581人となりましたが、以降微増傾向となり、平成27年（2015年）には328,215人となっています。今後、中野のまち全体の活力が高まることに伴い、人口が増加していく可能性が考えられます。

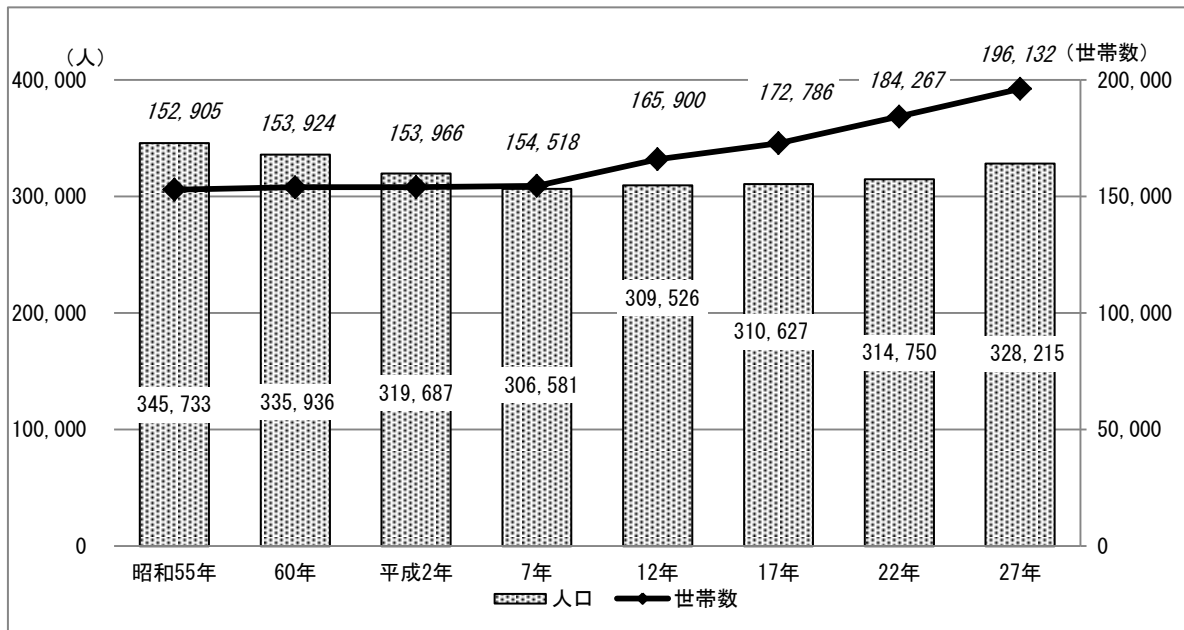
世帯数は、昭和55年（1980年）には152,905世帯で、平成7年（1995年）まではほぼ横ばい状態でしたが、それ以降は増加に転じ、平成27年（2015年）には196,132世帯となり、昭和55年（1980年）から平成27年（2015年）までの35年間で約1.3倍に増加しています（図1参照）。また、1世帯あたりの人員は、昭和55年（1980年）で平均2.3人でしたが、平成27年（2015年）には平均1.7人に減少しています。

単独世帯（注・7ページ・図2参照）については、昭和55年（1980年）は61,015世帯でしたが、平成27年（2015年）には121,396世帯と増加し、一般世帯（注）に占める割合は、61.9%にもなっています。

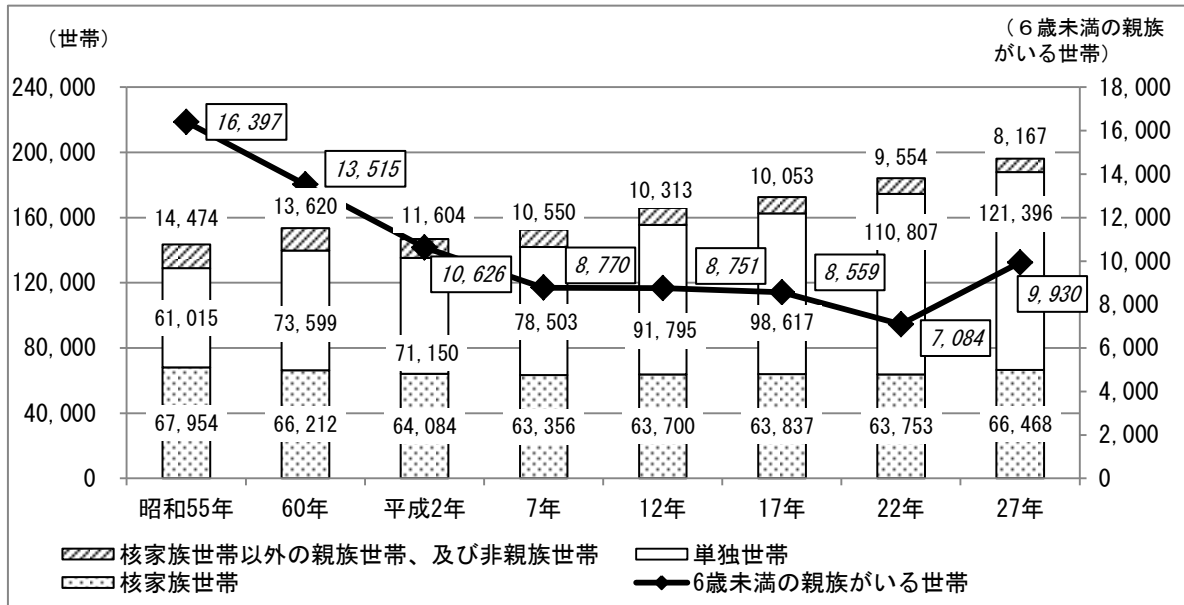
これに対して核家族世帯（注）は、昭和55年（1980年）には67,954世帯でしたが、平成27年（2015年）には66,468世帯と減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は33.9%となっています。

また、6歳未満の親族がいる世帯は、昭和55年（1980年）には16,397世帯でしたが、平成27年（2015年）には9,930世帯に減少しています。しかし、平成22年度まで続いていた減少傾向が、平成27年度には増加に転じました。

【図1 区の人口と世帯数の推移(国勢調査)】



【図2 区における世帯の推移(国勢調査)】



(注)

- 世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。**一般世帯**とは、①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えている単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。
- 世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。**単独世帯**とは、世帯人員が一人の世帯です。なお、**核家族世帯**とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。
- 世帯類型が不詳のものを数値に含めていないため、6ページの図1の世帯数とは数字が異なります。

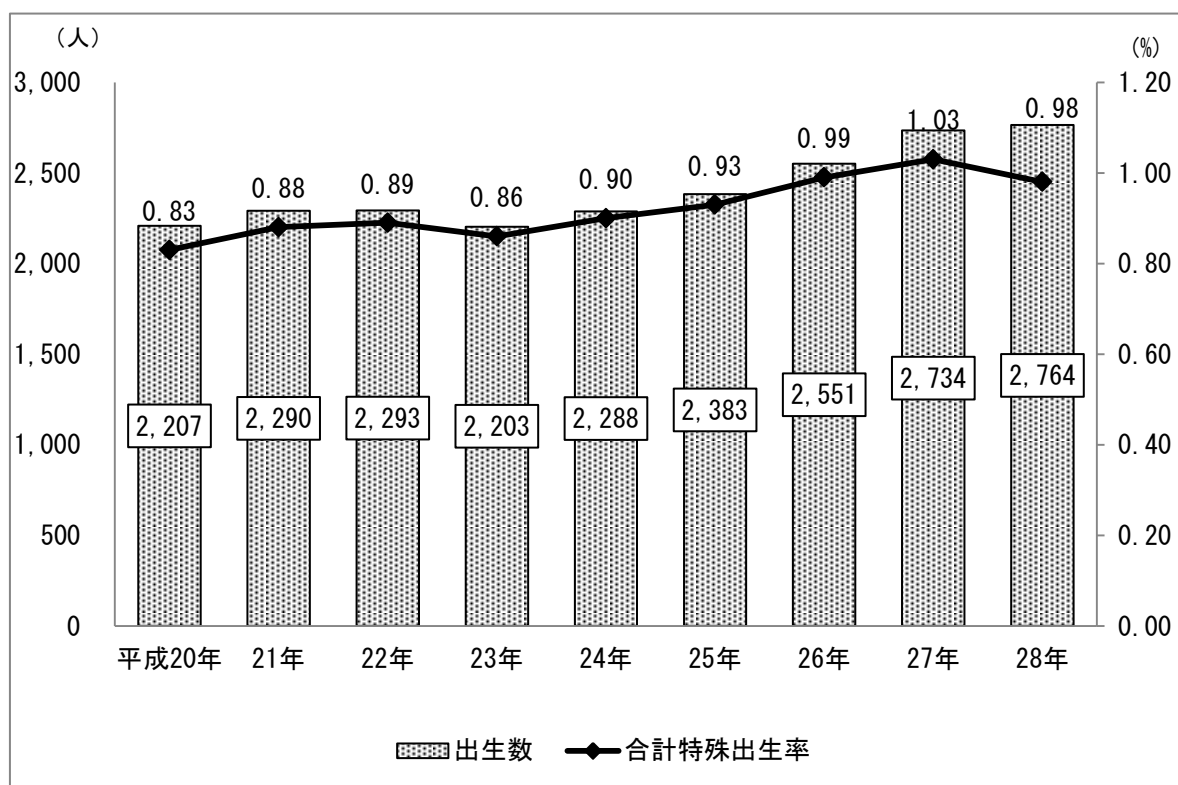
2 少子化の状況

【出生数と合計特殊出生率の推移】

区における出生数と合計特殊出生率は増加傾向にありましたが、平成 28 年（2016 年）については、出生数は 2,764 人と前年度より増えていますが、合計特殊出生率は 0.98 と減少しました（図 3 参照）。

母親となる年齢（合計特殊出生率対象年齢 15～49 歳）の女性の割合は、平成 29 年（2017 年）までは横ばいで推移しています（9 ページ・図 4 参照）。

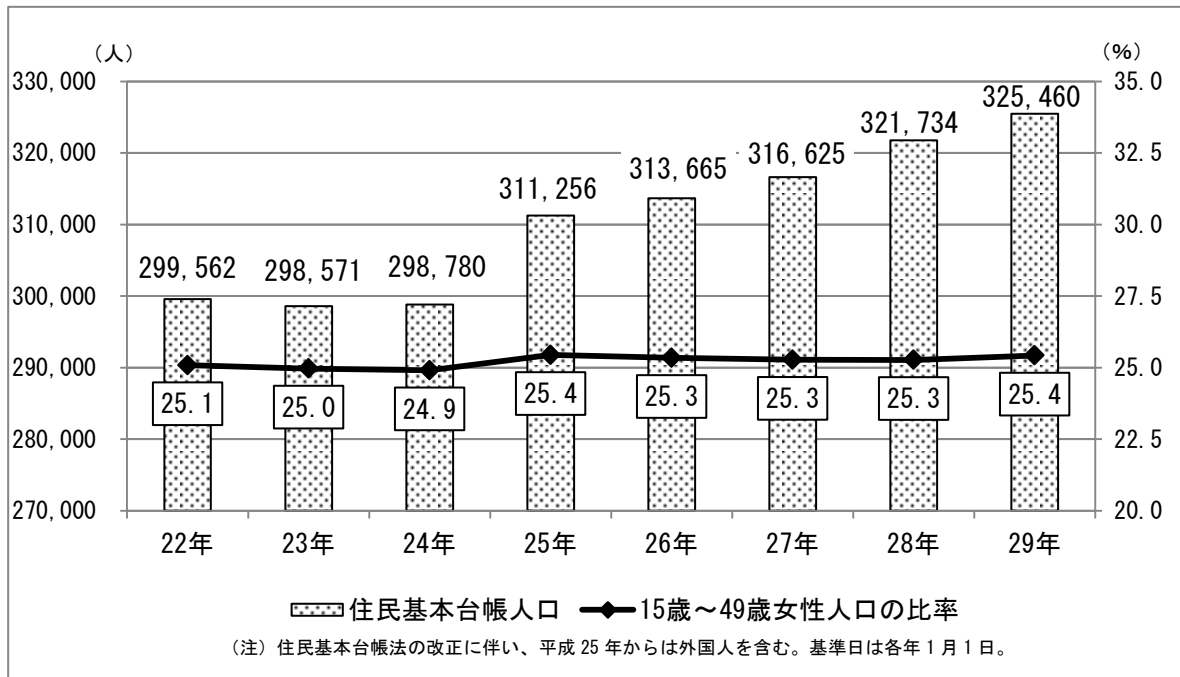
【図 3 区における出生数と合計特殊出生率の推移（人口動態統計）】



※合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率の合計）

一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

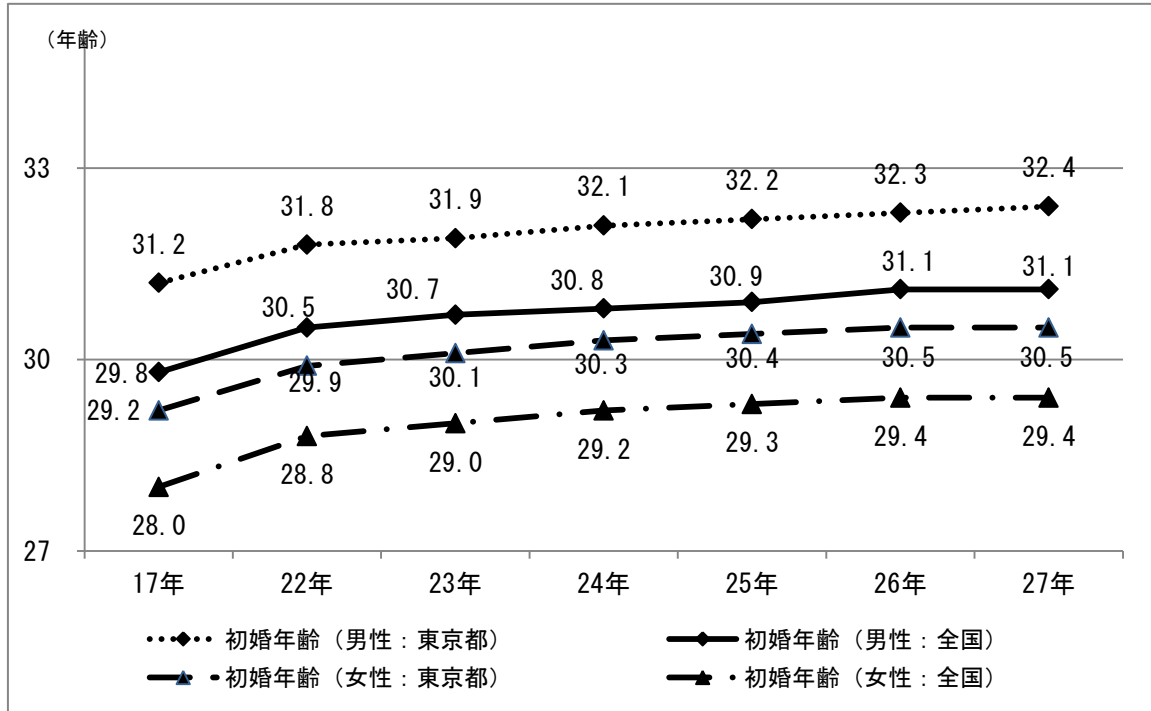
【図4 区の人口及び合計特殊出生率対象年齢（15～49歳）女性の人口の割合（住民基本台帳）】



【晩婚化の進行】

初婚年齢は、全国、東京都ともに年々高くなっています。東京都は全国よりさらに晩婚化が進んでいますが、ほぼ同じようなカーブを描いて上昇しています。東京都の初婚年齢は、平成17年（2005年）には女性は29.2歳、男性は31.2歳でしたが、平成27年（2015年）には、女性は30.5歳、男性は32.4歳となりました（図5参照）。

【図5 全国・東京都における初婚年齢の推移（人口動態調査）】

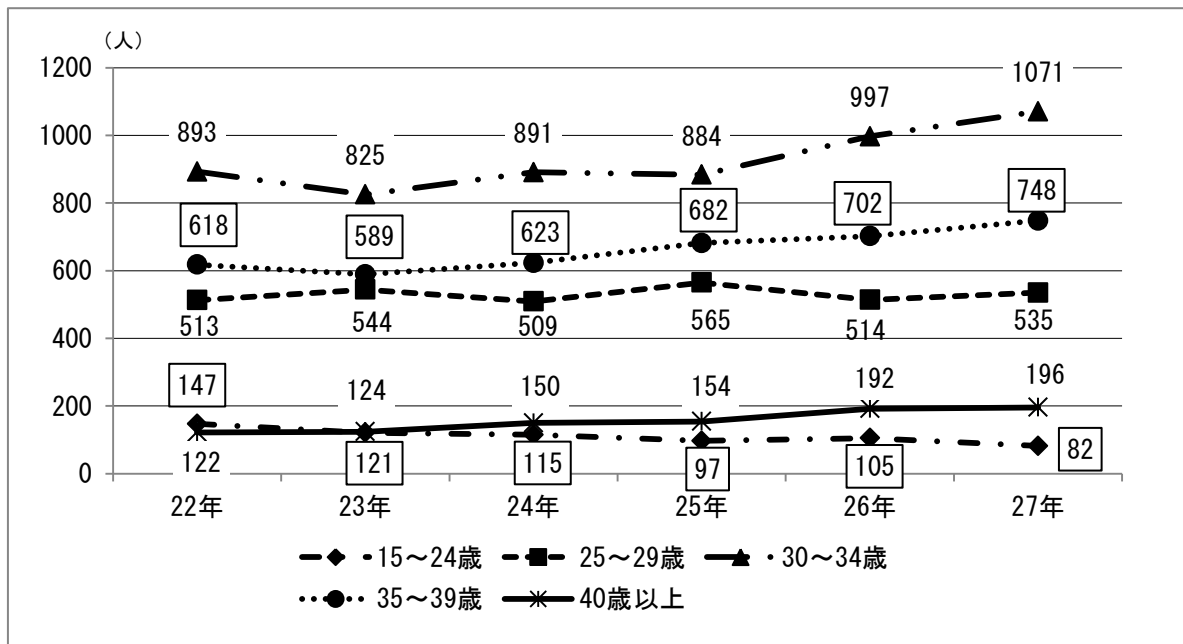


【晩産化の進行】

区の母親の年齢別出産状況は平成22年（2010年）以降、30～34歳で出生した母親が最も多くなっています。続いて、35～39歳が2番目に多く、25～29歳での出産は3番目の状態が続いています。

また、15～24歳での出産については、平成23年（2011年）以降は40歳以上を下回り、最も低くなりました（図6参照）。

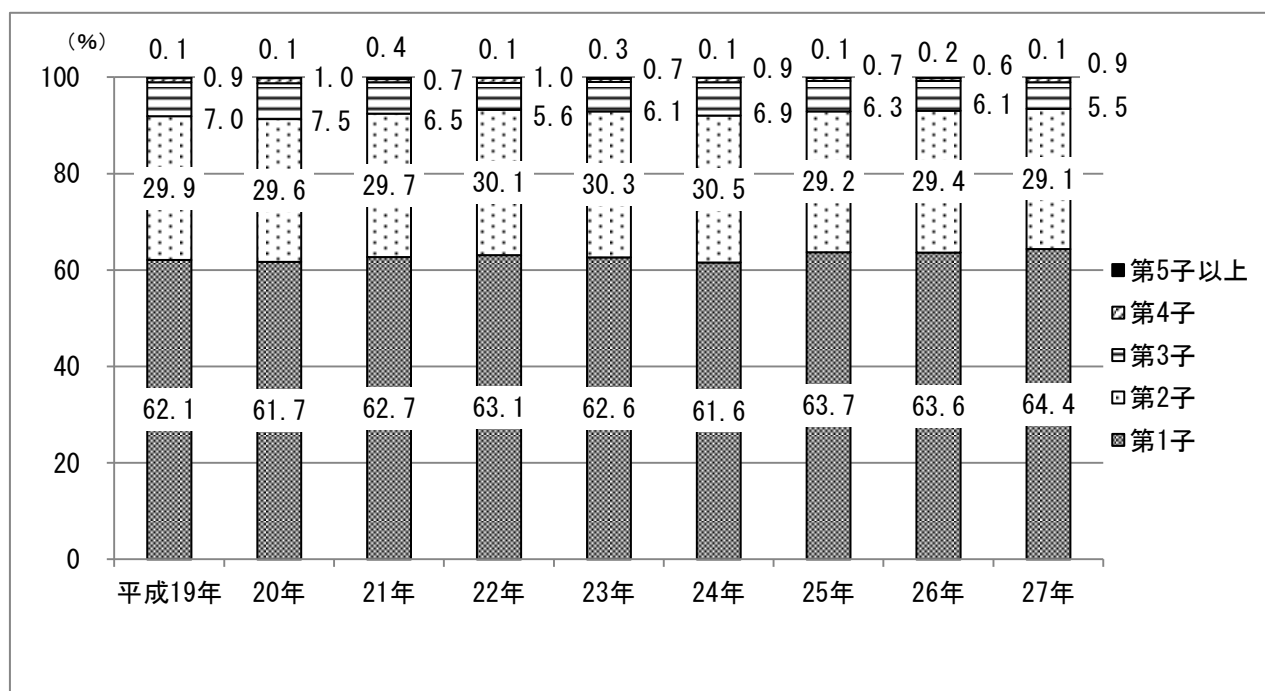
【図6 区における母親の年齢別出産状況の推移（健康福祉部統計）】



出生順位別の状況をみると、いずれの年も第1子が全体出生率の60%以上を占めており、平成27年（2015年）では64.4%となりました。

第2子は全体出生数の30%前後で、第3子は5~7%で推移しており、平成19年（2007年）から大きな変化は見られません（図7参照）。

【図7 区における出生順位別の状況（健康福祉部統計）】

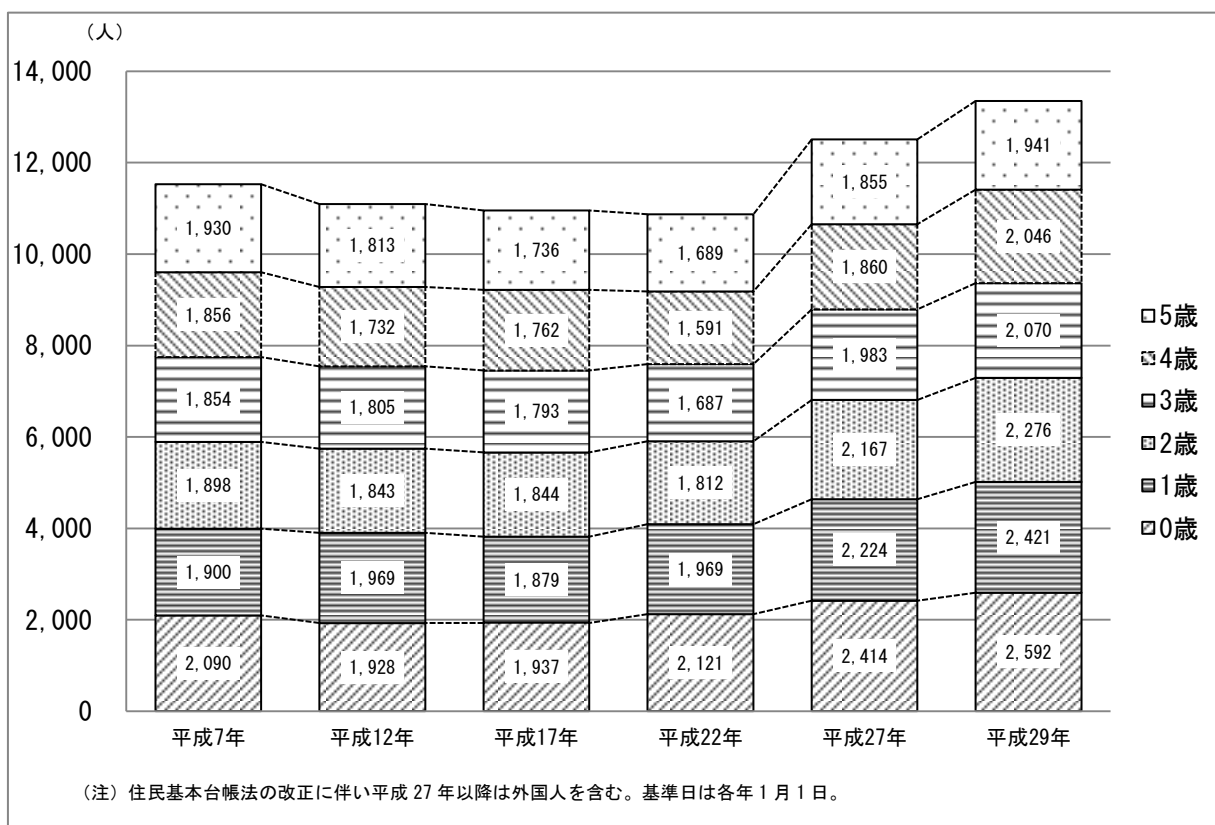


3 子どもの状況

【未就学児の状況】

区における0～5歳の子どもの人口については、平成7年（1995年）から平成22年（2010年）までは、概ね横ばいで推移していましたが、平成27年（2015年）以降は、いずれの年齢においても増加しています。平成29年（2017年）に、0歳では2,592人、1歳では2,421人、2歳では2,276人、3歳では2,070人、4歳では2,046人、5歳では1,941人となりました（図8参照）。

【図8 区における未就学児人口の推移（住民基本台帳）】



【教育・保育施設の現状】

区には、私立と区立あわせて 21 園の幼稚園があります（表 1 参照）。保育施設は、私立と区立あわせて 53 園のほか、区の認可保育事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業や認証保育所などがあります（表 2 参照）。

また、認定こども園は、幼保連携型と幼稚園型が 1 園ずつあり、いずれも私立園となっています（表 3 参照）。

【表 1 区内の幼稚園】

（平成 29 年 4 月現在）

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	19	3,427
区立幼稚園	2	160
合計	21	3,587

【表 2 区内の保育施設】

（平成 29 年 4 月現在）

施設区分	施設数	定員
保育園	53	4,798
私立保育園	33	2,920
区立保育園	20	1,878
認証保育所	16	502
家庭的保育事業	11	37
小規模保育事業	13	209
事業所内保育事業	1	5
保育室	1	60

【表 3 区内の認定こども園】

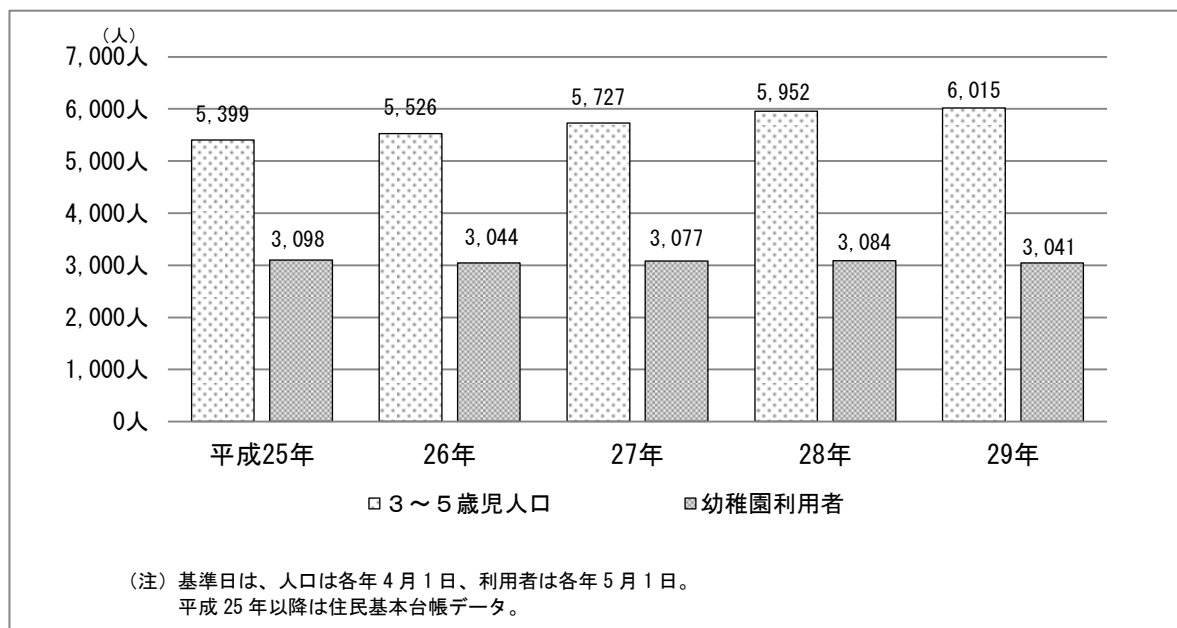
（平成 29 年 4 月現在）

施設区分	施設数	定員	
		幼稚園的利用	保育園的利用
幼保連携型認定こども園	1	45	99
幼稚園型認定こども園	1	165	66
合計	2	210	165

【幼稚園の利用状況】

区の 3～5 歳児の人口は年々増加していますが、区内在住の幼稚園利用者は、平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）まで概ね横ばいで推移しています。平成 29 年（2017 年）は 3,041 人で平成 28 年（2016 年）から 43 人の減少となりました（15 ページ・図 9 参照）。

【図9 区内在住の幼稚園利用者※区外利用含む（子ども教育部統計）】



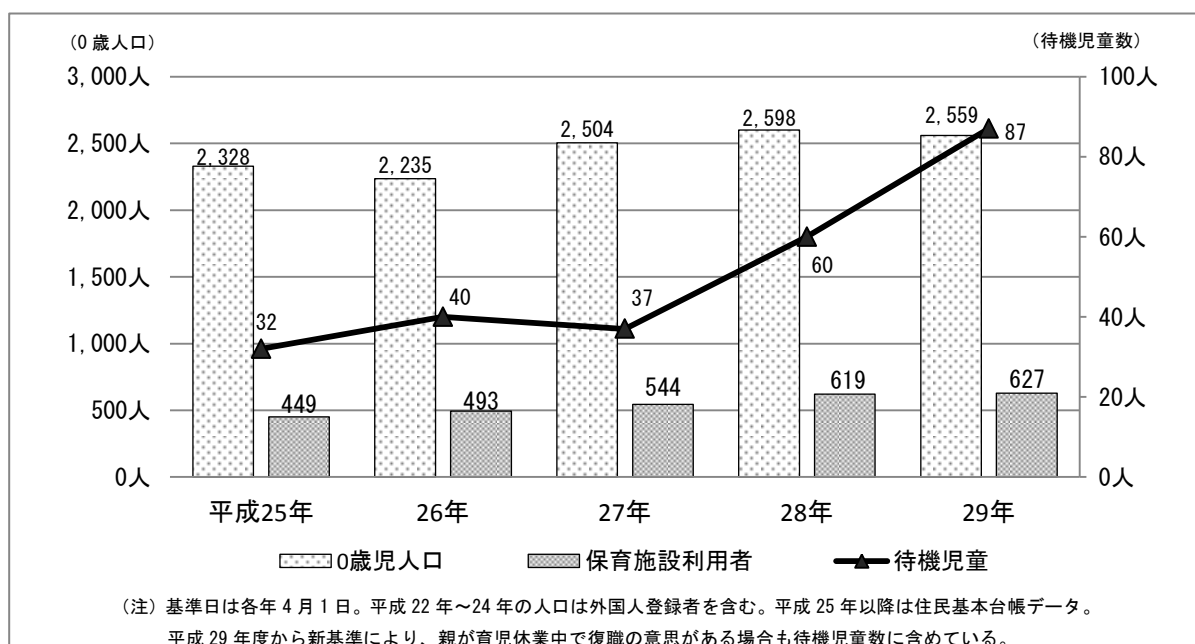
【保育施設の利用状況】

区内在住の未就学児童の保育施設利用者は、いずれの年齢においても増加傾向にあり、平成25年（2013年）と平成29年（2017年）を比べると、0歳児では449人から627人、1・2歳児では1,590人から2,199人、3～5歳児では2,146人から2,812人と大幅な増加となりました（15ページ・図10、16ページ・図11、図12参照）。

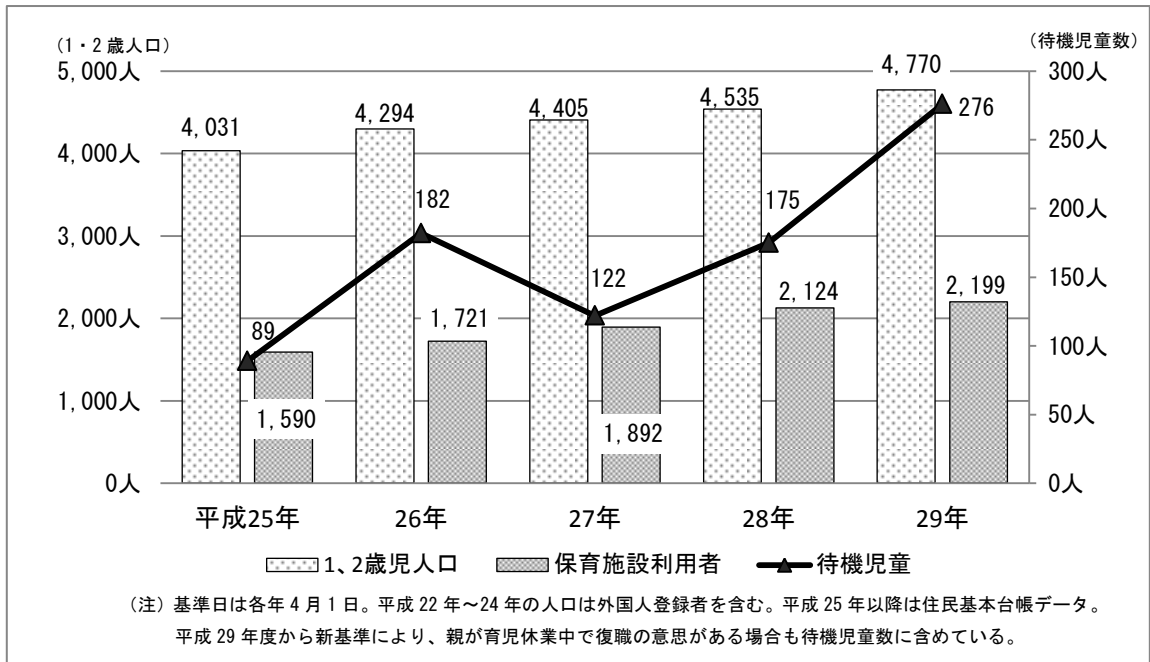
保育施設の新規誘致等により、保育定員の増を図っているものの、保育を希望する人も年々増加しており、依然として待機児童が発生しています。

待機児童数は、3～5歳児では減少しましたが、0歳児と1・2歳児については、増加しています。

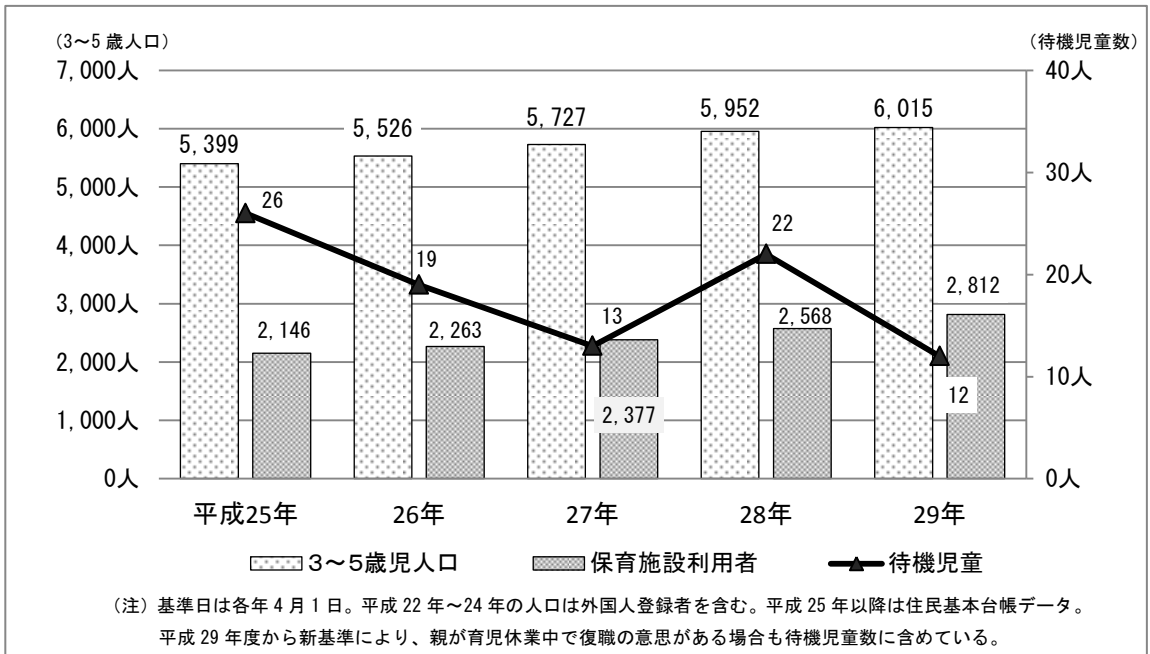
【図10 0歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【図 11 1・2 歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【図 12 3～5 歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【区立小中学生の状況】

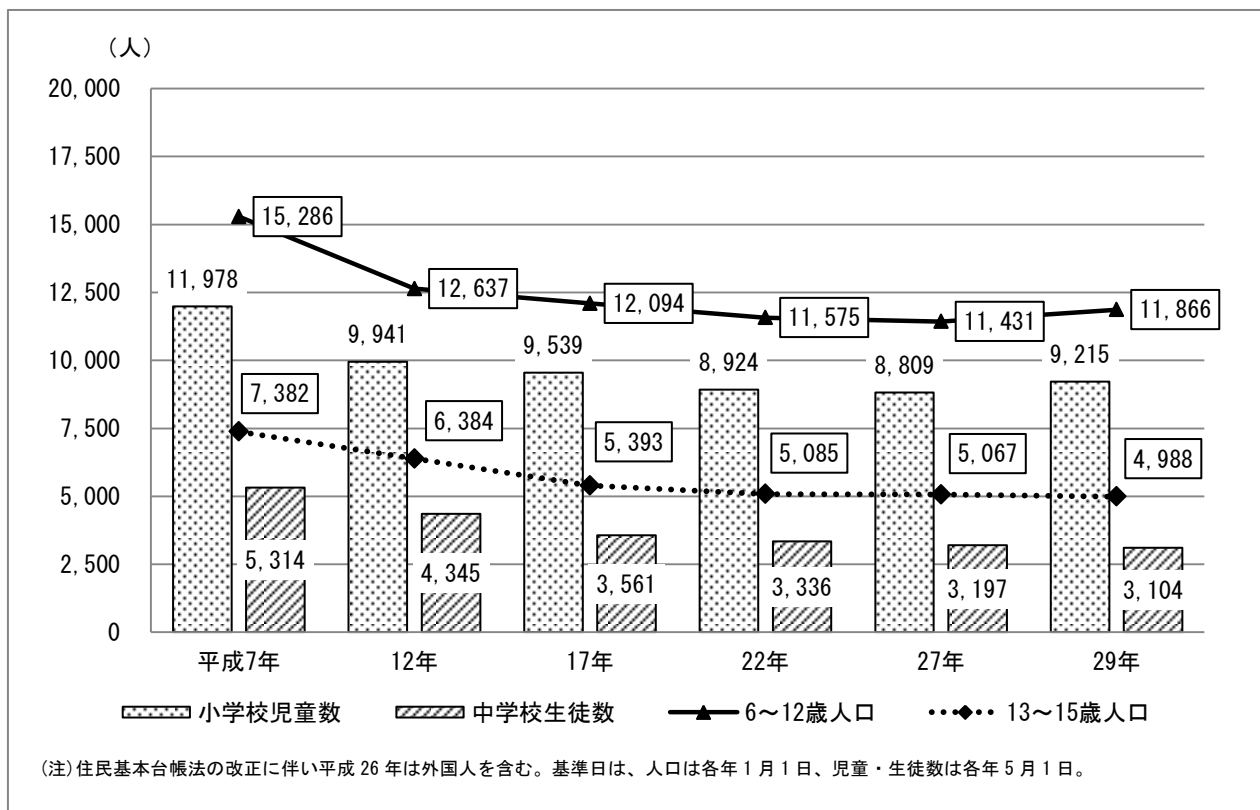
区における6～15歳の人口は減少傾向にあります。平成29年（2017年）には6～12歳は11,866人、13～15歳は4,988人となっており、平成7年（1995年）と比べると6～12歳では3,420人（22.3%）、13～15歳では2,394人（32.4%）減少しています。しかし、6歳～12歳の人口は平成29年度（2017年）に増加に転じています。

区立小学校児童数は平成7年（1995年）には11,978人でしたが、平成29年（2017年）には9,215人となり、平成7年（1995年）の76.9%にまで減少しています。

また、区立中学校生徒数は平成7年（1995年）には5,314人でしたが、平成29年（2017年）には3,104人となり、平成7年（1995年）の58.4%にまで減少しています（図13参照）。

【図13 区における6～15歳人口及び区立小学校児童数、中学校生徒数の推移

（住民基本台帳及び平成29年度教育委員会事務局統計）】



4 子育て家庭の状況

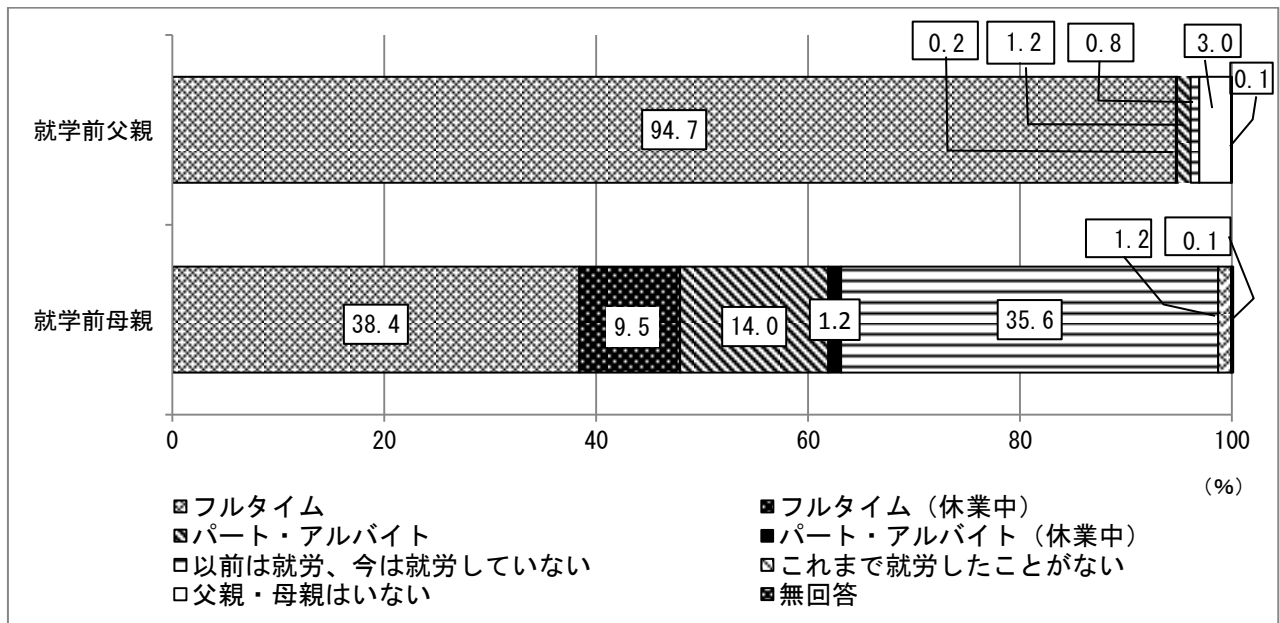
【父母の就労状況】

子育て家庭における父母の就労状況について、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）」「中野区保育ニーズ調査（平成 29 年度実施）」によると、父親の就労状況は、90%以上がフルタイムの就労です。一方、母親は、「以前は就労、今は就労していない」割合が一番多く、就学前児童のいる家庭の母親では 35.6%、小学生のいる家庭の母親は 35.4%となっています。（図 14 参照）

また、平日に子どもと接する時間をみると、父親は「ほとんどない」が 22.5%と最も多く、次いで「1時間ぐらい（21.3%）」「2時間ぐらい（18.7%）」となっています。母親は「4時間以上」が 82.6%を占め、次いで「3時間ぐらい（12.2%）」となっています。これらのことから、父親よりも母親に子育ての負担がかかっていることがわかります。（P. 21 図 22、23 参照）

【図 14 父母の就労状況】（就学前児童）

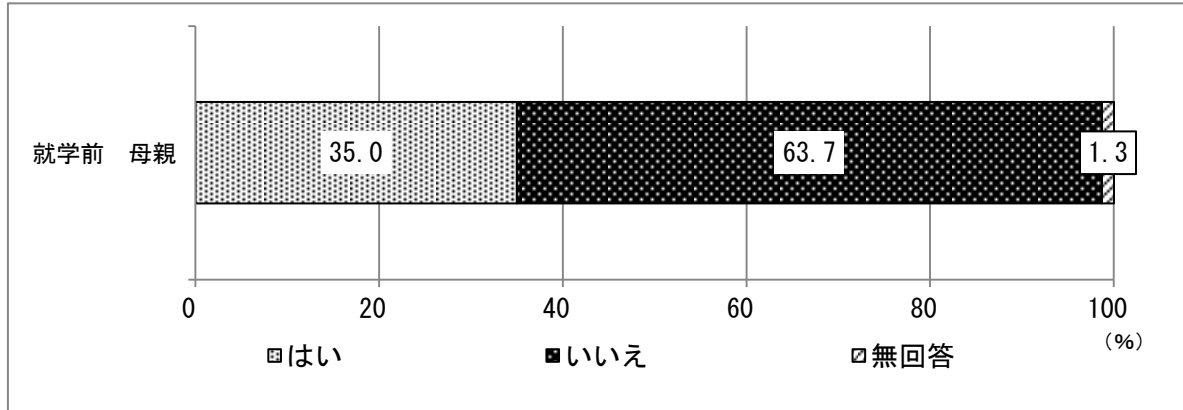
[回答者数=1,691人]



中野区保育ニーズ調査（平成 29 年度実施）

【図 15 現在、就労していない母親の就労希望】（就学前児童）

[回答者数=622人]



中野区保育ニーズ調査（平成 29 年度実施）

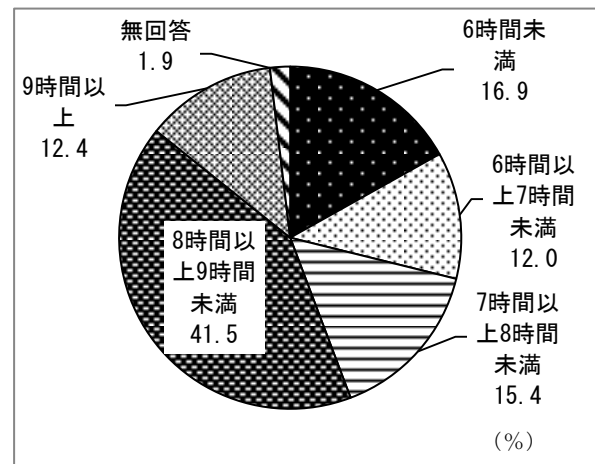
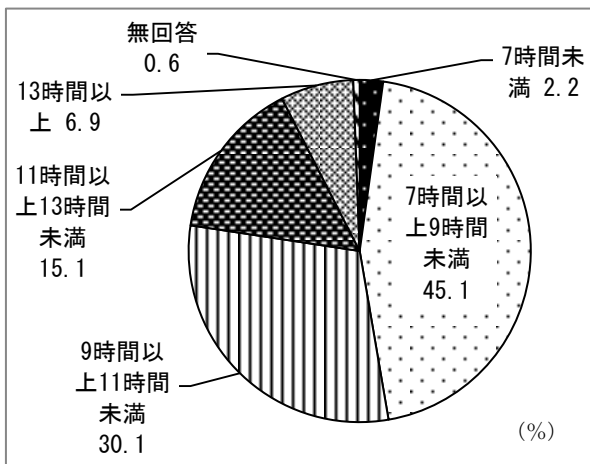
【図 16 父母の 1 日あたりの就労時間】（就学前児童）

父親

【回答者数=1,626人】

母親

【回答者数=1,066人】



中野区保育ニーズ調査（平成 29 年度実施）

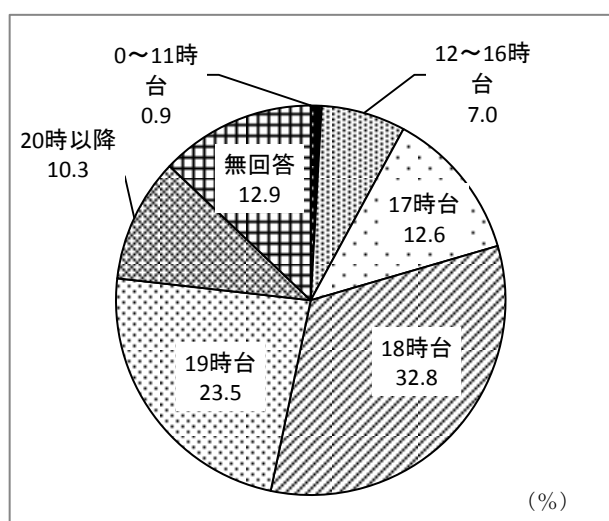
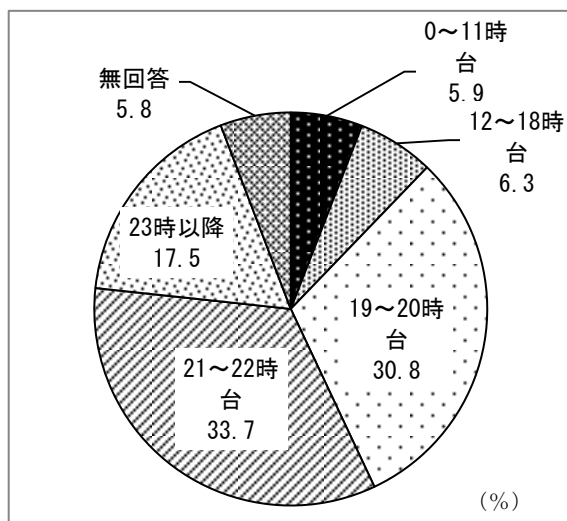
【図 17 父母の帰宅時間】（就学前児童）

父親

【回答者数=1,626人】

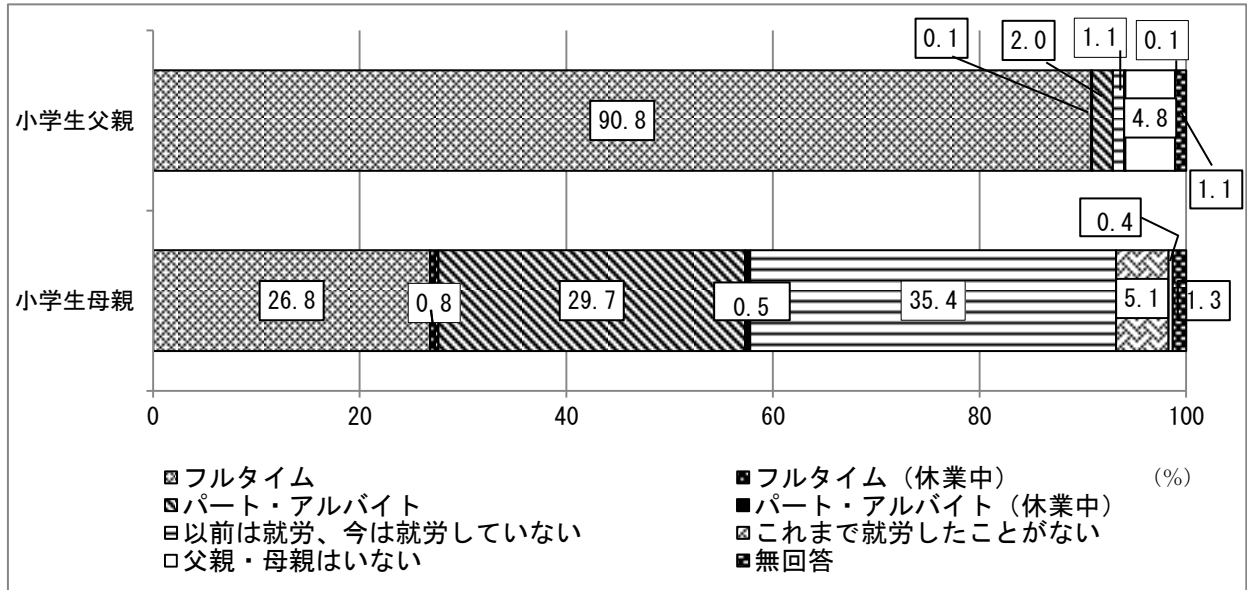
母親

【回答者数=1,066人】



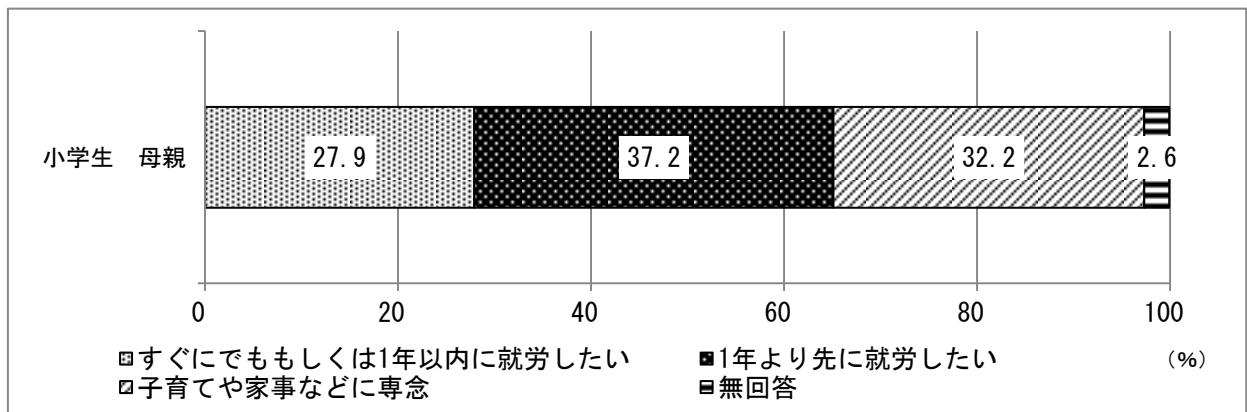
中野区保育ニーズ調査（平成 29 年度実施）

【図 18 父母の就労状況】（小学生）



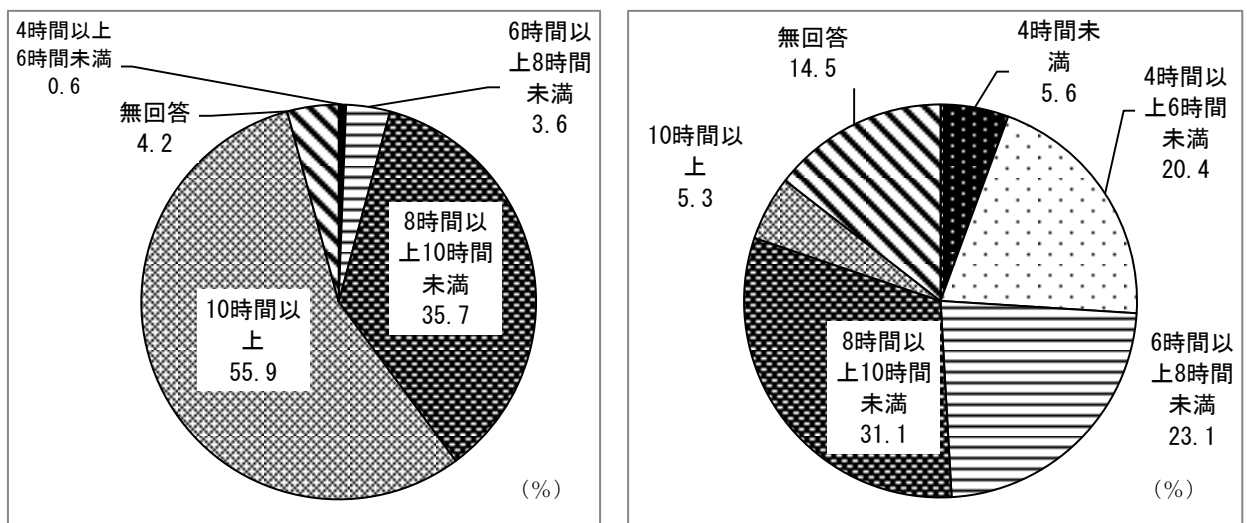
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【図 19 現在、就労していない母親の就労希望】（小学生）



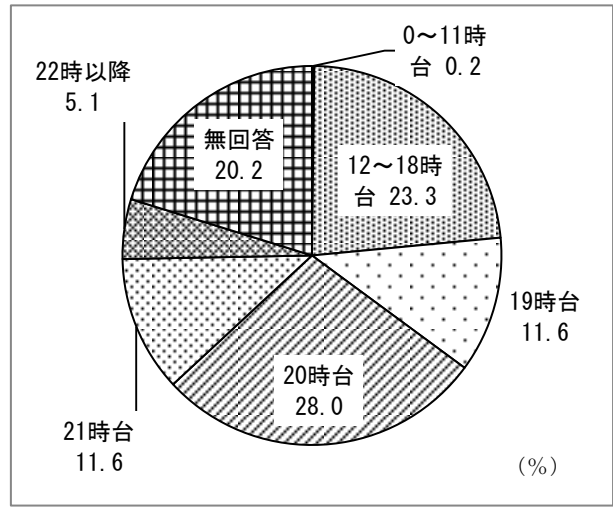
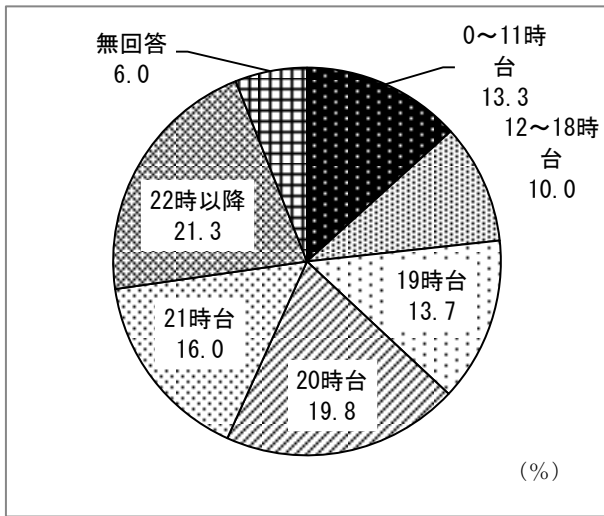
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【図 20 父母の1日あたりの就労時間】（小学生）



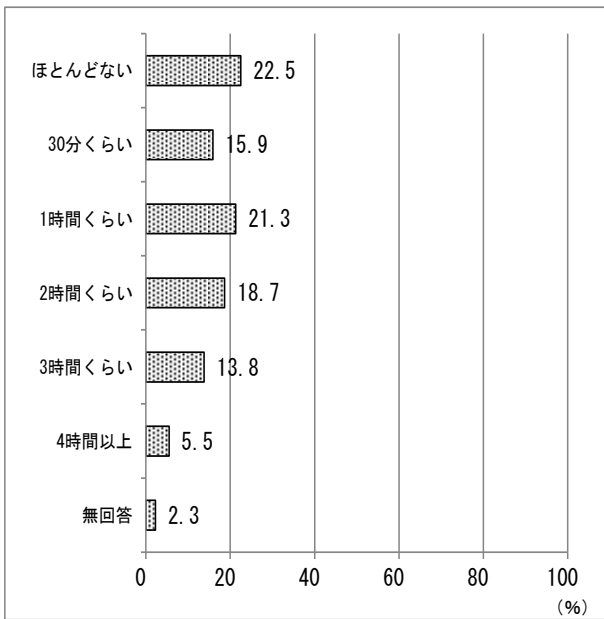
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【図 21 父母の帰宅時間】（小学生）

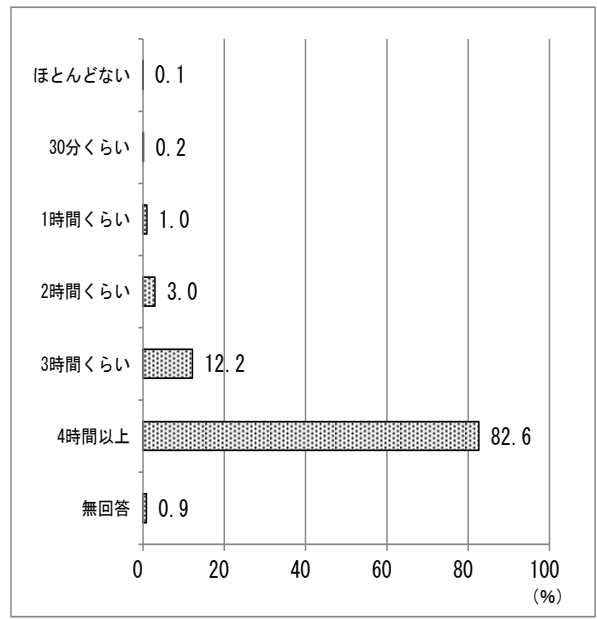


中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【図 22 父親が平日子どもと接する時間】



【図 23 母親が平日子どもと接する時間】



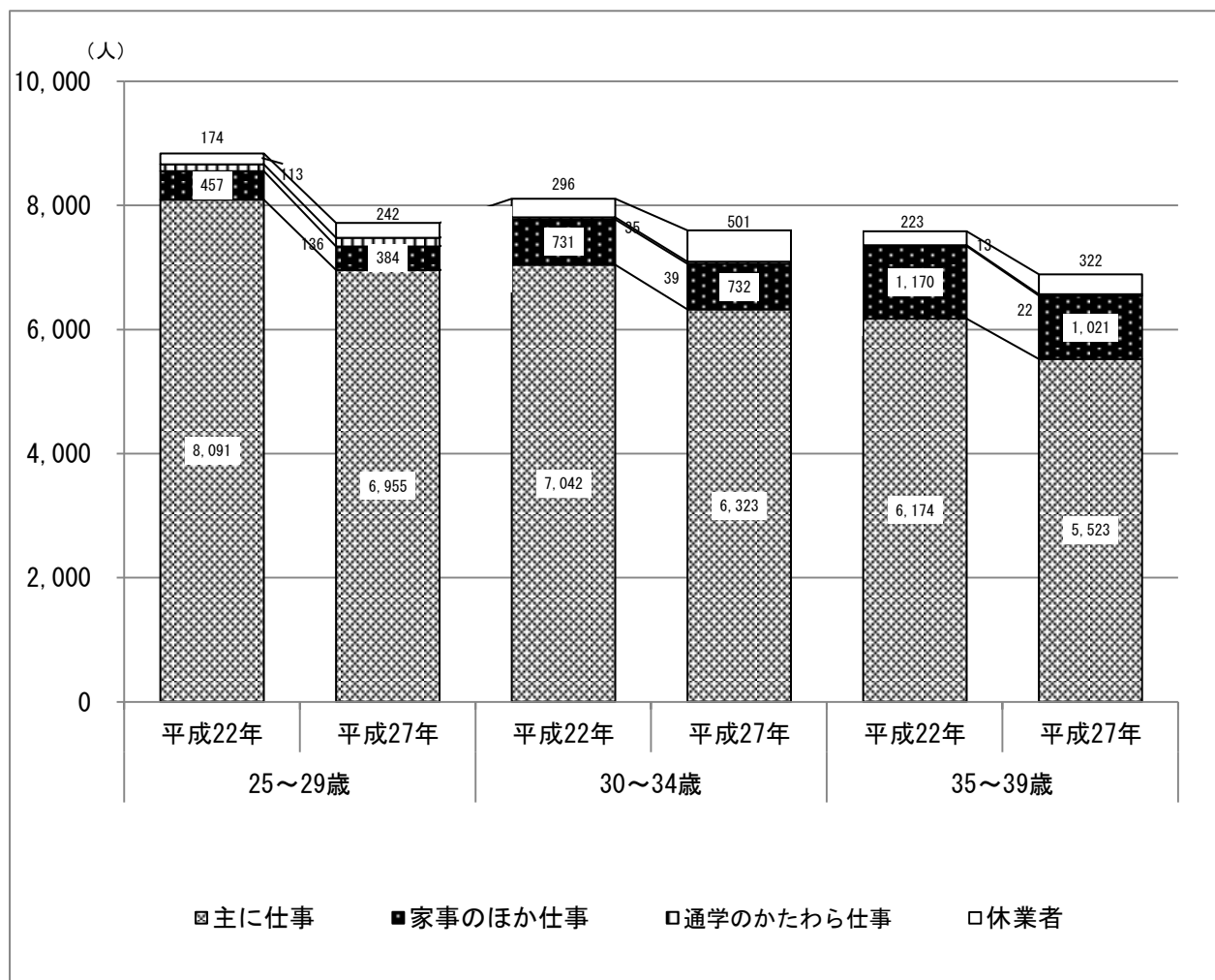
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【女性の就業者の変化と育児休業制度、看護休暇制度など】

区における女性の就業状態についてみると、平成22年（2010年）には子育ての中心世代と考えられる25～39歳の就業者数(注)は、24,519人でしたが、平成27年（2015年）には22,200人と減少しています。また、5歳ごとの年齢別に就業状況の内訳をみると、「主に仕事」の女性はどの年齢においても減少しています（図24参照）。

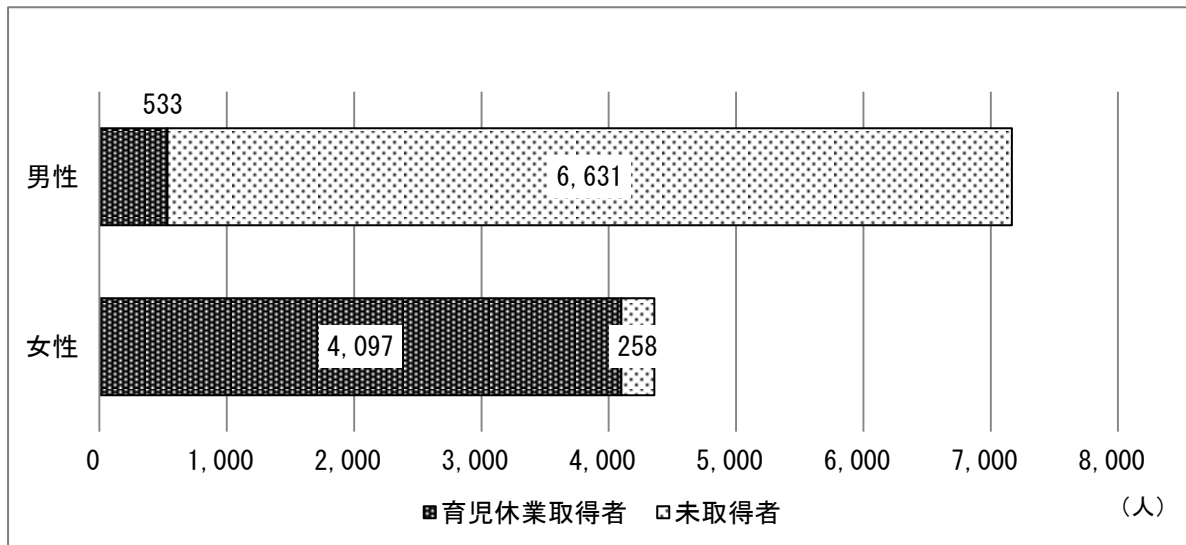
(注)「就業者数」は、主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、仕事を休んでいた人の合計数

【図24 区における女性の就業状況（25～39歳）（国勢調査）】

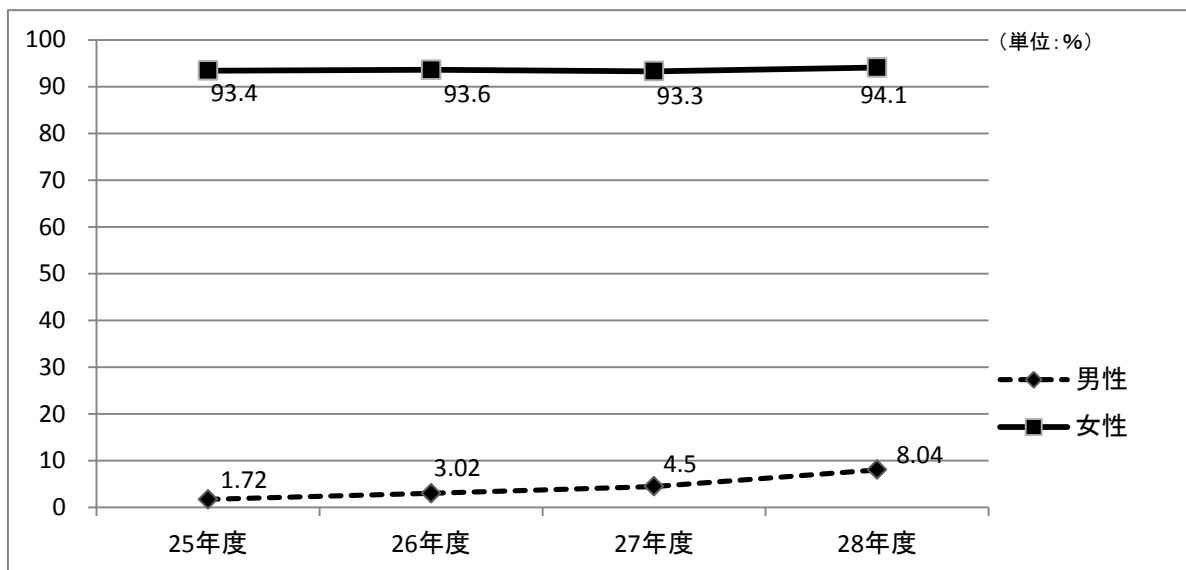


また、東京都内全域の従業員規模 30 人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「多様な働き方への取組等企業における男女の雇用管理に関する調査」によると、平成 28 年度に育児休業を取得した男性が 533 人、女性が 4,097 人となっています（図 25 参照）。女性の実際の育児休業取得率が 90%以上で推移している一方、男性の実際の育児休業取得率は近年上昇傾向にありますが、平成 29 年度は 8.04%と依然として低い水準です（図 26 参照）。

【図 25 東京都における育児休業取得者の有無（男女別）（平成 28 年度企業における男女雇用管理に関する調査）】



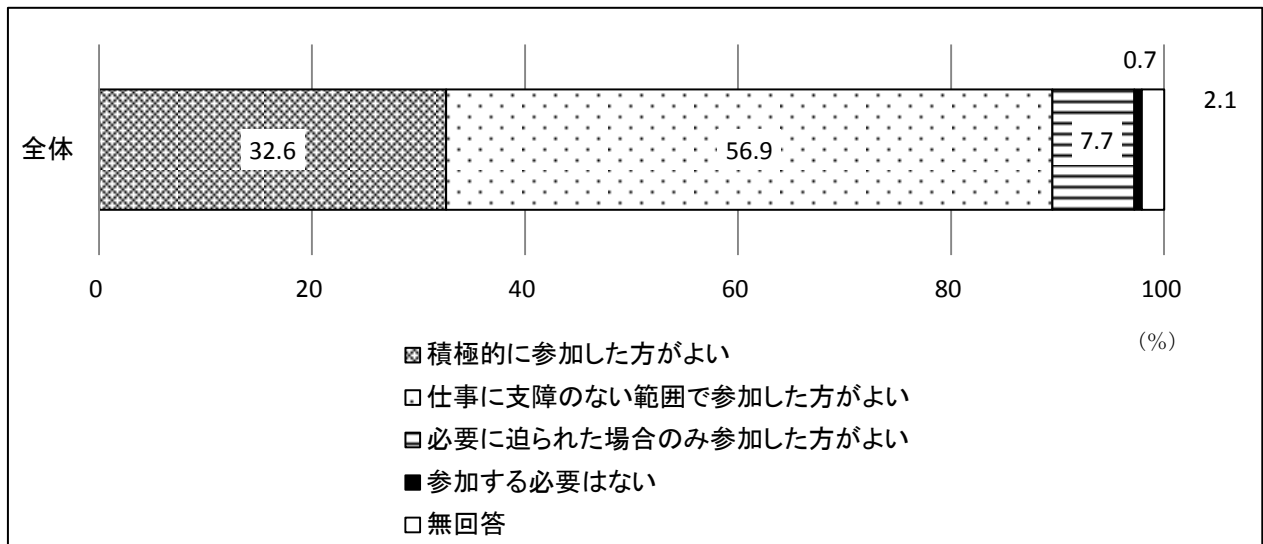
【図 26 東京都における育児休業取得率の推移（男女別）（平成 28 年度企業における男女雇用管理に関する調査）】



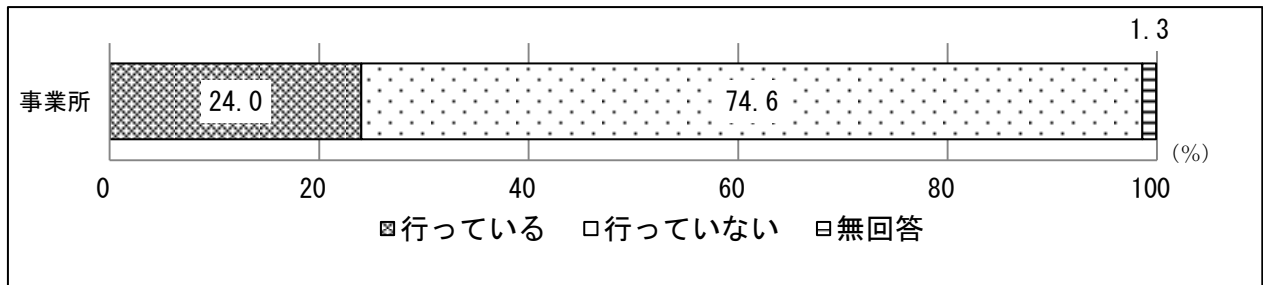
男性の育児参加に対する考えについて、「積極的に参加した方がよい」と考えている従業員は全体で 32.6% となっています。(図 27 参照)。

一方、事業所における男性従業員の育児休業取得促進の取組みは 24% と割合が低く (図 28 参照)、従業員の意識と事業所の取組みに違いが見られます。

【図 27 男性の育児参加に対する考え (平成 28 年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】

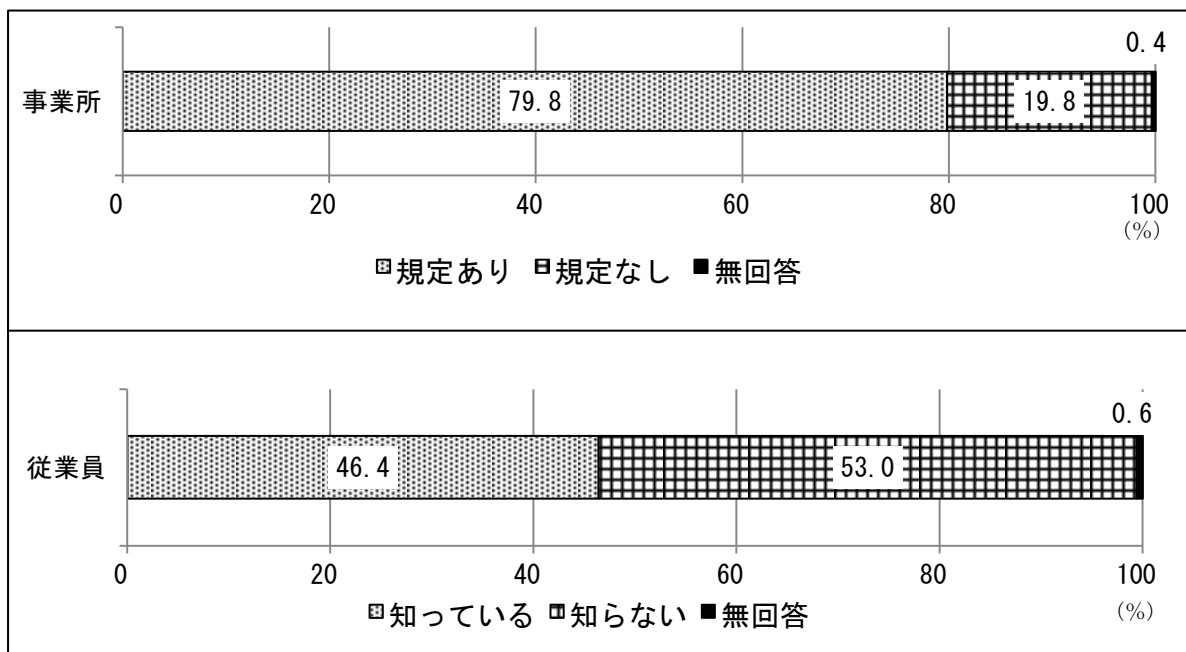


【図 28 都内の事業所における男性の育児休業取得促進の取組み (平成 28 年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】

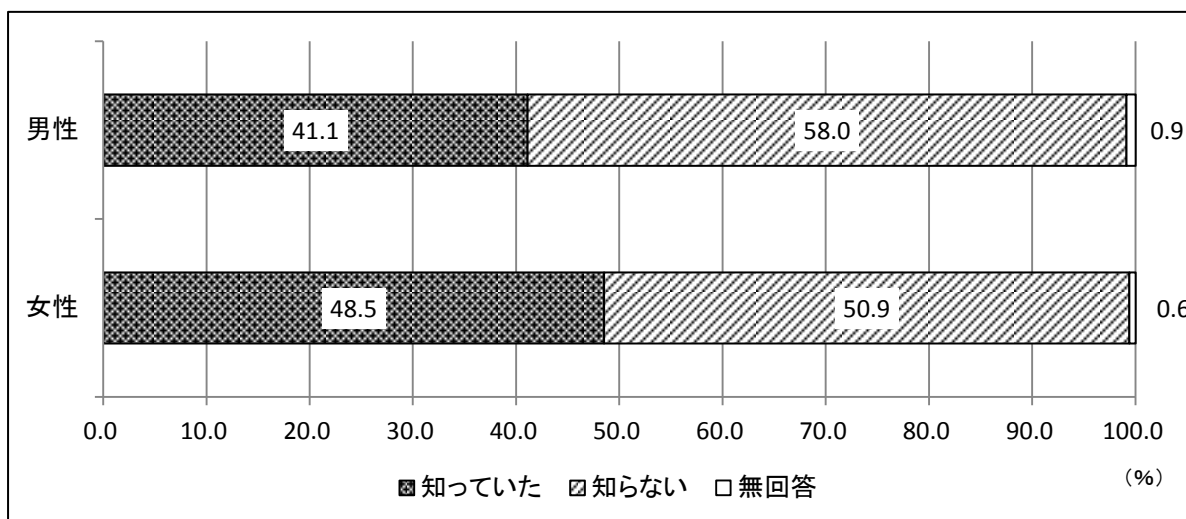


子どもの看護のための休暇について、規定がある事業所は79.8%ですが、制度が法に定められていることを知らない従業員は53%と半数以上となっています(図29参照)。また、男女別でみると男性は58%、女性は50.9%が、制度が法に定められていることを知らないと答えています(図30参照)。

【図29 東京都における子どもの看護休暇規定の有無と従業員の認知度
(平成28年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】



【図30 東京都における子どもの看護休暇制度の男女別認知度
(平成28年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】

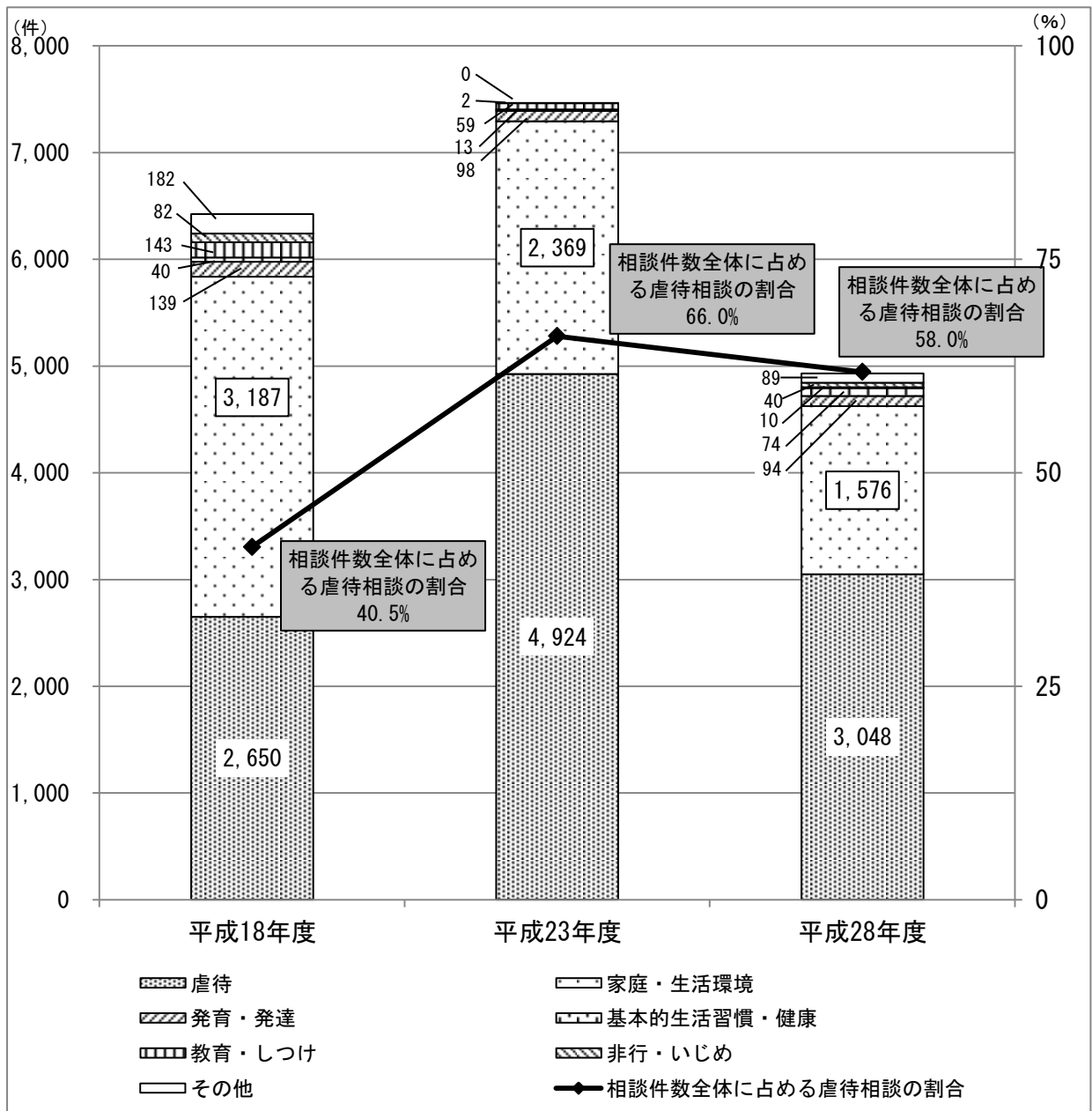


【児童虐待の状況】

区では、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援を実施する子ども家庭支援センターを平成12年(2000年)6月に開設しました。

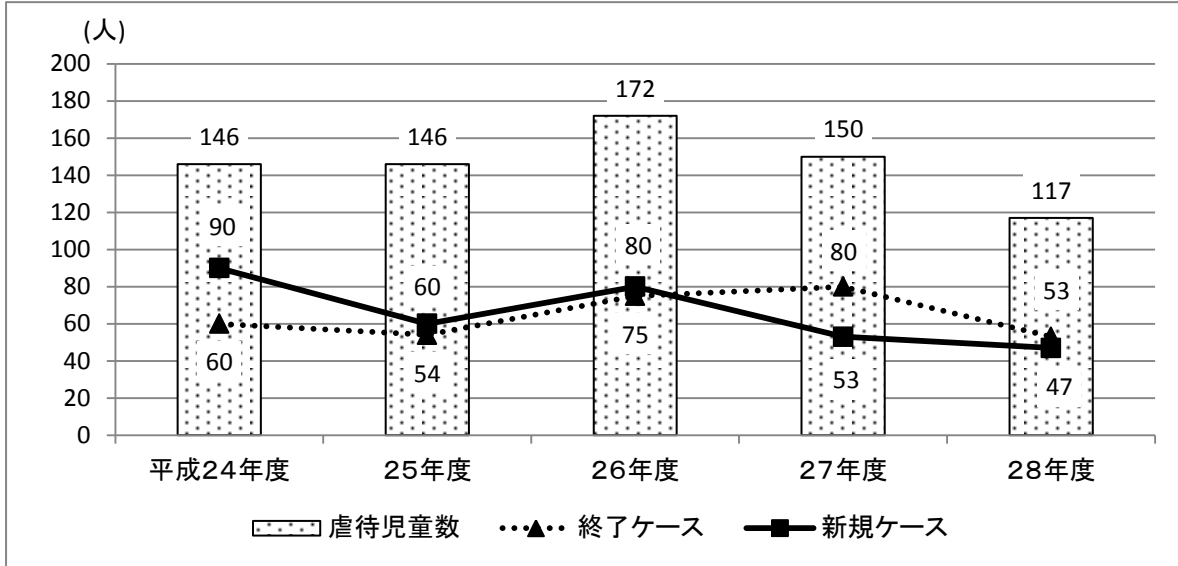
平成18年度から5年毎に比較してみると、相談件数(延件数)は平成18年度から平成23年度にかけて増加していますが、平成23年度から平成28年度にかけては減少しています。虐待についての相談件数は平成23年度の4,924件から平成28年度は3,048件と1,876件減少していますが、平成18年度の2,650件と比べると増加しています。また、虐待に関する相談の全体に占める割合は、平成23年度と平成28年度においては半数を超えています(図31参照)。

【図31 子ども家庭支援センターの相談内容内訳の推移(子ども教育部統計)】



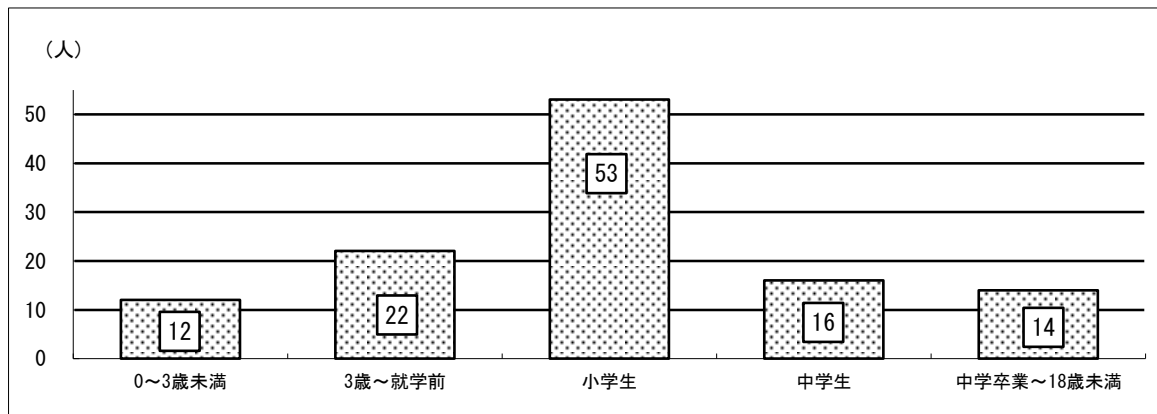
区における児童虐待は、平成 26 年度まで増加していましたが、27 年度からは減少傾向にあります。新規ケースについても、平成 26 年度以降は減少しており、平成 28 年度には 47 人にまで減っています。(図 32 参照)。

【図 32 区における虐待件数の推移 (子ども教育部統計)】



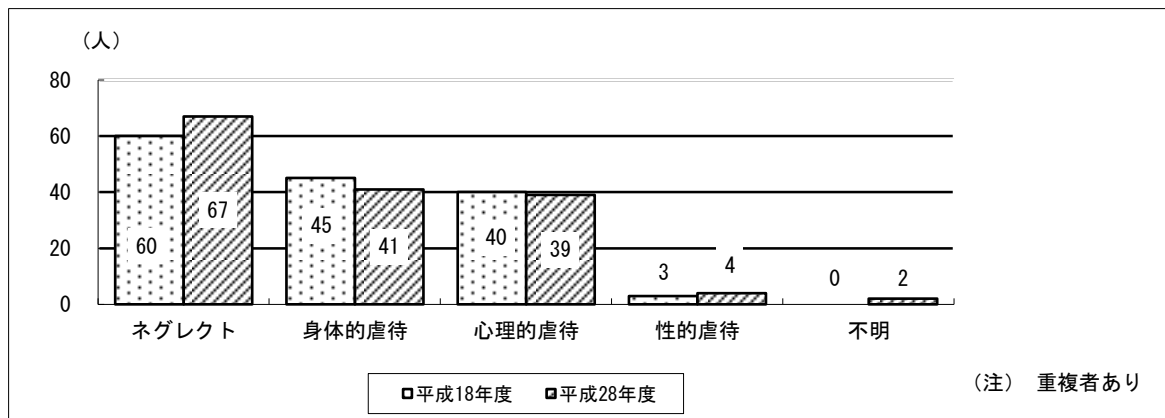
虐待を受けた子どもの年齢別の状況では、小学生が最も多く、53人で全体の45.3%を占めています。続いて3歳～就学前が22人(18.8%)、中学生が16人(13.7%)と続いています(図 33 参照)。

【図 33 虐待を受けた子どもの年齢 (平成 28 年度子ども教育部統計)】



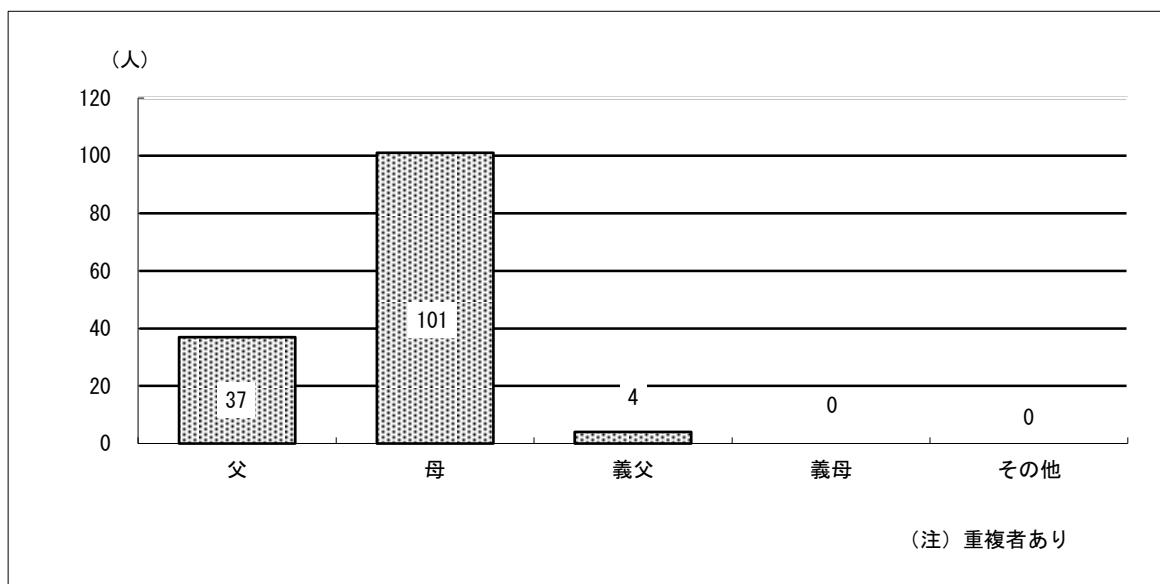
平成 18 年度から 28 年度における虐待の種類別の推移をみると、ネグレクト(養育の放棄または怠慢)が60人から67人、性的虐待が3人から4人と若干増加しているのに対し、身体的虐待は45人から41人、心理的虐待は40人から39人と若干減少しています(28 ページ・図 34 参照)。

【図 34 虐待の種類別の推移 (子ども教育部統計)】



子どもから見た虐待者の関係では、母親が一番多く 101 人で全体の 71.1%、続いて父親が 37 人で全体の 26.1%となっています (図 35 参照)。

【図 35 子どもから見た虐待者の関係 (平成 28 年度子ども教育部統計)】



第3章 各目標における取組みの柱と主な取組み

※出典の明記がないグラフ・表のデータは、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成25年度実施）」の結果から引用したものです。

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

取組みの柱

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

取組みの柱 1

すこやかな妊娠・出産の支援

■ 現状と課題

区の合計特殊出生率は、近年増加傾向にあるものの、東京都や23区平均よりも低く、少子化が進行しています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も依然として続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。

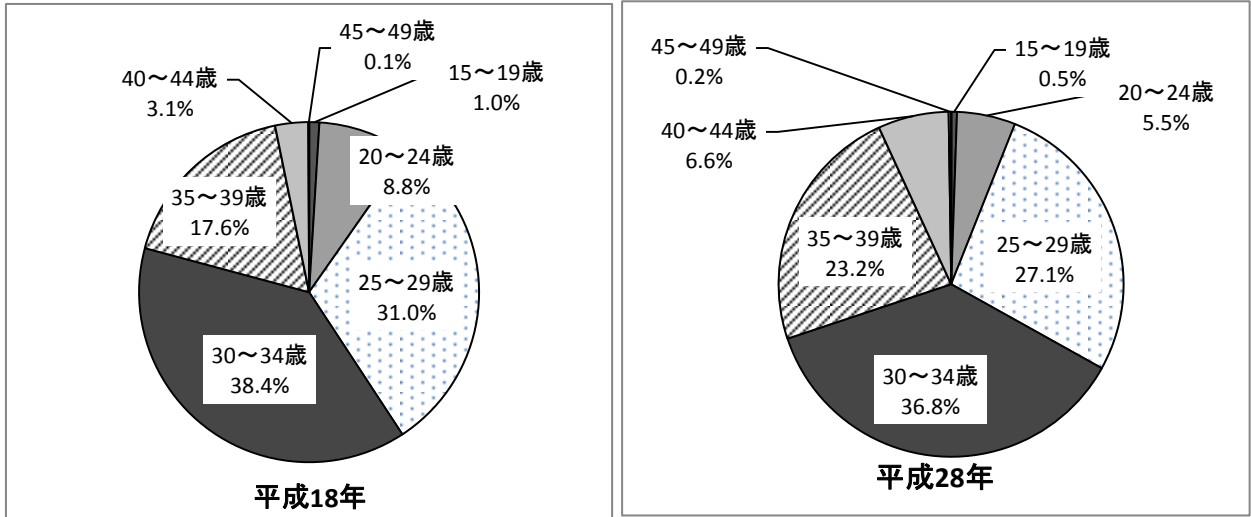
また、全国的に晩産化の傾向が続いています。区においても母親の第1子出産年齢は上昇傾向にあり、35歳以上での第1子出産の割合はこの10年間で大きく増えています。出産年齢の高齢化に伴い、子育て家庭の親世代も高齢となり、妊娠や出産に向けての支援をうけにくい状況にあります。

一方で、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、妊娠や出産の知識不足から生じるリスクへの対応も求められています。妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要となっています。

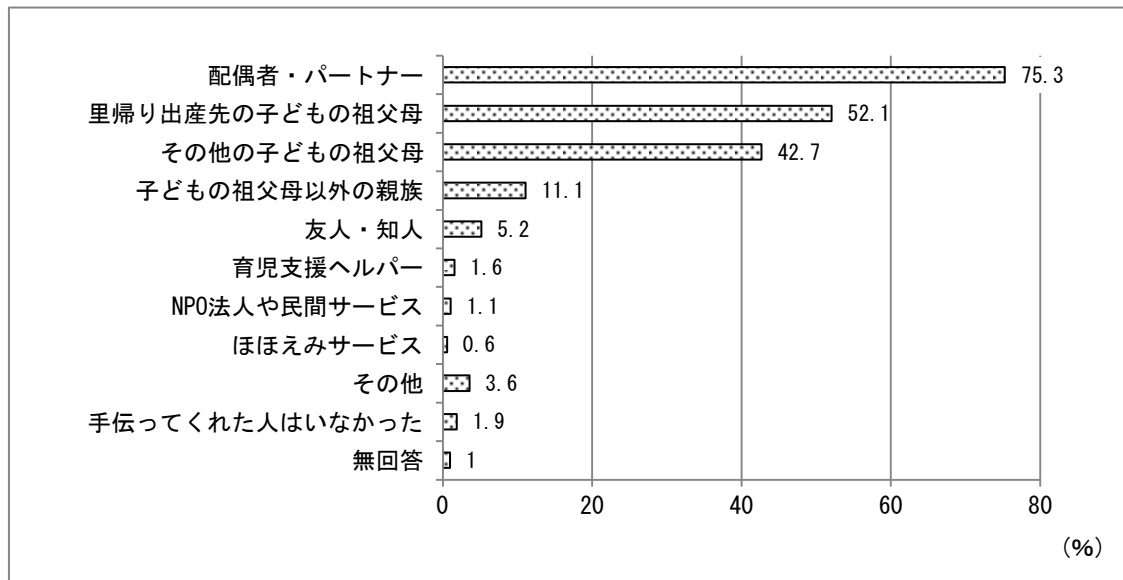
不妊等に係る相談等も含め、妊娠・出産・子育て期の養育環境をきめ細かく把握し、ライフステージ、家庭環境、子どもの発達等に応じた支援に早期につなげるトータルケア体制を充実する必要があります。

子育て家庭が妊娠や出産、育児に喜びを感じ、育児の不安や困難さに伴うストレスが子どもに影響しないように支援を進めることが重要です。

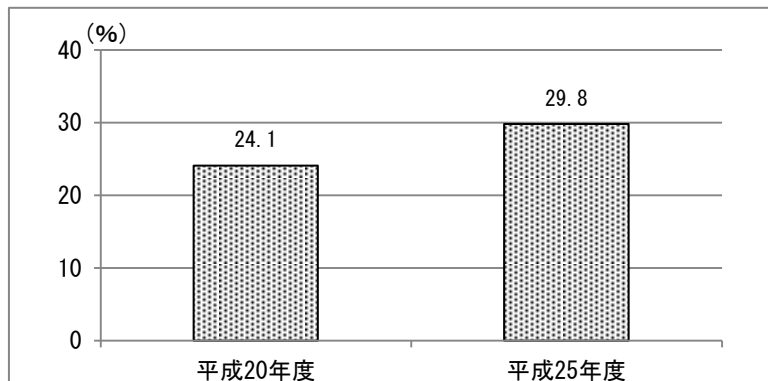
【母親の第1子出産年齢の割合(健康福祉部統計)】



【出産直後に子育てや家事を手伝ってくれた人等の有無<複数回答>】



【区に進めてほしい支援策として「出産退院後の家事・育児支援」と答えた乳幼児保護者の割合】



■ 目指す姿

- ・ 妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間をすこやかに過ごすとともに、安心して出産に臨むことができます。
- ・ 育児不安の解消に向けた予防的支援を行い、育児の不安や困難さに伴うストレスが解消され、肯定感を持って子育てをしています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談・支援機能の充実

①妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進 (★1)

【地域ケア分野、子育て支援分野】

すこやか福祉センターを子育て世代包括支援センターとして位置づけ、子ども家庭支援センターと連携し、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握するとともに、妊娠前から出産育児期へと切れ目のない相談・支援を行います。

さらに医療機関、教育・保育施設、児童館、子育てひろば等と連携し、妊娠・出産・子育て支援に関する支援を行います。

また、妊娠期からの情報を一元管理するシステムを検討し、身近な地域で一貫した支援が行えるよう、コーディネート機能を強化します。妊婦とその家族を対象とした育児講習会等を実施し、はじめての出産・育児への不安解消を図ります。

ア 産前支援

妊娠届を提出した全妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に個別の支援プラン（かんがるプラン）を作成し、必要な支援へとつなげます。

イ 産後支援

こんにちは赤ちゃん訪問（乳幼児全戸訪問事業）を出産後早期に実施し、新生児のいる家庭の養育環境等を把握するとともに、相談や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。継続的な支援が必要な家庭に対しては、地区担当保健師の専門的なフォローアップを実施し、相談・支援を行うとともに、地域の関係機関と連携しながら支援していきます。

出産後間もない時期に、助産院等への宿泊を利用して母親への心身のケアや育児指導等を行うショートステイ事業、日帰りで実施するデイケア事業、育児援助や母親に対するケアを行う支援者を居宅に派遣するケア支援者派遣事業を実施します。

②妊娠期における健康診査や保健指導 (★2)

【子育て支援分野】

全妊婦を対象に、14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。また、歯科疾患にかかりやすい妊婦や産後1年までの産婦を対象とした歯科健康診査と保健指導を区内の指定医療機関において無料でを行います。

③妊娠を望む区民への相談・支援

【地域ケア分野、子育て支援分野】

すこやか福祉センターや子ども総合相談窓口での相談事業の充実を図ります。
さらに、専門医による不妊相談やピアカウンセラー相談会などにより、妊娠を望む区民へのきめ細かい支援を行います。

④若年層を対象とした妊娠・出産等に対する理解促進

【子育て支援分野】

結婚・妊娠・出産・育児について身近に考えることができるよう、区内の中学校、高校、大学や保護者等を対象としたライフプラン講座や成人のつどい等での啓発を行い、結婚や妊娠・出産を意識したライフデザインへの理解促進を図ります。

⑤育児不安・困難を抱える母親に対する取組み

【地域ケア分野】

育児不安・困難を抱える母親のグループミーティングや医師や保健師等の専門職員による相談事業を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問時と3か月児健康診査時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、ハイリスク者には保健師による個別相談及び心理相談員、医師による専門相談により、母親への支援を実施します。

⑥地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化

【地域活動推進分野、地域支援分野】

地域で子育てひろば事業を実施する団体や子育てグループ等、子育て支援のネットワークを強化するなど、子どもと子育て家庭の課題、情報を地域の中で共有し、解決に向けた取組みを進めます。

学校や次世代育成委員、青少年育成地区委員会や民生・児童委員、町会、自治会などの地域の力を活用し、地域全体で連携を図りながら子どもを支える環境づくりを推進していきます。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 3 か月児健康診査での産後うつアンケートにおけるハイリスク者*の割合	7.6%	7.9%	減少

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第4章（67ページ～）において、需要見込みと確保方を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

- ★1 利用者支援事業【73 ページ】、地域子育て支援拠点事業【74 ページ】
- ★2 妊婦健康診査【75 ページ】
- ★3 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【76 ページ】

現状と課題

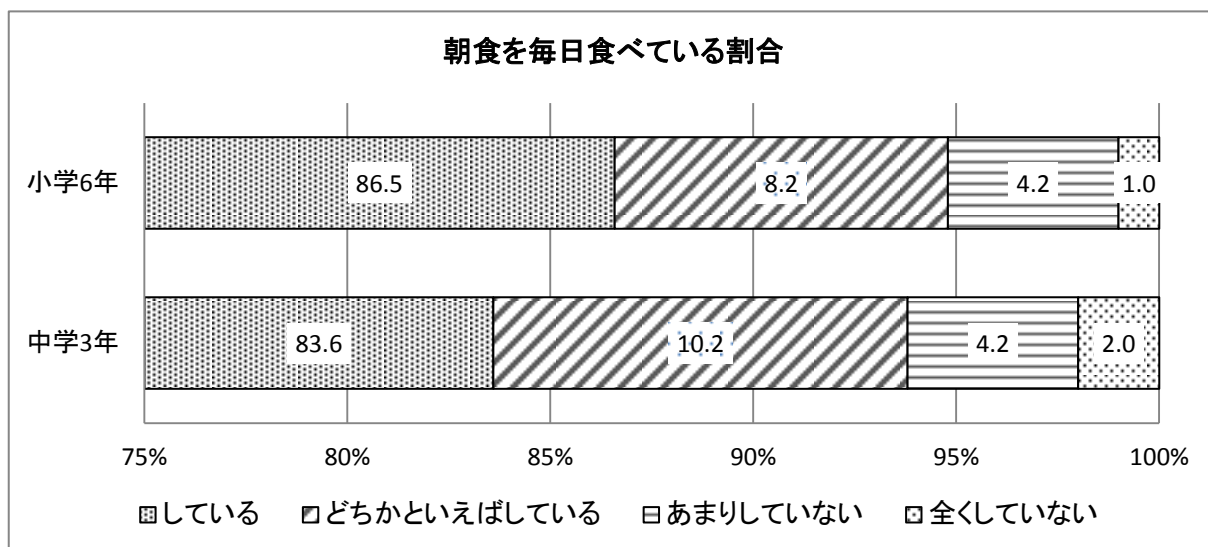
健康・体力の維持・増進は、子どもたちがすこやかに成長・発達し、将来自立して幸せな生活を営んでいくためには欠かせません。特に子どもころの生活習慣は、将来の生活の基礎となり、生涯にわたる健康づくりの基盤を築くうえで大切です。

しかし、近年、朝食の摂食率の低さや就寝時刻の遅さなどの生活習慣の乱れによる子どもたちの健康状態の悪化が懸念され、子どもの生活習慣の改善が求められてきています。特に食生活については、食をめぐる環境の変化に伴って、食に対する意識や理解が薄れつつある状況です。このため、食事の大切さを認識し、食に対する安全や栄養等の正しい知識と習慣を身につけることが必要です。そのほか、アレルギー疾患や麻しん等の感染症をはじめ、子どもの健康に関する課題が社会的にも問題になっています。

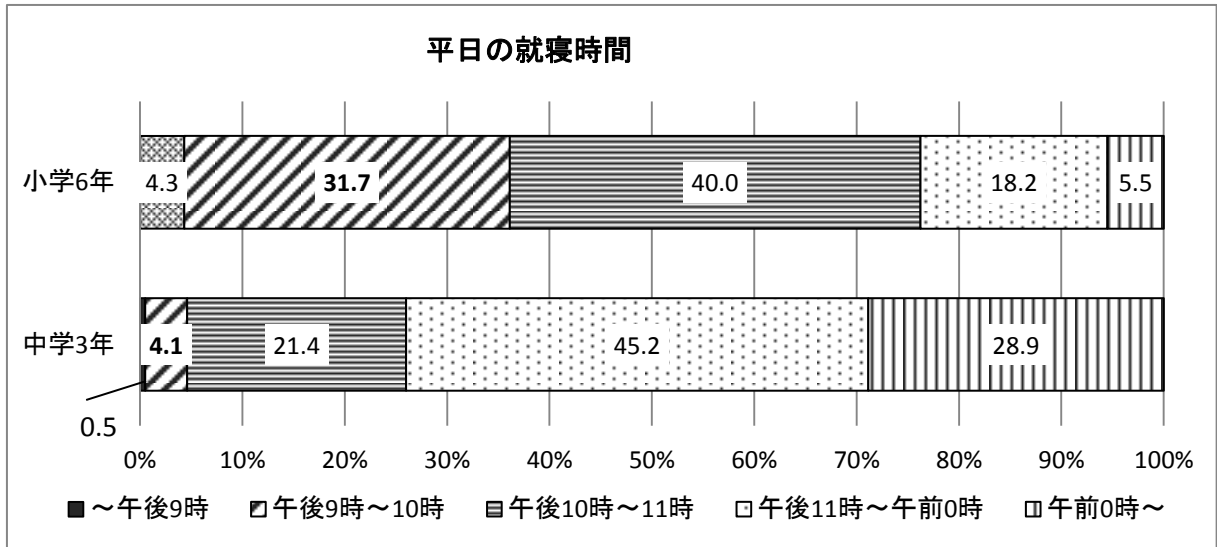
健康診査での結果などから、子どもたちの健康上の問題を早期に発見し、保護者も子どもも健康づくりに対する知識を深め、子育て家庭が自主的に健康管理を行っていくことが大切です。

体力はすべての活動の源であり、人の成長・発達を支える重要な要素です。乳幼児の運動遊び、休み時間や放課後の外遊びなどの運動習慣を形成する日常的な取組みに加え、オリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもたちが運動に親しむ態度を育てていくとともに基礎体力の向上につなげることが重要です。

【区における朝食を毎日食べている児童・生徒の割合（平成28年度全国学力・学習状況調査）】



【区における児童・生徒の平日の就寝時間（平成 28 年度全国学力・学習状況調査）】



【乳幼児健康診査における各健康診査結果（地域支えあい推進室統計）】

健康診査名	項目	平成 20 年度		平成 25 年度		
3 か月児健康診査	受診者数（受診率）	2,090 人（95.2%）		2,289 人（94.9%）		
	有所見率	41.2%		40.9%		
	所見内容の割合	1 位	皮膚	22.0%	皮膚	24.5%
		2 位	発育	13.3%	発育	13.0%
3 位		発達・神経	11.9%	発達・神経	11.4%	
3 歳児健康診査	受診者数（受診率）	1,537 人（89.5%）		1,849 人（95.9%）		
	有所見率	52.9%		54.2%		
	所見内容の割合	1 位	皮膚	9.0%	眼	11.9%
		2 位	眼	8.9%	言語	10.6%
3 位		耳鼻・咽喉、言語	8.3%	耳鼻・咽喉	7.9%	
3 歳児歯科健康診査	受診者数（受診率）	1,531 人（89.2%）		1,825 人（94.1%）		
	う歯罹患率	15.3%		14.5%		

■ 目指す姿

- ・健康づくりに関する必要な支援を受け、健康に対する理解や健康づくりの大切さを認識するとともに、子育て家庭が自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 子どもの健康管理の充実

①乳幼児健康診査の充実

【地域ケア分野】

乳幼児健康診査を実施し、子どもの疾病や障害の早期発見、早期治療に結びつけ、子どもの健康の向上を目指します。また、育児不安などの相談に応じ、必要な場合は継続的な支援を行います。さらに、子育てサービスの情報を提供するなど地域の関係機関と連携した乳幼児健康診査の充実を図ります。

②子どもの歯と口の健康づくり

【地域ケア分野、子育て支援分野】

歯科健康診査を実施するとともに、関係機関との連携を進め、口腔機能の育成期となる乳幼児期の子どもの歯と口の健康づくりを推進していきます。

子どもの口腔機能の発達に応じたケアなど、健康づくりについて相談できる「かかりつけ医師」を持つよう、妊産婦歯科健康診査等により啓発を行います。

また、正しい歯磨き習慣や甘味飲料の摂取に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣改善の指導や歯科健康教育、個々の状況に応じた相談を行います。

③感染症等の予防対策

【地域ケア分野、保健予防分野】

保護者が予防接種の受診について適切に判断できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問時などに基本的な情報を提供し、予防接種を勧奨します。

また、MR（風しん・麻しん）の接種期間を過ぎてしまった場合の予防接種費用、及び任意予防接種である流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、ロタウイルスワクチン、インフルエンザワクチン接種の費用を助成し、発病や重症化、流行の拡大を防止します。

④アレルギーへの対応

【地域ケア分野、学校教育分野、保育園・幼稚園分野】

乳幼児を持つ保護者を対象に喘息やアレルギー疾患の予防についての教室を開催します。

また、保育施設や小・中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し適切に対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

(2) 健康づくりのための生活習慣確立に向けた支援

①保育施設・幼稚園等における実践に基づく身体づくり

【保育園・幼稚園分野】

子どもの運動能力の維持・向上に寄与するため、子どもたちが身体を活発に使う遊ぶ楽しさを学べるよう、区の子どもの実態調査に基づき策定した「中野区運動あそびプログラム」の保育施設・幼稚園等への普及を図ります。

また、0歳から3歳を対象とした運動遊びのプログラムを新たに作成し、乳幼児期からすこやかに成長・発達できるよう、保育施設だけでなく家庭への普及を進めていきます。

②健康的な生活習慣の確立、体力向上に向けた取組み

【学校教育分野、保育園・幼稚園分野】

学校における体育・健康に関する指導の充実を図り、健康的な生活習慣の確立を目指します。特に、児童・生徒の体力については、体力調査を毎年実施し、各学校において策定・実施している体力向上プログラムを改善し、体力向上に向けた指導の工夫に活かしていきます。

また、休み時間や体育の時間などで教員と児童と一緒に体を動かしたり、放課後の外遊びを推進したりするなど、遊びを通じた体力づくりに取り組んでいきます。

子どもの体力や規則正しい生活習慣の重要性についての理解や認識を深めてもらうために、親子元気アップ事業を継続して実施し、保護者への啓発を図ります。

③食生活習慣の改善、生活習慣病予防に向けた取組み 【地域ケア分野、学校教育分野】

すこやか福祉センターにおいて、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

小・中学校においては、学校給食で食に対する指導を行うとともに、教科や学校行事等の年間指導計画に食育を位置付けて推進します。

また、中学生に実施している生活習慣病予防健診の結果を活用し、生活習慣に関する意識改善に繋げていきます。

④オリンピック・パラリンピックを契機とした体力向上の取組み

【学校教育分野、保育園・幼稚園分野】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした取組みを通じ、子どもたちの体力向上や、日常的な運動習慣の定着を図ります。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 3 歳児健康診査における「う歯」（むし歯）罹患率	14.5%	11.8%	減少
《指標 2》 生活習慣病予防健康診査（中学校 1 年生）における要指導生徒の割合	26%	26.9%	20%未満

現状と課題

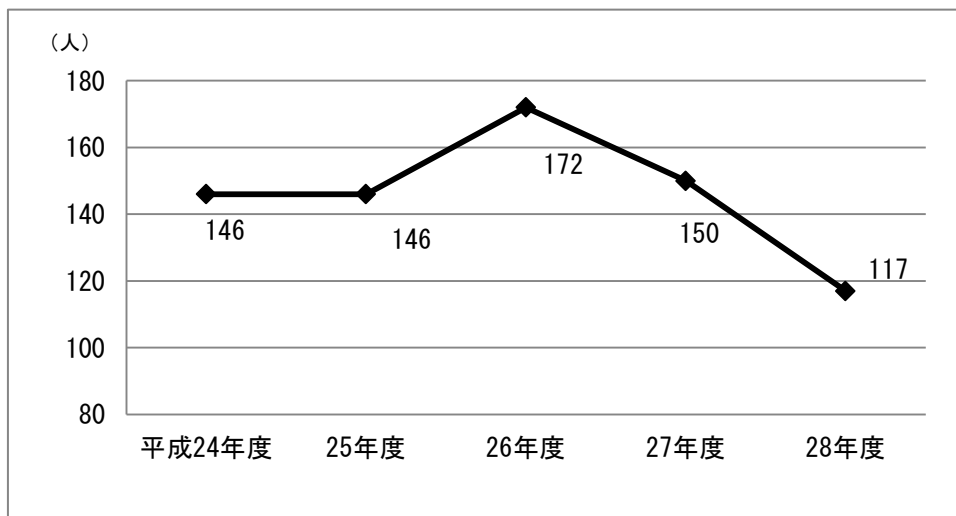
虐待を引き起こす要因は、子育てに関する不安や悩みだけでなく、配偶者からの暴力によるもの、保護者の疾病によるものなど複雑化しています。

虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、出生後間もない時期から、養育状況を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。特に、支援が必要となる子育て家庭については、妊娠期からの関わりも必要であり、行政や関係機関によるアプローチが非常に重要です。

一般世帯に占める核家族世帯の割合は依然として高く、近隣関係の希薄化ともあわせて、子育て家庭が孤立しやすく、子育てに対する不安を感じやすい状況にあります。

区における虐待対応人数は、減少傾向にあります。例年 100 人を超える対応人数となっています。児童虐待の現状を踏まえ、よりきめ細やかな対応を図ることができるよう、児童相談所の設置にあわせ、一貫した児童相談・支援体制を構築し、より一層虐待への対応を強化することが求められています。

【子ども家庭支援センターにおける虐待対応人数の推移(子ども教育部統計)】



目指す姿

- ・ 出生後間もない乳児期における育児相談の体制と訪問活動の充実により、保護者の孤立感や子育てに対する不安が解消しています。
- ・ 乳幼児健康診査などあらゆる機会において虐待が早期に発見され、適切かつ迅速な対応により子どもが守られています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた施策の充実

①虐待の未然防止と早期発見

【地域活動推進分野、地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査など、子育て家庭と接するあらゆる機会の活用や子ども施設との連携により、子育て家庭の状況を把握し、適切な相談・支援につなげていきます。

特に乳幼児健康診査未受診の家庭などについては、家庭訪問などを行い、子育て家庭の状況把握や所在不明の子どもの把握に努めます。

すこやか福祉センターをはじめ、子育て家庭の親子が集える身近な場で地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。すこやか福祉センターと子ども家庭支援センターとの連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。

②虐待防止・早期発見のための広報活動の充実

【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

子どもへの虐待防止・発見につなげるため、子ども自身や保護者、区民に対する啓発を継続的に行います。

③養育支援訪問事業(★4)【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

養育支援が特に必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣して養育環境の維持・改善を図ります。

④虐待対応体制の推進(★5)

【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

子ども家庭支援センターに配置している虐待対策コーディネーターにより、関係機関との連携強化及び虐待対応ケースの進行管理を行います。保育園等職員への保護者支援の研修、児童相談所への職員派遣研修を実施し、職員の虐待対応力・相談能力の向上を図るとともに、児童相談所設置に向け、障害や非行など子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう、人材の確保と育成を行い、虐待に対する取組みの強化を図ります。

⑤虐待防止ネットワークの充実(★6) 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

民生・児童委員、医療機関、警察、社会福祉協議会等から構成される中野区要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、教育・保育施設等関係機関との連携を強化することで、支援が必要な家庭の把握に努め、子どもへの虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童を早期に発見し、迅速かつ適切な支援を行います。

⑥子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築（★）

【子育て支援分野（子ども家庭支援センター）】

子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、（仮称）総合子どもセンターの設置に向けた検討を進めます。

（仮称）総合子どもセンターには、区の児童相談所を設置します。これにより、現在子ども家庭支援センター、すこやか福祉センターが連携して実施している子どもや家庭への支援に加え、必要に応じて、介入・措置等の専門的アプローチも一体的に行えるよう、体制の充実を図ります。

また、虐待等専門相談、教育相談、若者支援機能を併せもち、併設する適応指導、就学相談機能との連携を図ります。

⑦育児不安・困難を抱える母親に対する取組み（I-1 再掲）

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 1 年間に新たに発生する虐待の件数	60 件	47 件	減少
《指標 2》 子育てに困難さを感じている乳幼児の 保護者の割合	-	-	20%

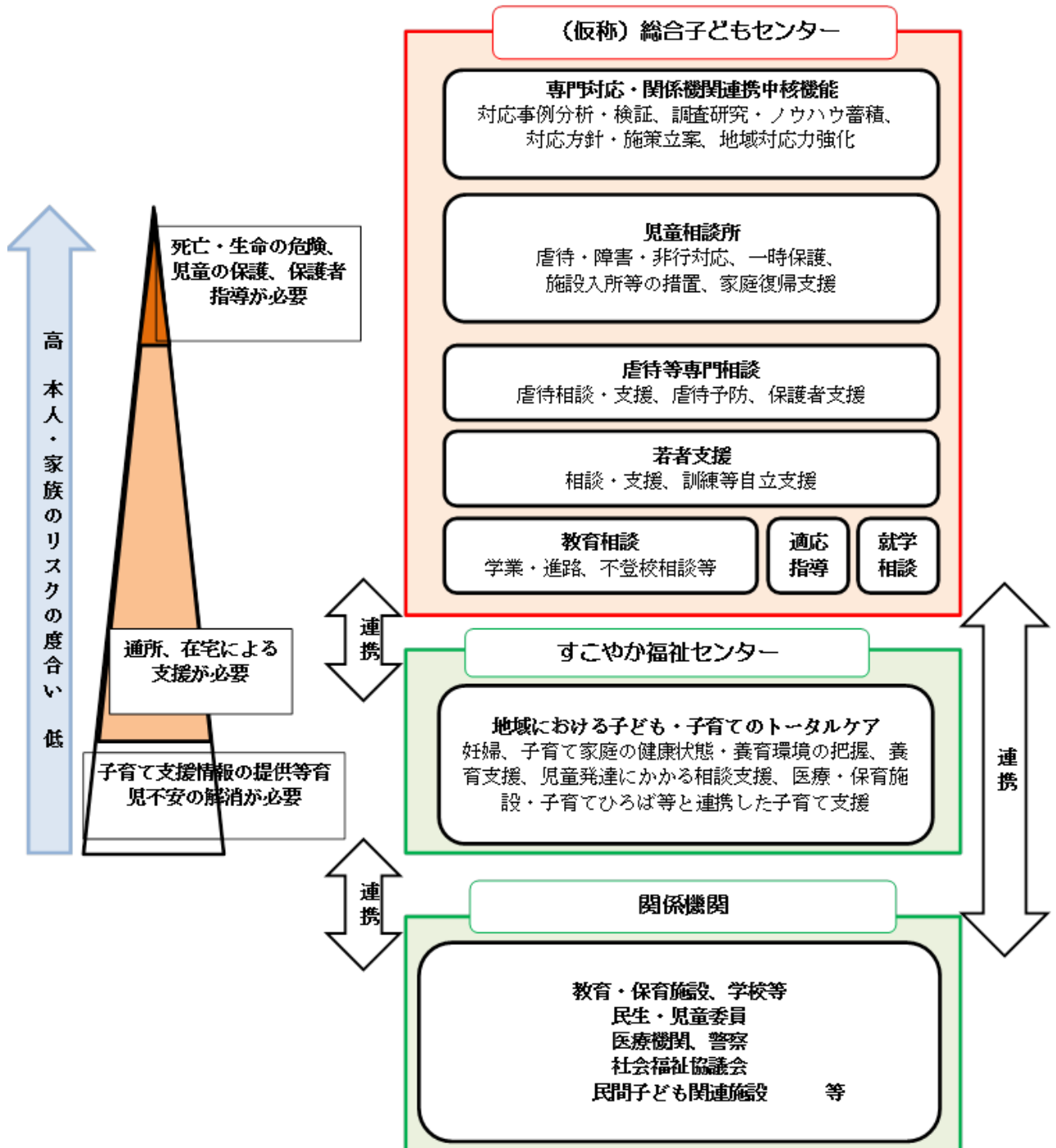
★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（67 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 3 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★4・5・6

養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【77～78 ページ】

(仮称) 総合子どもセンターの機能イメージ



□ 現状と課題

すこやか福祉センターを中心に、妊娠期から子育て相談、発達支援相談等を実施しており、発達支援相談件数は近年継続して増加しています。増加する発達相談への対応や、子育ての不安等気づきの段階から、専門性をもった対応による相談支援が必要です。

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する子どもとサービス提供事業所は近年継続して増加しています。サービス利用のための計画策定も含め、子どもや家族の状況に応じた適切な支援を進めるため、事業所の質・量の確保が必要です。

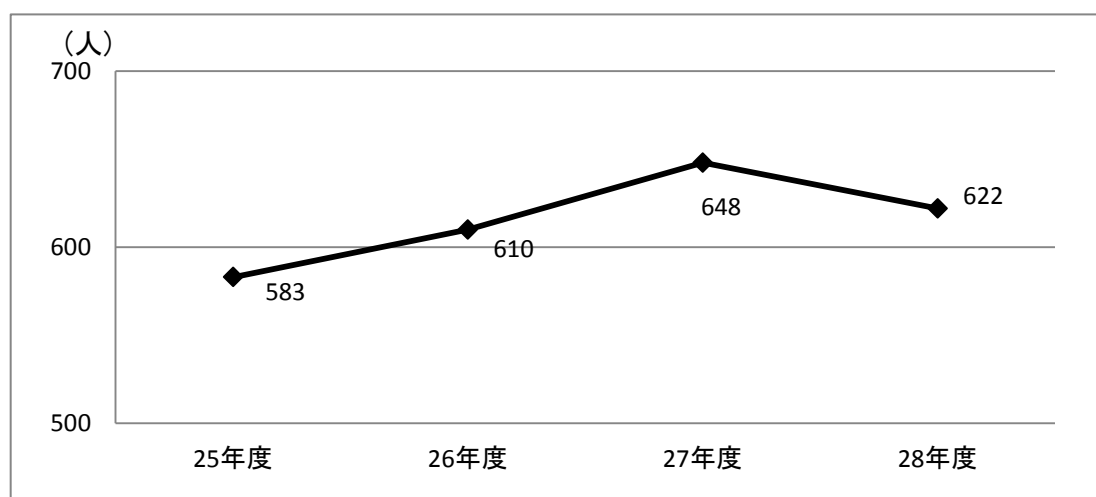
また、ライフステージを通して多数の機関が関わり、子どもや家庭を支援している状況であり、各機関がそれぞれの役割に応じた効果的な支援を実施できるよう連携強化を図ることが必要です。

発達について支援を必要としている子どもが、住み慣れた地域ですこやかに成長していくためには、専門的な支援とともに、子ども自身はもとより、親や家族にとっても地域での支えが不可欠です。そのためには、地域全体が障害や発達に課題がある等支援を必要としている子どもへの理解や知識の浸透を図っていくことが必要です。

すべての子どもが等しく教育・保育を受けられるようにするという子ども・子育て支援法の観点を踏まえ、地域で育ち、共に生きるための地域ぐるみの支援を充実していく必要があります。

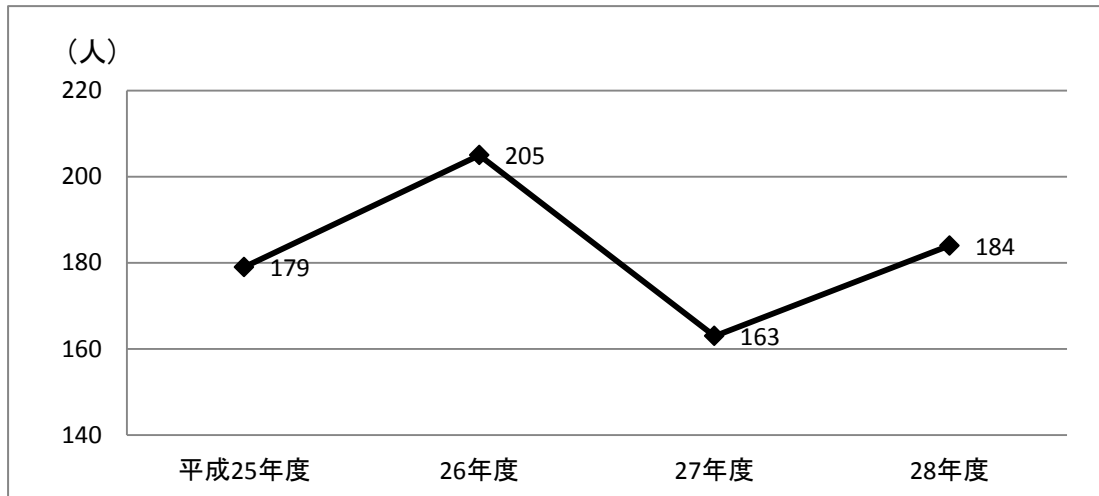
【療育センターアポロ園・療育センターゆめなりあによる保育園等巡回訪問支援対象児童数の推移

(子ども教育部統計)

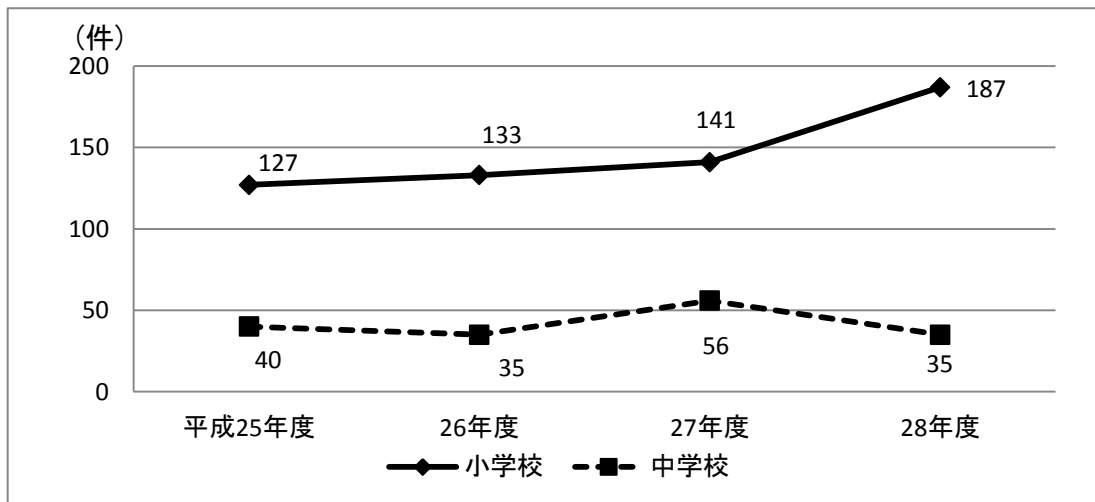


※療育センターゆめなりあは平成28年9月開設に伴い実施

【区内学童クラブにおける特別な支援が必要な児童受入人数の推移(子ども教育部統計)】



【区の就学相談(就学・転学・通級)件数の推移(教育委員会事務局統計)】



目指す姿

- ・ 障害の特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援の充実や環境整備が行われ、身近な地域で一貫した療育支援を受けています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援体制

①早い段階からの気づきのための相談体制の充実

【地域ケア分野、子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】

すこやか福祉センターにおいて、発達心理など専門職による保護者への相談支援を充実します。

また、保護者や保育施設・幼稚園等が早い段階から発達支援の必要性に気づくことができるよう必要な支援を行います。

②ライフステージに応じた切れ目のない支援

【地域ケア分野、学校教育分野、子育て支援分野、保育園・幼稚園分野、障害福祉分野】

(仮称) 総合子どもセンターが中心となり、保育施設・幼稚園・学校・医療・福祉・地域等の関係機関による連携会議を実施するなど、適切な支援を提供できる体制の整備を図ります。

就園・就学等のライフステージごとに応じて切れ目なく一貫・継続した支援を実施するため、効果的な移行支援の仕組みを整備するとともに、中学校卒業以降についても移行支援の仕組みを構築します。

また、適切な就園先や就学先を決定できるよう、心理士等の専門的知見に基づいた相談を実施します。

③家族への支援

【地域ケア分野、子育て支援分野】

子どもの障害や発達に不安や戸惑いを感じる保護者をはじめ、家族に寄り添い安心できる環境を整えます。学校等教育機関や相談支援機関は連携して、卒業後まで見据えた地域での生活、就労等に向けた相談等の支援を行っていきます。さらに、保護者同士がつながることができる機会の提供やペアレントメンターの活用等の取組みを進めます。

(2) 専門的な支援の充実と質の向上

①サービス提供事業所の質の向上

【子育て支援分野】

区内の児童発達支援や放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所の知識や技術の向上のために、実務研修や事例検討会等、実践的な取組みを行っていきます。

サービス利用のための計画の作成が必要な子どもに対して、専門性を持った事業者による支援計画作成を進めます。

②重層的な地域支援体制の構築

【地域ケア分野、子育て支援分野】

(仮称) 総合子どもセンターを核とし、地域における保健福祉の総合支援体制の中核を担うすこやか福祉センターや、療育の専門機関である区立障害児通所支援施設との機能連携により重層的な地域支援体制を構築します。

③給付サービス等の支援の充実

【子育て支援分野、障害福祉分野】

指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付(育成医療給付)、ホームヘルプ、短期入所など障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付(介護給付・訓練

等給付) や児童福祉法に基づく児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの障害児通所支援給付を行います。また、緊急一時保護事業や、通学の移動支援事業(地域生活支援事業) も実施します。

(3) 地域社会への参加や包容の推進

①地域生活における支援の充実

【地域活動推進分野、学校教育分野、子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】

幼稚園・保育施設、学童クラブ等における特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するため、介助のための職員配置や、一人ひとりに効果的な支援を行うため、就園にあたっての相談支援を強化するなど、新たな支援体制を整えます。

医療的なケアが必要な子どもについても、保育園・幼稚園や学校等における受入れ促進や居宅訪問型保育事業の実施など支援の充実を図るとともに、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が支援内容等について検討・協議する連携会議等を設置するなど支援体制の拡充を図ります。

さらに、療育センターアポロ園及び療育センターゆめなりあによる巡回訪問指導や研修等の取組により教職員の理解促進、知識や対応力の向上に努めていきます。

②特別支援教育の充実

【学校教育分野】

全区立小学校に設置した特別支援教室へ担当教員が巡回指導を行うとともに、中学校への特別支援教室の導入に向けて検討を進めます。

また、障害の有無に関わらず全ての子どもたちが、できるだけ同じ場で共に学び、必要十分な教育を受けられるよう、全ての教員、児童や保護者等が障害の特性や特別支援教育の目的、支援内容等の理解を深めるための取り組みを進めます。

③地域社会の障害理解促進や啓発

【学校教育分野、子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】

全ての人が地域でともに生活していくために、地域社会が子どもの発達特性の理解を深め、具体的な配慮や支援が実行できるよう、保育や教育の中での対応、区民講演会、研修、パンフレット等の活用、関係機関連携等により具体的な取り組みを進めます。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
≪指標 1≫ 発達に支援を必要とする児童が、適切な相談・支援が受けられたと考える保護者の割合	72.7%	63.2%	100%
≪指標 2≫ 発達の心配があっても、安心して保育園や教育施設などに子どもを通わせている保護者の割合	81.3%	92%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（67 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 4 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★7 幼児期の学校教育・保育（居宅訪問型保育事業）【ページ】

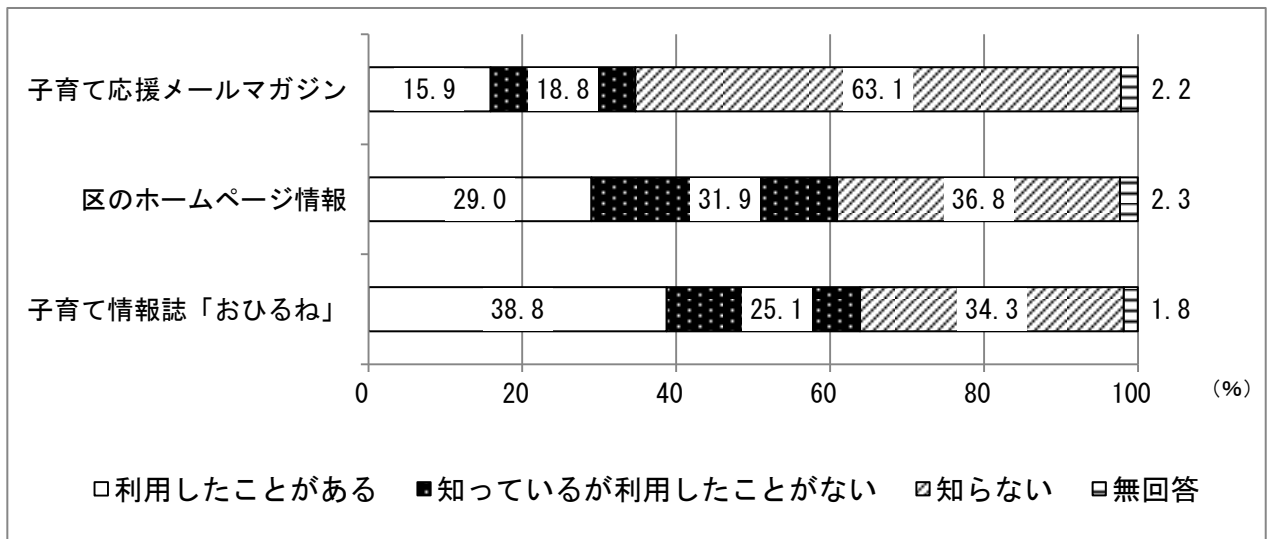
現状と課題

少子化の進行とともに、兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児とふれあう機会や子育ての知識を学ぶ機会が不足しています。そのため、育児体験に恵まれないまま親になる人が少なくありません。次代の親となる若い世代の人々が、子育ての楽しさや喜びを体験する機会が増え、経験を通じて、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さについての理解を深めることが不可欠です。

家庭は子どもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場です。母親のみならず、父親も含め家庭が確かな養育力を身につけ、自信と責任感を持って子どもを育て、子どもの成長に生きがいと喜びを感じられるよう、地域の中で親自身が成長していけるための支援を進めていくことも必要となります。そのためには、男女が共に子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られた雇用環境の整備とともに、在宅育児家庭への支援の充実が求められます。

また、家庭の子育て力の向上のためには、様々な媒体を活用した情報提供の充実が求められており、子育て家庭のニーズに対応した十分な情報を提供していく必要があります。

【子育て支援に関する情報提供サービスの認知・利用状況】



■ 目指す姿

- ・子育てに関する十分な情報と学習の機会が提供され、親は子育てについての責任を自覚するとともに、子どもの成長に喜びを感じながら子どもを育てています。
- ・体験や学習の機会が提供され、次代の親となる人々は、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 子育て支援情報の提供体制の充実

①さまざまな情報媒体を使用した子育て支援情報の提供

【子ども教育経営分野、子育て支援分野】

子育て支援ハンドブックの内容を充実し、子育て中の保護者やこれから出産を迎える区民が必要とする情報を提供します。また、民間事業者や自主団体の活動内容もあわせて掲載することにより、団体活動の支援も行います。

妊娠・出産・育児に関するアドバイスなどの情報を、妊娠期や出産後の子どもの月齢・年齢に合わせてメール配信し、妊娠中から母親やその家族を支援します。また、区内で実施する子育て支援活動やイベント、子育て支援情報など子育て家庭が必要とする情報を提供します。さらに、区ホームページのコンテンツとしてデジタル地図内に区施設情報などを表示し、子育て家庭の外出を支援します。

これらの配信内容の充実のほか、多言語化への検討を進めます。

②在宅乳幼児の保護者を対象とした保育園や幼稚園での子育て支援事業

【保育園・幼稚園分野】

保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を行います。

③保育体験の推進

【学校教育分野、保育園・幼稚園分野】

保育園での中高生の乳幼児ふれあい体験や幼稚園での小学生と園児の交流、区立中学校での保育体験を実施し、命の尊さや心身の発達に関する知識を学ぶことで将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。

④すこやか福祉センターにおける親の学びの場の提供

【地域ケア分野】

子育て中の親に学びの場を提供し、抱えている悩みの軽減や参加者相互の交流を図ります。グループ討議を中心にした参加型講座を行うほか、子どもの成長に合わせた子育てや遊びの工夫などについて学びます。

⑤ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進

【企画分野】

ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会や区内事業主への働き方の提案研修などを行います。

**⑥保護者同士の交流や相談事業の充実
（地域子育て支援拠点事業の拡充）（★8）**

【地域活動推進分野、地域ケア分野、地域支援分野】

子育て家庭の親子が集える身近な場において地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）を実施し、子育て家庭が交流や子育ての相談を気軽に行える環境を整えます。

さらに、地域で子育てひろば事業や乳幼児親子の交流事業を実施する団体の情報の収集及び共有などにより事業間の連携を図り、子育て支援ネットワークを強化するなど、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図る取組みを進めます。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
≪指標 1≫ 子育てに肯定感を持つ中高生等の割合	85%	84.2%	90%
≪指標 2≫ 大きな戸惑いを感じることなく、子育てをしている保護者の割合	94.1%	87.7%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第4章（67ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 5 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★8 地域子育て支援拠点事業【74 ページ】

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

取組みの柱

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

取組みの柱 1

多様で質の高い教育・保育の提供

□ 現状と課題

少子化の進行により兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していることから、集団生活による教育・保育は子どもの育ちにとって大切な経験となります。

幼稚園、認定こども園、保育施設がそれぞれの役割を十分に発揮できる環境整備とともに、公立・私立の区別なく、中野のすべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、就学前教育の充実を図っていく必要があります。

◆ 幼児教育の現状と課題

幼児期は健康な体づくり、言葉や表現、基本的な生活習慣、人間形成の基礎や社会性などを身に付け、子どもの心身が急速に成長する時期です。

中野区では3歳児以上の子どものほとんどが、幼稚園や認定こども園、保育施設などの教育・保育施設を利用しています。

平成30年4月からの新たな幼稚園教育要領や保育所保育指針等を踏まえ、中野で育つすべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供していくため、教育・保育施設は重要な役割を担っています。

近年、発達の遅れや障害など特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあります。幼稚園や認定こども園、保育施設などでの受け入れ体制を整えていくとともに、養護と教育を一体的に展開し、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を提供していくことが必要です。

また、小学校への円滑な接続のためには、乳幼児期から義務教育までの子どもの発達や学びの連続性を見据えた教育が重要です。教育・保育施設等と小学校が相互に教育内容や指導方法等について理解を深めるとともに、交流を図るなど、保幼小の連携

をさらに推進し、子どもたちの小学校生活への期待感を高めていくことが求められています。

健康・人間関係、環境、言葉、表現といった視点を大切にして、すべての子どもが経験を積み重ねていく中で、生きる力の基礎を培っていくことが必要です。

◆保育の現状と課題

中野区における保育ニーズは、子どもの人数や共働き世帯の増加などにより、0歳～5歳すべての年齢において、増加傾向にあります。

区では、民間保育施設や地域型保育事業の新規誘致、区立保育園の建替え・民営化などにより定員の拡大を図ってきましたが、依然として待機児童は解消できておらず、さらなる対策が求められています。

また、多様化する保護者の就労形態に対応するため、保育園における延長保育などさまざまな保育サービスの拡充に努めてきました。

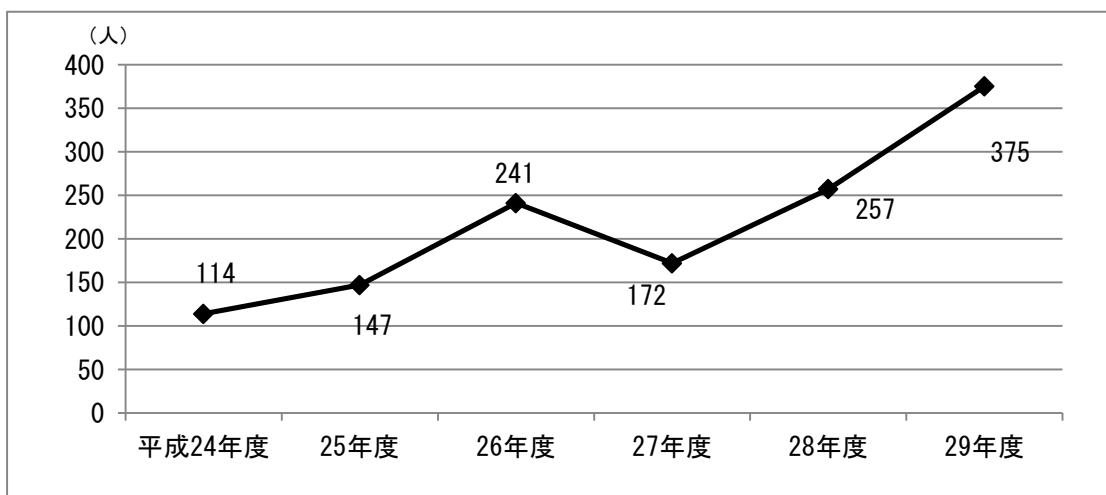
「中野区子ども・子育てアンケート調査」の結果をみると、定期的にご利用したいと考える施設や事業では「認可保育所」が43.1%と最も多く、次いで「幼稚園(31.7%)」「幼稚園の預かり保育の定期利用(19.9%)」「認定こども園・保育園枠長時間利用(11.8%)」「ファミリー・サポート事業(11.1%)」「認証保育所(10.2%)」となっています。

今後は、子育て家庭が多様な選択肢の中から、自らのライフスタイルにあった保育サービスを選び、すべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、環境を整備していく必要があります。

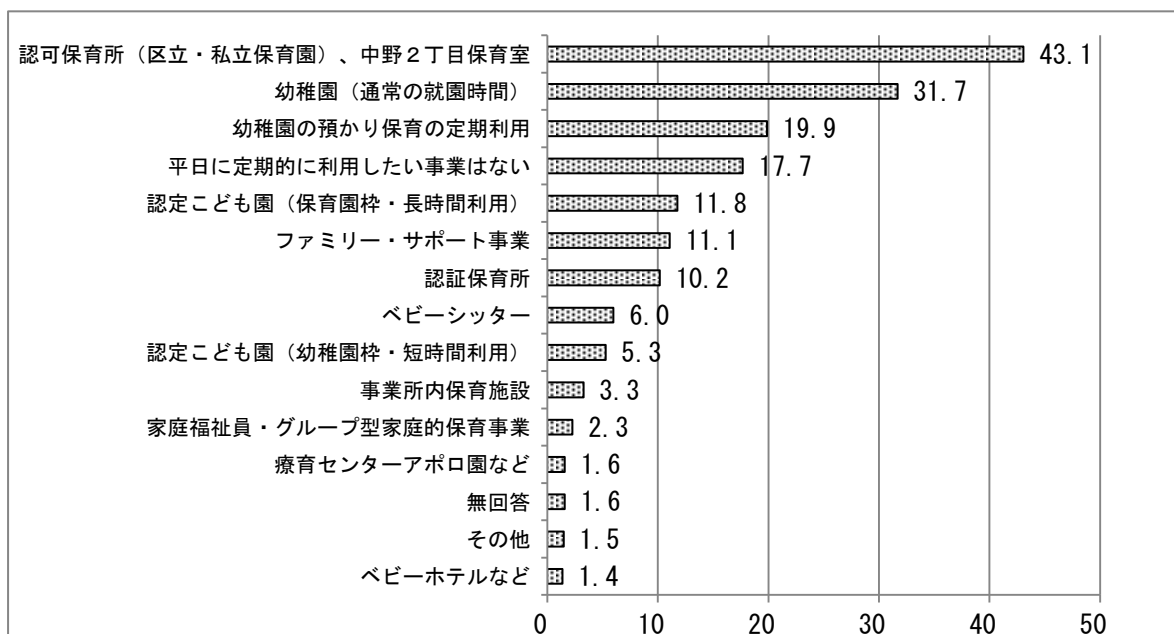
現在、区内のすべての私立幼稚園が、平日の教育時間前後や長期休業中において預かり保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)における、幼稚園型の一時預かり事業を進め、子育て支援の充実を図っていく必要があります。

これまで、サービスの担い手として、民間活力の導入を進めたことにより、多様な保育サービスが展開され、区民ニーズへの対応が図られてきています。保育の質をより一層向上させるため、職員研修や保幼合同の事例研究等の充実、第三者評価制度、苦情処理制度の仕組みを活用するなど保育環境の適切な整備を進め、民間事業者が質の高い保育サービスを提供できるよう支援を行っていきます。

【保育所待機児童数の推移（子ども教育部統計）】



【定期的に利用したいと考える施設・事業＜複数回答＞】



■ 目指す姿

- ・子ども一人ひとりが集団生活をとおして、丈夫な体と豊かな心を育てています。
- ・多様な保育施設の整備により量的拡大を図ることで、子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービスを選択し利用できています。
- ・合同研究や研修の充実により、質の高い幼児教育・保育が確保されています。
- ・幼稚園、保育施設、小学校の連携強化により、小学校教育への円滑な移行が進んでいます。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) ライフスタイルに応じた教育・保育の選択

①認定こども園の整備

【保育園・幼稚園分野】

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、様々なライフスタイルの家庭が利用できる認定こども園の整備を進めます。

②私立幼稚園の一時預かり事業及び預かり保育事業補助（★10）

【保育園・幼稚園分野】

子ども・子育て支援事業に基づく幼稚園型の一時預かり事業を推進するとともに、私立幼稚園の預かり保育事業への支援も継続します。

③私立幼稚園等保護者への支援

【保育園・幼稚園分野】

私立幼稚園等を利用する保護者に対して入園料と保育料を補助します。また、新制度へ移行した私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質の向上のために保護者に求める特定負担額について、一定の基準で補助を実施します。

④区立保育園の民営化による保育環境の整備と定員の拡大（★9）【保育園・幼稚園分野】

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。

⑤民間の保育園及び地域型保育事業の誘致、運営支援（★9）【保育園・幼稚園分野】

保育園及び地域型保育事業を誘致し、保育ニーズに合わせて、適切な整備を進めます。

⑥認可保育施設への転換に向けた支援（★9）

【保育園・幼稚園分野】

認可外保育施設が、保育園または地域型保育事業へ転換する場合に必要な支援を行い、保育サービスの確保と質の向上を図ります。

⑦認可外保育施設保護者への支援

【保育園・幼稚園分野】

認証保育所等の利用者負担を軽減するため、認証保育所等保護者補助を引き続き実施します。また、認可外保育施設を利用する保護者のうち、認可保育施設の利用を希望し、待機している保護者に対して補助を実施します。

⑧休日保育

【子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】

休日に保護者の就労などにより家庭で保育ができない場合に、保育園で保育を行います。

⑨延長保育（★11）

【保育園・幼稚園分野】

保育園全園にて、保護者の就労状況等による延長保育を行うとともに、今後新たに整備する保育園等においても実施します。

⑩病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（★12）

【子育て支援分野】

病気やけがにより集団保育等が困難な乳幼児を日中預かる病児・病後児保育、ファミリー・サポート事業での病児対応を行います。

利用会員と協力会員のマッチングを促進するため、事業の周知を図るなど、会員の確保を図ります。

(2) 質の高い教育・保育の提供推進

①教育・保育の質向上

【保育園・幼稚園分野】

職員の能力、専門性の向上を図るとともに、特別な支援を必要とする子どもへの適切な支援を行っていくため、区内の幼稚園や保育施設等の巡回指導や保幼合同の実践的な研究・交流、職員を対象とした研修を充実します。

②指導検査体制の強化

【保育園・幼稚園分野】

運営管理、保育内容、会計経理等について、区による指導検査を実施し、必要な助言・勧告又は是正等の措置を講ずることにより、保育施設の適正な運営の確保、保育内容の向上及び事故の未然防止等を図ります。

③義務教育への円滑な移行

【保育園・幼稚園分野】

子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育の連携を推進するための「中野区就学前教育プログラム」の活用を進めるとともに、教育・保育施設から小学校へのアプローチプログラム、小学校でのスタートカリキュラムを作成し、園児と児童の交流等を通じて、双方向からの連携を強化し、小学校への円滑な接続を図ります。

④保幼小連携の促進

【保育園・幼稚園分野】

保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小連絡協議会を基盤に連携を進めるとともに、それぞれの教育内容や指導内容について相互理解を深めるなど、保幼小連携を推進します。また、就学前教育の充実を図るため、保幼小連携に係るモデル地区の設定や新たな協議会の設置等について検討を進めます。

⑤連携施設等の支援による保育サービスの質の向上

【保育園・幼稚園分野】

保育園や幼稚園が地域型保育事業の連携施設としての役割を担えるよう調整し、地域型保育事業の保育環境を整えます。さらに、保育施設が第三者評価を受審し、自ら保育サービスの質を向上させる取組みを進めます。

⑥地域生活における支援の充実 (再掲1-4)

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
≪指標 1≫ 保育サービスの内容に満足している保護者の割合	95%	94%	98%
≪指標 2≫ 小学校 1 年生の担任から見た就学前の集団生活をとおして社会性の基礎が培われていると感じる子どもの割合（平均）	84%	88.1%	95%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（67 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅱ 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★9 幼児期の学校教育・保育【69 ページ】

★10 幼稚園における一時預かり事業【80 ページ】

★11 延長保育事業【83 ページ】

★12 病児・病後児保育事業【84 ページ】

現状と課題

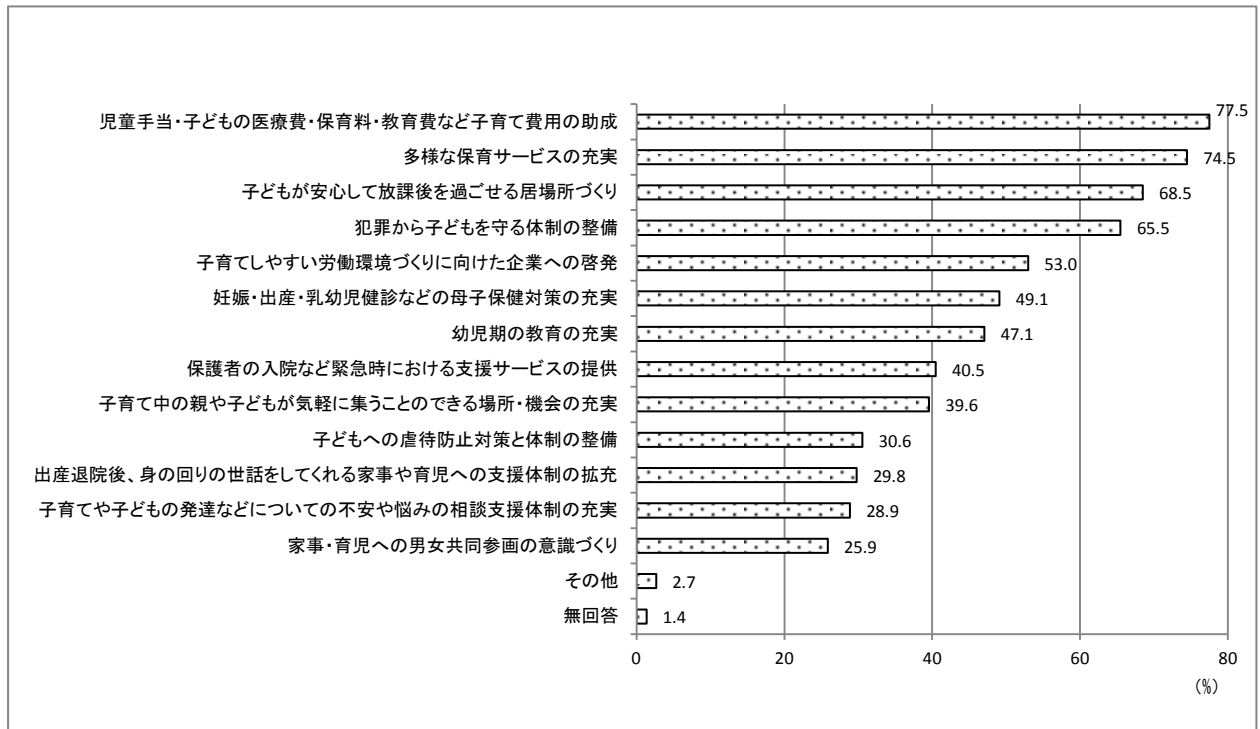
在宅で子どもを育てている保護者においては、育児疲れの解消などを理由として一時保育を利用するケースが年々増えている現状があります。このため、子育て家庭が孤立しない段階での早期発見・予防やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が求められています。

学齢期の子どもをもつ保護者からは、放課後、子どもが安全に過ごせる場、安心して預けることができる場があることが求められています。このため、共働き世帯が安心して子どもを預けられるように、保護者の就労形態の多様化に対応した放課後の児童の活動場所を確保することが必要です。

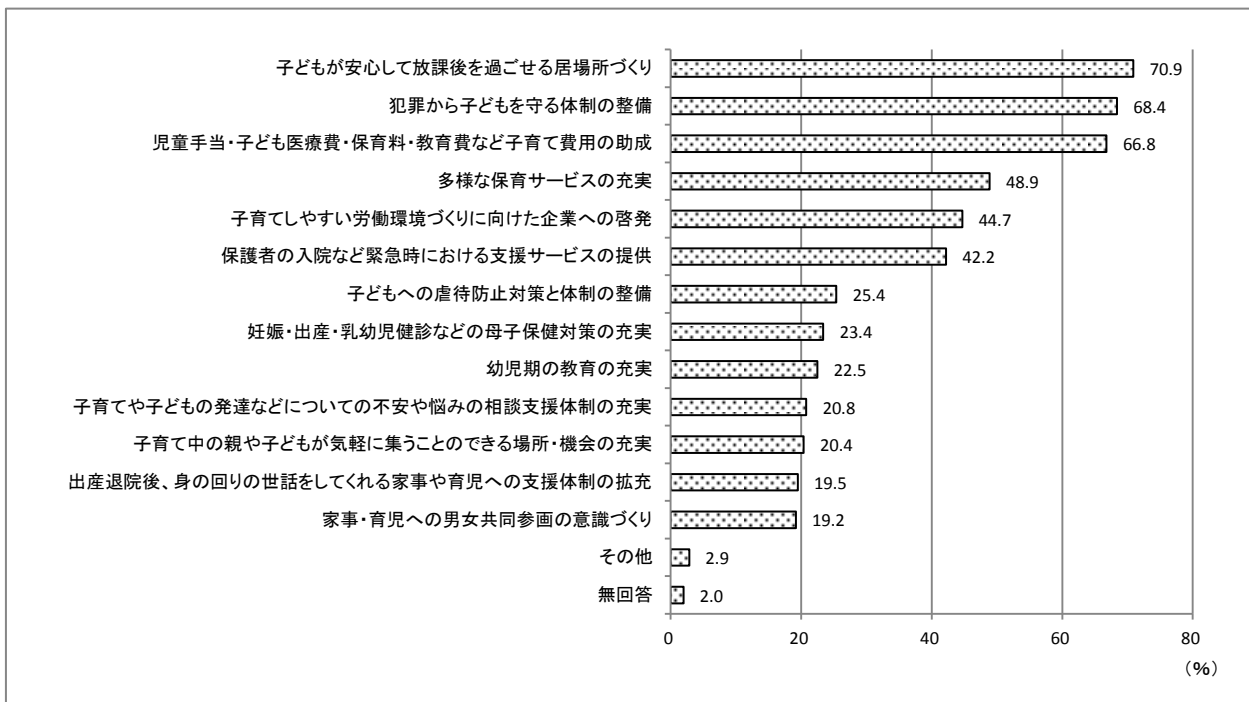
引き続き、中学生までの医療費への助成などを行うとともに、子ども施策についての国や都の制度や社会情勢の変化を踏まえ、十分な連携を図りながら、多子世帯など、経済的負担が大きい子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。

【区に進めてほしい子育て支援策＜複数回答＞】

《乳幼児》

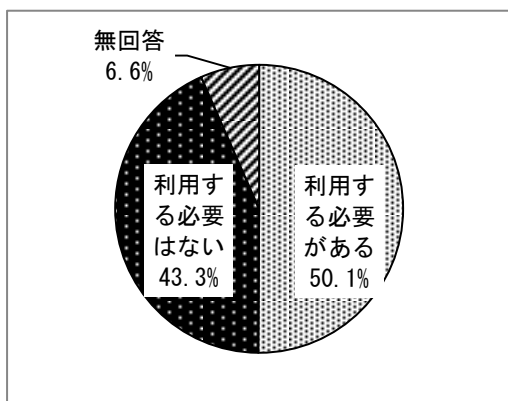


《就学児》

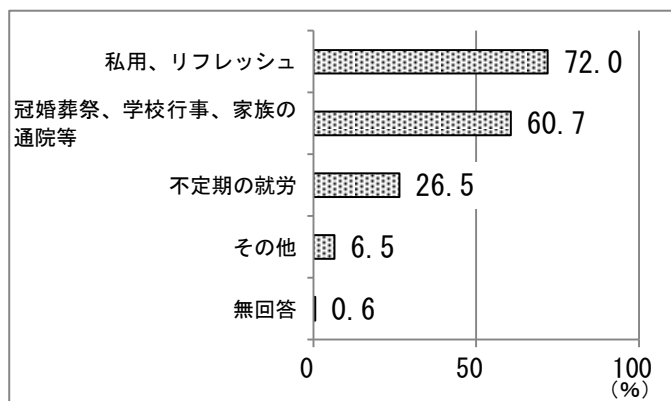


【一時預かりを利用したいと考える保護者の割合及び利用目的】

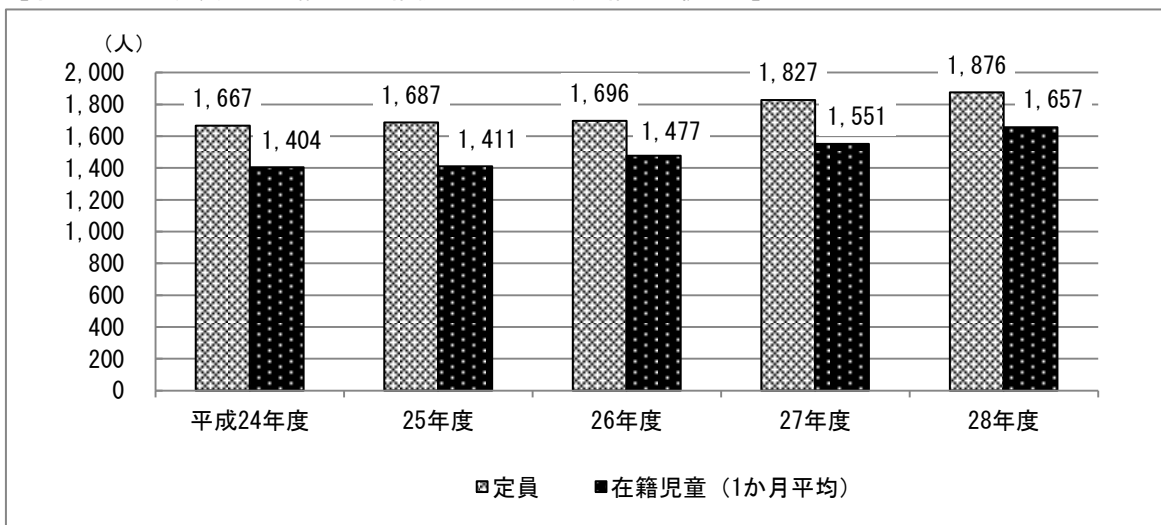
《一時預かりを利用したいと考える保護者の割合》



《利用する必要があると答えた方の利用目的》



【学童クラブの定員及び在籍状況の推移（地域支えあい推進室統計）】



■ 目指す姿

- ・すべての子育て家庭が必要とするサービスを受けることができます。
- ・子どもの年齢、保護者の就労など状況に応じた児童の放課後対策が図られ、保護者は安心して就労でき、子どもは安全な環境で放課後を過ごせています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 頼りになる子育て支援サービスの提供

①利用者支援事業の実施 (★13)

【地域活動推進分野、地域ケア分野、子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】

すこやか福祉センターで、幼稚園等や保育施設、子育ての相談や地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、幼稚園や保育施設などの利用について、子育て家庭の状況に応じた個別のプランを作成するなど、必要とするサービスが利用できるよう支援します。

②一時的に必要となる養育・保育サービスの提供 (★14) 【子育て支援分野】

保護者が入院や出産などで子どもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（子どもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、区内の専用施設で実施します。

また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れなどにより家庭で保育ができない場合に、区内保育園で一時的に日中の保育を行います。（一時保育事業、休日保育事業 再掲2-1）。どの子育て家庭においても、より利用しやすいサービスとなるよう、検討を進めます。

③ファミリー・サポート事業 (★15) 【子育て支援分野】

子育てを援助したい人と援助を受けたい人を会員として組織し、お互いに地域の中で助けあいながら子育てをする活動を中野区社会福祉協議会に委託して実施、支援します。

④ひとり親家庭への支援 【子育て支援分野】

小学生以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者が傷病などの場合に、ホームヘルパーを派遣するホームヘルプサービスや、母子家庭等の母親や父親が就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合の自立教育訓練給付金、資格取得のために養成機関において就業する場合の高等職業訓練促進給付金等の支給を行います。

また、医療費の自己負担分の助成（※）や、児童扶養手当（※）を支給します。

⑤放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（★16）

【地域活動推進分野、地域支援分野】

時間延長などのサービス充実等により、保護者のニーズに応えるとともに、区立学童クラブでは併設するキッズ・プラザ（放課後子ども教室事業）と一体的な運営により事業の充実を図ります。

民間学童クラブの誘致により放課後の子どもたちの居場所を拡充するとともに、特色ある学童クラブの充実を図ります。

⑥病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（2-1 再掲）

⑦乳幼児医療費助成・子ども医療費助成（※）

【子育て支援分野】

就学前の乳幼児及び小学生から中学生までの子どもの医療費（乳幼児医療費助成、子ども医療費助成）の自己負担分を助成します。

⑧児童手当、児童育成手当等（※）

【子育て支援分野】

15歳到達の年度末までの子どもの保護者に支給する児童手当や児童育成手当（障害、ひとり親家庭等）などにより、経済的負担の軽減を図ります。

⑨子育て家庭の負担軽減

【保育園・幼稚園分野、学校教育分野】

認証保育所等保護者補助や私立幼稚園等保護者補助、多子世帯への保育料軽減、就学援助（※）など、子育て家庭への経済的な負担軽減を図ります。

私立幼稚園等保護者への支援（Ⅱ-1 再掲）

認可外保育施設保護者への支援（Ⅱ-1 再掲）

（※）所得制限など条件あり

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
≪指標 1≫ 必要なときに子どもを預ける ことができた保護者の割合	77.5%	71.8%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第4章（67ページ～）において、
需要見込みと確保方を定めています。

〈目標Ⅱ 取組みの柱2における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★13 利用者支援事業【73ページ】

★14 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）【79ページ】、一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）【81～82ページ】

★15 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）【81～82ページ】

★16 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【85ページ】

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

取組みの柱

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

取組みの柱 1

子どもや子育て家庭と地域の連携の強化

□ 現状と課題

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、さまざまな体験をすることで、心豊かに成長することができます。地域では、青少年育成地区委員会、町会・自治会、商店街などの活動が活発に行われていますが、地域活動に参加していない人の割合は70%を超えており、地域のコミュニティづくりの充実が課題となっています。地域の育成団体においては、慢性的な人材不足の状況があります。

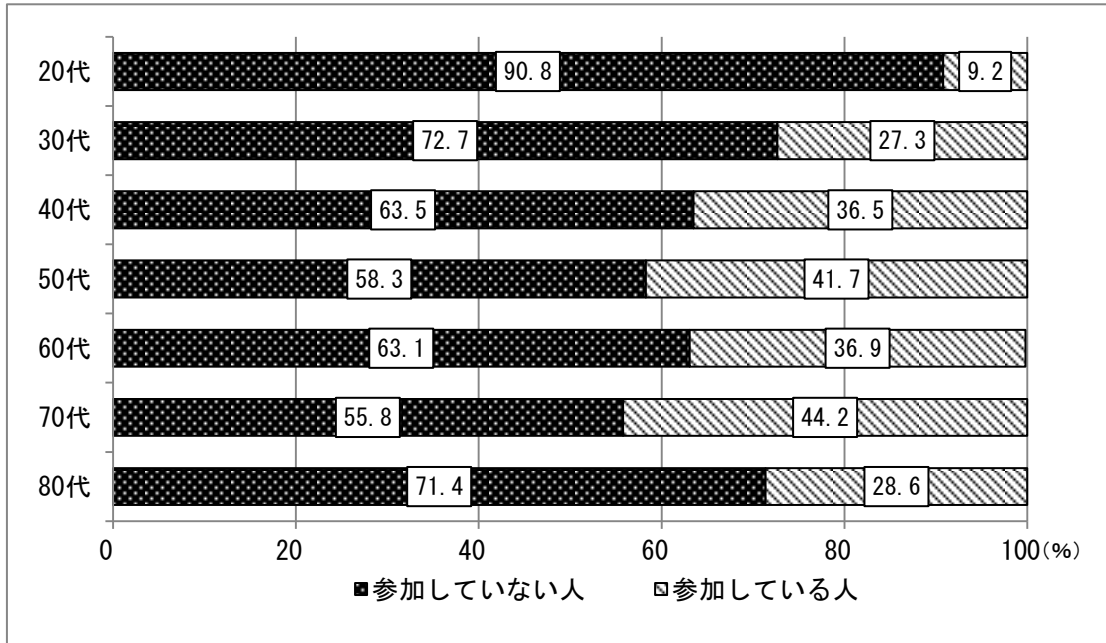
このような状況を改善するためには、学校を含めた地域の中で子どもと子育て家庭の問題・課題を共有し、解決に向けた取組みを進めることが必要です。

地域の人々が活動を通じて、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで、新たな活動の担い手が生まれ、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が整えられることが求められています。

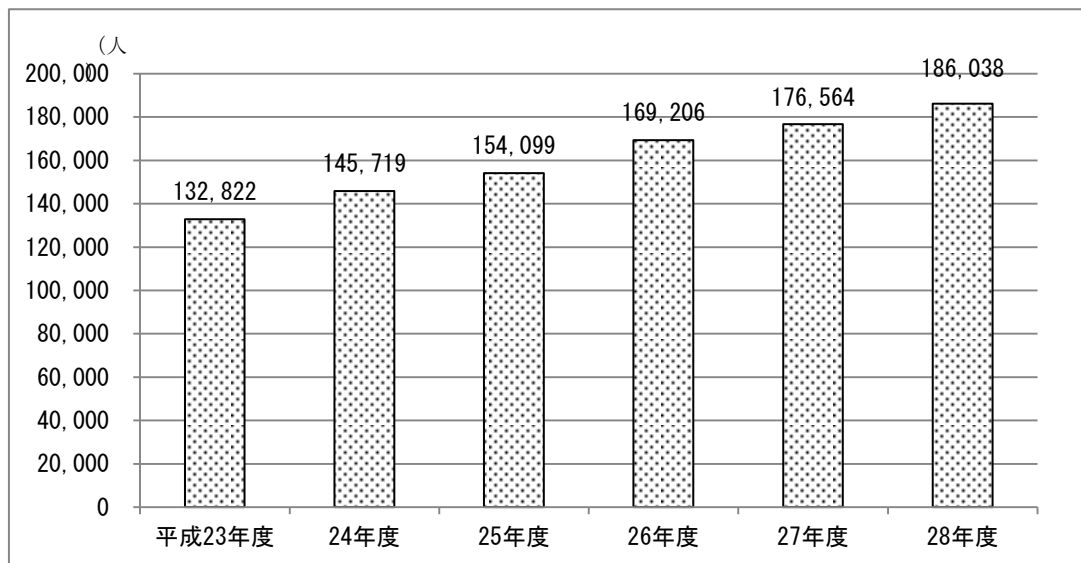
また、子どもたちのすこやかな自己形成や社会的自立を促すコミュニケーション能力を醸成するためには、学校と地域の連携した活動により子どもの社会参加や自らの意見を表明する場が確保され、社会全体で受け止める体制をつくることも大切です。

さらに、放課後の居場所としてのキッズ・プラザや放課後子ども教室、学童クラブの充実により、すべての子どもが等しく豊かな体験ができる環境づくりを進めることが必要です。

【地域活動への参加状況（平成 28 年度保健福祉に関する意識調査）】



【キッズ・プラザ利用状況（地域支えあい推進室統計）】



■ 目指す姿

- ・すこやか福祉センター、子ども施設、学校と地区懇談会や次世代育成委員などの地域の活動が連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守っています。
- ・活動の中で新たな地域人材が増え、地域の育成活動が広がっています。
- ・放課後の安全な居場所が整い、地域の協力を得ながら、子どもたちが、さまざまな体験・活動をする機会が広がっています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) すこやか福祉センターを中心とした子育て・子育て支援のネットワークの強化

- ① 保護者同士の交流や相談事業の充実 (★17) (再掲 I-5)
(地域子育て支援拠点事業の拡充)

② 地域ぐるみで子育てを行うための連携強化

【地域活動推進分野、地域支援分野】

中学校区単位に設置した地区懇談会では、子どもと子育て家庭をめぐる課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて、協議やさまざまな取組みを行います。

今後進められる学校の再編に合わせて地区懇談会の地区割りを見直し、家庭・地域・学校が連携した活動を活性化します。

また、子育てや子どもの育ちを支援する地域の連携づくりに向けて、連携の要となる次世代育成委員の地域との関わりを深め、活動の充実を図ります。

さらに、地域の子育てや育成活動の中核となる人材を育成し、地域コミュニティを強化するための支援を行います。

(2) 子育て家庭を地域での見守り、支え合う仕組みの構築

- ① 地域包括ケアシステムの推進 【地域包括ケア推進分野、子ども家庭支援センター】

区で構築をすすめている地域包括ケアシステムについて、障害児や子育て家庭など、ケアを必要とする全ての人を支援する包括的な地域ケアの仕組みづくりを進めます。

(3) 子どもの充実した活動の推進と将来の地域人材の育成

- ① 放課後児童健全育成事業〈学童クラブ〉、放課後子ども教室 (★18)

【地域活動推進分野】

広い校庭や体育館を活用し、学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全安心な遊び場」として、全小学校内に放課後子ども教室であるキッズ・プラザを設置します。

学童クラブでは、延長保育などのサービスの充実を図っていますが、区立学童クラブでは、併設するキッズ・プラザで実施する活動にも参加するなど、一体的な事業の実施によりさらに充実を図ります。また、民設民営学童クラブの誘致により、放課後の子どもたちの活動拠点を拡充するとともに、特色ある学童クラブ事業の充実を図ります。

これらの環境整備にあたっては、教育委員会と区長部局である地域支えあい推進室とが連携し、子どもたちが安全で充実した放課後を過ごすことができるよう取り組んでいきます。

また、放課後子ども教室推進事業として、地域団体への委託により、放課後や学校休業日に小学校施設等を活用して、地域・学校・行政が連携し、学習やスポーツ、交流など子どものさまざまな体験・活動の機会を広げていきます。

② 中高生への健全育成事業

【子育て支援分野】

中高生の社会参加を支援するとともに、自らの考えを発表する機会・場を提供する事業の充実を図ります。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
≪指標 1≫ 地域子育て支援拠点事業の利用により地 域とのつながりができたと考える乳幼児 保護者の割合	—	78.5%	80%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（67 ページ～）において、
 需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅲ 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★17 地域子育て支援拠点事業【74 ページ】

★18 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【85 ページ】

現状と課題

区内では「不審者から声をかけられた」「ちかん行為の被害に遭った・遭いそうになった」などの被害が発生しています。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動やPTA連合会による子ども110番の家事業など、さまざまな取組みを行っています。

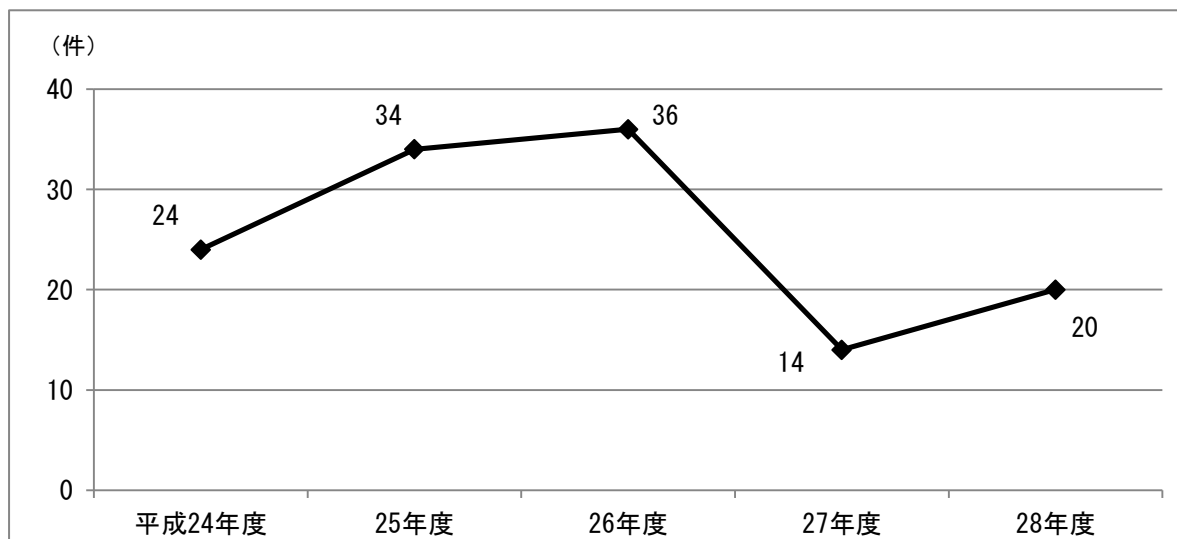
また、子どもの交通事故は、件数としては減少傾向にありますが、引き続き、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援を充実していく必要があります。

防災教育においては、子どもたちが災害時の助け合いの重要性を理解し、地域と共同した防災訓練等へ主体的に参加できるよう、取組みを進めていく必要があります。

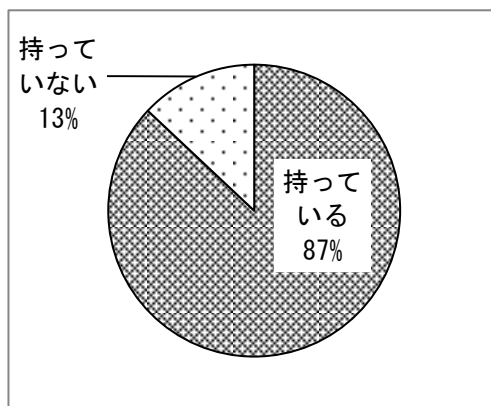
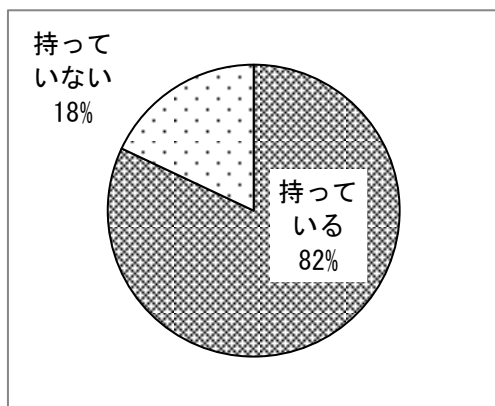
一方、インターネットを通じた事件では、子どもが被害者となるケースが増えています。特に、出会い系サイトの被害を受けた子どもの97%以上がアクセス手段として携帯電話・スマートフォンを利用しているなど、電子モバイル機器を利用した犯罪が増えています。また、インターネットや携帯電話の利用が急速に普及する中、大人の知らないところで、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害も発生しています。さらに、薬物乱用のケースも増加傾向にあります。

区教育委員会が平成28年11月に、区立小学校4～6年生及び区立中学校1～3年生を対象に実施した、「携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等について」の調査において、自分専用の携帯電話等を持っている児童・生徒のうちフィルタリング等を設定している小学生は51%、中学生は50%でした。また、「フィルタリングがかけられているかわからない」と回答した小学生は36%、中学生は31%となっています。さらに、「知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある」と回答した小学生は21%、中学生は45%で学年が上がるにつれて増加しています。今後、ネット社会における匿名性がもたらす危険等について、児童・生徒への指導とともに、保護者への意識啓発に取り組む必要があります。

【子どもの交通事故発生件数（警視庁統計）】

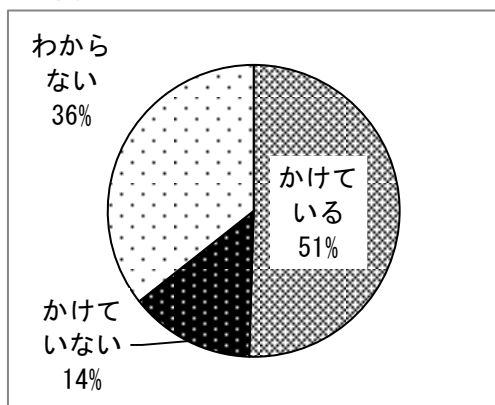


【児童・生徒の携帯電話等所持率（平成 28 年度教育委員会事務局調査）】

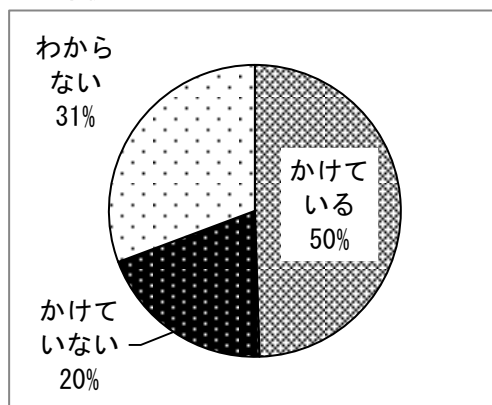


【フィルタリング等をかけている児童・生徒の割合（平成 28 年度教育委員会事務局調査）】

◆小学校 4～6 年生

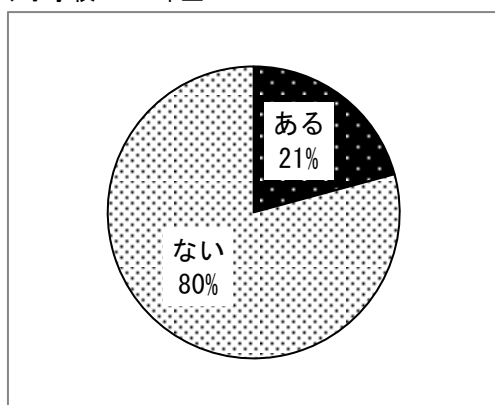


◆中学校 1～3 年生

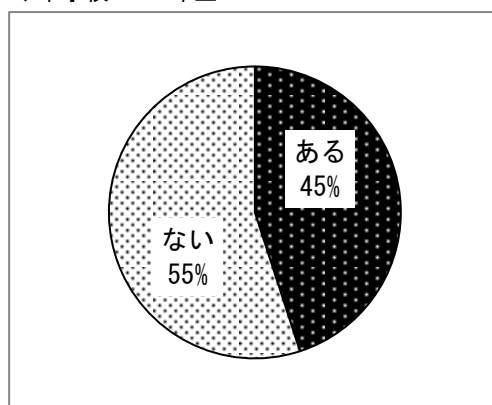


【知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある児童・生徒の割合（平成 28 年度教育委員会事務局調査）】

◆小学校 4～6 年生



◆中学校 1～3 年生



■ 目指す姿

- ・子どもたちは、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身につけ、犯罪などに巻き込まれない力が培われています。
- ・家庭と学校が連携し、情報モラルに関する教育を推進することにより、インターネットを通じた被害から子どもが守られています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) 防犯・防災知識の習得と防犯力の向上

① 中高生を対象とした防災訓練の推進

【防災分野】

地域の防災活動のリーダーとして活躍できる中学生、高校生向けの防災訓練の学校等での実施を推奨、支援します。

② 事故や犯罪被害の防止

【生活・交通安全分野、学校教育分野】

児童の通学路への防犯カメラの設置や、家庭、学校、地域、警察署等と連携した通学路点検の実施により、事故や犯罪被害の防止を図ります。

学校情報配信システムによる子どもたちの安全に係る適切な情報発信や、地域団体等による防犯パトロール、子ども110番の家を推進していくとともに、警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図ることにより、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

③ 子どもに対する交通安全指導（保・幼・小）、セーフティ教室（学校）

【生活・交通安全分野、学校教育分野】

警察署やPTA等と協力し、自転車点検や安全指導などの交通安全教室を各小学校で実施します。小・中学校では、児童・生徒の健全育成の活性化を図るとともに、警察等関係機関及び保護者・地域と連携して犯罪被害防止教育の一層の充実を図ります。

④ 情報モラル教育の推進、保護者への啓発推進

【学校教育分野】

各学校において、ファミリールール講座等を活用した情報モラル教育を実施し、保護者への啓発を図っていきます。また、児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握したうえで、情報モラル教育を実施していきます。

成果指標と目標値

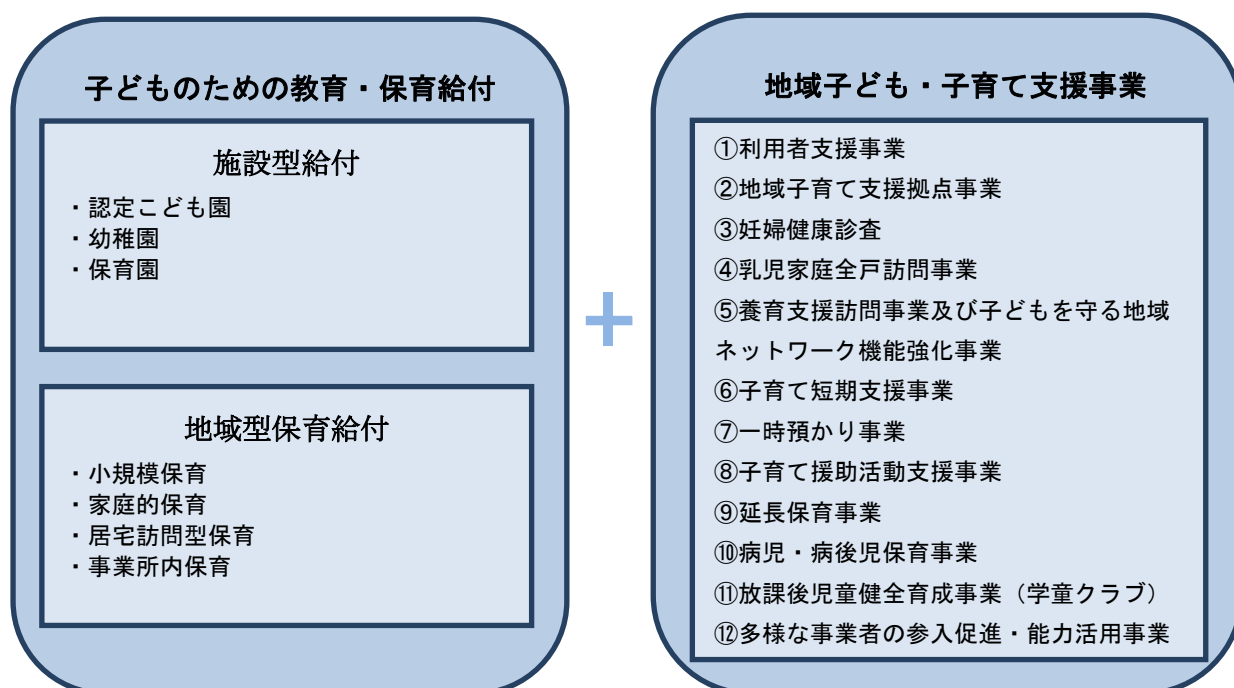
指標	平成 25 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 31 年度 目標値
≪指標 1≫ 子ども（中学生以下）の交通事故件数	34 件	20 件	減少
≪指標 2≫ 携帯電話などの使い方のルールを家族で決めている児童・生徒の割合	—	小学生 68% 中学生 59%	小学生 90% 中学生 80%

第4章 需要見込みと確保方策

1 需要見込みと確保方策

区は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する計画区域を設定し、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「需要見込み」と「確保方策」を定め必要なサービスを提供していきます。

需要見込みと確保方策を定める事業



■ 子どものための教育・保育給付

(1) 施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「保育園」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

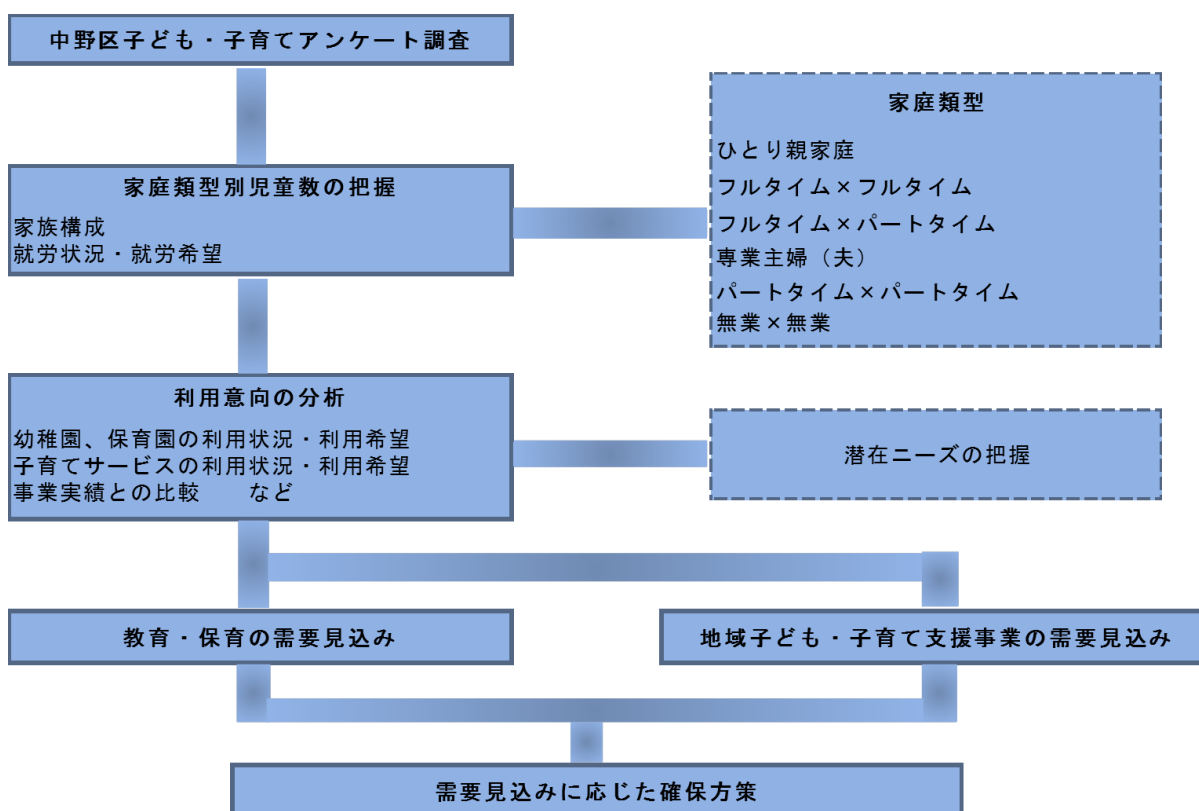
(2) 地域型保育給付

地域型保育給付は、新制度に基づき、新たに区が認可を行う地域型保育事業が対象になります。

地域型保育事業	
小規模保育事業	保育園に比べ、小規模な環境（定員6人以上19人以下）で保育を実施する事業
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）で保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	病気や障害などの理由から、保育施設で集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業

需要見込みの基本的な算出方法

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要見込みは、子どもの保護者を対象に実施した「中野区子ども・子育てアンケート調査(平成 25 年度実施)」や「中野区保育ニーズ調査(平成 29 年度実施)」の結果や区の実状に応じて推計します。



計画区域の設定

区全域を1つの区域として設定し、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

計画期間における幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

□ 保育の必要性の認定区分

保育の必要性の認定は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

区 分		利用施設
1号認定	満3歳以上 幼児期の学校教育	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育の必要性あり	認定こども園、保育園
3号認定 [※]	満3歳未満 保育の必要性あり	認定こども園、保育園、地域型保育事業

※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

□ 確保方策の考え方（今後の方向性）

幼児期の学校教育・保育の需要については、区内の教育・保育施設の現状を考慮して以下の考え方に基づき、必要な施設や定員を確保していきます。

①民間活力を活かした保育施設の整備

区立保育園の民営化や私立保育園、小規模保育事業の誘致を進めます。

②認定こども園の整備

認定こども園の新規整備、幼稚園の認定こども園へ転換を進めます。

③認可保育施設への転換に向けた支援

保育園や地域型保育事業へ転換する認可外保育施設について、必要な支援を行います。

④私立幼稚園における一時預かり事業の推進

教育時間の前後や長期休業中の保育需要に対応するため、在園児を対象とした一時預かり事業を進めます。

■ 計画期間における新規確保方策（新規施設は年度末までに開園する施設数）

幼児期の学校教育、保育の新規方策						
計画年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	—	2園	—	2園	1園	3園
幼稚園	—	22園	—	22園	—	22園
保育園	4園	54園	7園	61園	7園	68園
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）※1	小規模保育 2事業	26事業	小規模保育 1事業 家庭的保育 ▲1事業	26事業	—	26事業
認証保育所等 （認可外保育施設）	認証保育所から 保育園へ移行 ▲1園	17園	認可外保育施設 7園 認証保育所 ▲1園	22園	認可外保育施設 4園	26園

※1 小規模保育、家庭的保育等は3号認定が対象の事業

■ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

（１）幼児期の学校教育…認定こども園、幼稚園

1号認定…満3歳以上

需要見込みと確保方策

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	3,041	3,027	3,007
確保方策（人）	3,797	3,797	3,851
認定こども園、区立幼稚園 （施設型給付）	450	450	504
私立幼稚園	3,347	3,347	3,347
前年度からの増減（人）	—	—	—
認定こども園、区立幼稚園 （施設型給付）	80	—	54
私立幼稚園	▲ 80	—	—

（２）保育…認定こども園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設

2号認定…満3歳以上

需要見込みと確保方策

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,824	3,054	3,315
確保方策（人）	2,996	3,221	3,533
認定こども園、保育園	2,879	3,129	3,429
認証保育所等 （認可外保育施設）	117	92	104
前年度からの増減（人）	183	225	312
認定こども園、保育園	194	250	300
認証保育所等 （認可外保育施設）	▲11	▲25	12

3号認定…0歳

需要見込みと確保方策

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	715	779	844
確保方策（人）	686	797	851
認定こども園、保育園	463	503	533
小規模保育、家庭的保育、 事業所内保育 （地域型保育事業）	70	72	72
認証保育所等 （認可外保育施設）	153	222	246
前年度からの増減（人）	33	111	54
認定こども園、保育園	25	40	30
小規模保育、家庭的保育、 事業所内保育 （地域型保育事業）	10	2	0
認証保育所等 （認可外保育施設）	▲2	69	24

3号認定…1、2歳

需要見込みと確保方策

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,475	2,615	2,848
確保方策（人）	2,192	2,560	2,937
認定こども園、保育園	1,700	1,866	2,042
小規模保育、家庭的保育、 事業所内保育 （地域型保育事業）	200	213	213
認証保育所等 （認可外保育施設）	292	481	682
前年度からの増減（人）	88	368	377
認定こども園、保育園	89	166	176
小規模保育、家庭的保育、 事業所内保育 （地域型保育事業）	26	13	0
認証保育所等 （認可外保育施設）	▲27	189	201

3 地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

すこやか福祉センターでは、子育ての相談・助言を実施するとともに、地域の子育て支援、教育・保育施設等への入所や利用に関する情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。

また、保健師や助産師などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行い、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援プランを作成して母子保健サービスなどにつなげています。

子ども総合相談窓口においては、手当や医療費等の申請などのあらゆる機会をとらえて、区民の必要なサービスを提供できるよう利用者支援事業を実施します。

需要見込みと確保方策

子育て家庭の身近な地域で実施するため、一般型、母子保健型として区の子育て支援の拠点であるすこやか福祉センター4箇所、区役所3階子ども総合相談窓口は、特定型として利用者支援事業を実施します。

計画年度	需要見込みと確保方策		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（箇所）	5	5	5
確保方策（箇所）	5	5	5

（確保方策は年度末の数値）

□ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

中部、南部すこやか福祉センター、児童館 14 館等で実施しているほか、「中野区子育てひろば事業実施要綱」に基づき、地域団体、乳児院を運営する法人に運営委託を行っています。

需要見込みと確保方策

将来人口推計や0歳～2歳児の在宅率を踏まえ、需要見込みを算出しています。

乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に展開するため、すこやか福祉センターのほか、保育所や学童クラブとの併設などにより実施していきます。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人回）	284,922	254,826	243,804
確保方策（箇所）	21	21	23

妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業です。

妊婦に必要な健康診査を医療機関に委託により実施しており、妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査（14回分）妊婦超音波検査（1回分）、子宮頸がん検診（1回分）の受診票、歯科健診（1回分）の受診票を交付しています。

里帰り出産など、都外や助産院等の受診票が使用できない医療機関等で受診した場合は、償還払いを実施しています。

需要見込みと確保方策

妊娠届出数の伸び率を加味した妊娠届出想定数と、一人あたりの受診回数14回を乗じた回数を需要見込みとし、委託医療機関等による検診を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	3,443 健診回数48,202	3,563 健診回数49,882	3,686 健診回数51,604
確保方策	①実施場所 「東京都委託妊婦健康診査取扱医療機関」の標示がある医療機関 ②検査項目 ≪1回目≫問診、体重測定、尿検査（糖・蛋白定性）、血圧測定 血液検査・血液型（ABO/Rh）・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体 梅毒（梅毒血清反応検査）、B型肝炎（HBs抗原検査） 風疹（風疹抗体価検査）、子宮頸がん検診 ≪2回目以降≫ 【毎回実施】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【2回目以降、週数に応じて1回ずつ選択】 貧血、クラミジア抗原、C型肝炎、HTLV-1抗体、経膈超音波検査 血糖、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）、妊婦超音波検査 ※妊婦歯科検診1回あり（区独自検診）		

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

区職員及び区から委託を受けた訪問指導員が訪問し、家庭の状況、さまざまな不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が相談・支援を継続し、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげています。

需要見込みと確保方策

将来人口推計における0歳児の人口を需要見込みとしています。

訪問指導員やすこやか福祉センターによる全戸訪問を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,559	2,614	2,668
確保方策	①実施体制 区職員、訪問指導員（看護師、助産師、保健師） ②実施機関 各すこやか福祉センター		

■ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要

(1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターの保健師による訪問やヘルパー派遣を実施しています。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。

需要見込みと確保方策

(1) 養育支援訪問事業

これまでの実績の伸び率から需要見込みを算出しています。

適切な養育支援を実施するため、関係機関との連携強化や支援内容の充実を図り、養育支援の必要な家庭への訪問や養育支援ヘルパー派遣を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み (人日)	訪問相談	327	364	406
	養育支援ヘルパー	388	388	388
確保方策		①養育支援が必要な家庭の把握 乳児家庭全戸訪問事業、すこやか福祉センター等関係機関との連携 ②訪問相談 保健師等の訪問による助言、経過観察 ③ヘルパーによる支援 養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の改善に向けた支援を実施		

(2) 子どもを守る地域ネットワーク事業

すこやか福祉センターの管内ごとに要保護児童サポート会議を開催し、地域ごとにきめ細かな要保護児童対策を推進します。

特に虐待ケースについての進行管理を行い、適切な支援につなげます。

要保護児童対策地域協議会の運営

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	代表者会議…原則年1回開催 要保護児童サポート会議…原則年3回開催 ※すこやか福祉センターの管内ごと 個別サポート会議…必要に応じて随時開催 実務者研修の実施		

子育て短期支援事業(子どもショートステイ)

事業概要

保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設において宿泊を伴う養育を行う事業です。

区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施しています。

需要見込みと確保方策

これまでの事業実績の伸び率を踏まえて需要見込みを算出しています。確保方策は、2か所の施設で一日の定員3名を確保しているため、1,095人日/年としています。

需要見込みと確保方策 (確保方策は年度末の数値)

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み(人日)	644	812	1,022
確保方策(人日)	1,095	1,095	1,095

■ 幼稚園における一時預かり事業

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業です。

幼稚園型一時預かり事業を区内5園で実施しているほか、私立幼稚園16園で預かり保育を実施しています。また、私立幼稚園への補助を行い、預かり保育を推進しています。

需要見込みと確保方策

ニーズ調査(平成25年度実施)の利用意向率により需要見込みを算出しています。一時預かり事業を希望する全ての幼稚園家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み(人日)	125,905	122,178	115,271
確保方策(人日)	125,905	122,178	115,271

□ 一時預かり事業(一時保育、短期特例保育)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート事業)

事業概要

(1) 一時保育、短期特例保育

生後57日から小学校就学前までの乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって日中の保育を認可保育所において行う事業です。

一時保育専用室がある区立保育園2園、私立保育園9園において実施しています。また、区立保育園14園で、定員に空きがある場合に実施しています。

特に利用要件を問わない一時保育と保護者が病気などの場合に利用できる短期特例保育があります。

(2) トワイライトステイ

保護者が仕事、病気などの理由により夜間の時間帯において、3歳から小学校6年生までの子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業です。母子生活支援施設で実施しています。

(3) ファミリー・サポート事業

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助をしたい方(協力会員)が会員になり、仕事や急な用事等で、保育園・幼稚園・学童クラブ等への送迎などの子どもの世話ができない時に、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

区では、子育ての相互援助活動に関する連絡・調整、登録業務などを中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。

需要見込みと確保方策

ニーズ調査（平成 25 年度実施）の利用意向結果から需要見込みを算出しています。一時保育事業の確保方策は専用室の定員数、ファミリー・サポート事業はこれまでの実績から、トワイライトステイ事業は事業実施日により算出しています。

（1）一時保育、ファミリーサポート（未就学児）、トワイライトステイ

需要見込みと確保方策 （確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	22,085	21,930	21,482
確保方策（人日）	24,927	24,927	24,927
一時保育	15,520	15,520	15,520
ファミリー・サポート事業 （未就学児童）	9,114	9,114	9,114
トワイライトステイ	293	293	293

（2）ファミリー・サポート（就学児童）

需要見込みと確保方策 （確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	3,064	3,064	3,064
確保方策（人日）	4,594	4,594	4,594

■ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育園等で保育を実施する事業です。

区立・私立保育園全園で実施しているほか、認定こども園や家庭的保育事業、小規模保育事業所で実施しています。また、保護者の急な残業等に対応した延長保育のスポット利用（1日単位）を実施しているほか、認証保育所全園で13時間保育を実施しています。

需要見込みと確保方策

保育ニーズ調査(平成29年度実施)結果をもとに算出した保育需要数から、延長保育の需要見込みを算出しました。延長保育を希望する家庭がすべて受け入れられるよう、確保方策数を設定しています。

延長保育事業のニーズは、増傾向にあります。また、保育施設の増に伴い、利用者数も増加しており、新たに整備する保育園等においても延長保育を実施します。

需要見込みと確保方策

(確保方策は年度末の数値)

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み(人)	2,070	2,169	2,429
確保方策(人)	2,070	2,169	2,429

■ 病児・病後児保育事業

事業概要

病気の回復期に至っていない（病児保育）または、回復期にある（病後児保育）生後6か月（病児保育は満1歳）から小学校就学前の子どもを専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業です。

病児保育事業は病院1か所で、病後児保育事業は区立保育園1園及び乳児院の2か所で、委託により実施しています。

また、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施しています。

需要見込みと確保方策

これまでの実績をもとに需要見込みを算出しています。病児・病後児保育の確保方策は実施施設の定員数から、ファミリー・サポート事業はこれまでの実績をもとに、確保数を算出しています。

子育てと就労の両立を支援するため、利用状況を踏まえ、より利用しやすいサービスとなるよう検討していきます。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	2,696	2,805	2,920
確保方策（人日）	3,180	3,180	3,180
病児・病後児保育	2,196	2,196	2,196
ファミリー・サポート事業 （病児対応）	984	984	984

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業概要

保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健やかに成長できるよう援助する事業です。

小学生を対象に区立学童クラブ26か所、民間学童クラブ9か所で実施しています。

小学校4年生から6年生は特別な支援が必要なお子さんを受け入れています。キッズ・プラザや放課後子ども教室推進事業において、すべての小学生を対象に受け入れています。

小学校区毎に開設している区立学童クラブは、キッズ・プラザの整備に合わせて小学校内に配置し、民間事業者に委託して一体型の運営を行います。利用希望が多い地域などに民設民営学童クラブを誘致し、整備費や運営費を補助して定員を確保します。

需要見込みと確保方策

ニーズ調査(平成25年度実施)で把握した利用意向率やこれまでの実績から需要見込み・確保方策数を算出しています。特別な支援が必要な子ども以外の高学年の需要については、キッズ・プラザ、放課後子ども教室において確保しています。

学童クラブ事業 計画年度	需要見込みと確保方策		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,862	2,914	2,980
低学年	1,832	1,860	1,894
高学年	1,030 (※103)	1,054 (※106)	1,086 (※109)
確保方策（人）	1,936	1,976	2,016
前年度からの増減（人）	—	40	40
学童クラブ開設数（箇所）	—	1	1

※高学年のうち障害等により特に保育の必要度が高い児童

■ キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室事業

事業概要

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後のこどもたちの安全安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施しています。

また、放課後や学校の休業日に小学校を活用した放課後子ども教室推進事業を区民への委託により実施しています。

需要見込みと確保方策

これまでの利用実績から需要見込みを算出しました。

キッズ・プラザについては、順次、小学校へ設置していきます。放課後子ども教室推進事業についても実施箇所を増やし、内容の充実を図っていきます。

キッズ・プラザ事業

(確保方策は年度末の数値)

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み(人)	190,000	195,000	210,000
確保方策(箇所)	8	8	9

放課後子ども教室推進事業

(確保方策は年度末の数値)

計画年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み(人)	5,719	6,536	7,352
確保方策(箇所)	14	16	18

■ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

新規参入事業者に対する、事業実施に関する継続的な相談・助言等の支援や小規模保育事業の連携施設の斡旋等を実施します。

〒164-8501 中野区中野4-8-1

中野区子ども教育部 子ども教育経営担当（区役所5階）

TEL03-3228-5610 / FAX03-3228-5679

E-mail: kodomokeiei@city.tokyo-nakano.lg.jp